平成17年度 『杉並区外部評価委員会』 報告書

平成18年3月



はじめに

「杉並区外部評価委員会」は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として区長からの委嘱を受け、平成14年9月に発足しました。今年度の行政評価は、平成11年度に開始した事務事業評価から数えて7回目、外部評価は4回目となります。

今回杉並区では、新たに施策評価に対する「区民の評価」を試行するなど、行政をより幅広い観点から評価する姿勢は、評価に値します。しかし昨年度も指摘しましたが、予算との連携や評価結果の活用が不十分であることや、区民からの意見が余り寄せられていないことなど、依然として課題もあります。

課題を解決するためには、現状の制度設計、公表方法に捉われることなく常に改善していく取り組みが重要であり、こうした取り組みが行政の質を向上させることに繋がっていくと考えられます。

今年度の外部評価委員会では、協働等の推進の視点からの評価と、 区が試行した「区民による行政評価」に対する評価という新たな視 点も加え行いました。

本報告書では杉並区に対する改善すべき事項を厳しく指摘しておりますが、こうした当委員会の報告が区政の発展に寄与することを願いつつ、ここに平成17年度外部評価の結果を報告します。

平成18年3月 杉並区外部評価委員会委員一同

目 次

第	1草	平成 17 年度外部評価の概要	1
1	評侃	西対象	1
2	評值	西視点	2
第	2章	杉並区行政評価制度に関する提言	3
1	相文	寸性評価の見直し	3
2	適切	刀な成果指標の設定	3
3	協偅	動·委託等への取組み	4
4	予算	章編成等との連携の確保	4
5	区目	ミアンケートへの取組み	5
6	二次	欠評価の充実	5
7	財団	団等団体の意識改革	6
8	評個	両結果の活用	6
9	さら	なる発展のために	7
第:	3章	平成17年度外部評価結果のまとめ	8
1	施策	での方向性	8
2	外部	『評価結果(概要)一覧	9
3	政策	₹·施策評価に対する外部評価結果	13
4	因民	ピアンケートに対する外部評価結果	81
5	財団	日等経営評価に対する外部評価結果	93
6	行政	な評価に対する総括意見	98
資料	炓編		
資	[料1	」 政策·施策の体系	101
資	登料 2	外部評価委員会委員名簿	103
資	3料3	平成17年度外部評価委員会の活動	103
~	子米 4 4	杉並区外部評価委員会設置要綱	104

第1章 平成17年度外部評価の概要

杉並区外部評価委員会(以下「外部評価委員会」)は、平成17年度に杉並区が行った政策評価、施策評価及び財団等経営評価(以下「内部評価」)について、第三者として再評価(以下「外部評価」)を行うとともに、評価制度全体に関する提言を行った。

1 評価対象

杉並区は、区が行っているすべての政策、施策、事務事業に対する行政評価と、区が財政的な支援などを行っている7団体に対する経営評価を行った。外部評価では限られた時間と労力の中で、これらすべてを対象に行うことは、困難であり、一定の政策・施策を抽出して検証することでも、合理的な検証を行うことは可能であると考え、下表のとおり実施した。

<評価対象数>

	政策	政 策 施 策		財団等
内部評価対象数	22政策	72施策	862事務事業	7団体
外部評価対象数	6政策	28施策	-	5団体

(1) 政策·施策評価

杉並区は、今年度新たに試行として各部に二次評価部門を設置し、各課が行った政策・施策評価に対して二次評価を実施している。また、行政評価への区民参画の一環として、区民による評価をアンケートにより試行している。外部評価委員会では、その効果を検証し、課題の洗い出しと今後の方向性を示すために、政策については、各部から一つ、施策については、アンケートを実施した施策が含まれるように配慮して評価対象を選定した。

(2) 財団等経営評価

区が出資や財政支援、人的支援などの援助を継続的に行っている団体の中から、各委員が1団体を選択し評価対象とした。前年度に評価対象としなかった2団体を含めた5団体について評価を行った。

(参考) <経営評価に対する外部評価 >

団 体 名	外部評価実施団体				
四 冲 右	15年度	16年度	17年度		
財団法人 杉並区勤労者福祉協会					
財団法人 杉並区スポーツ振興財団					
社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会					
財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団					
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク					
社団法人 杉並区シルバー人材センター					
杉並区文化·交流協会					

2 評価視点

外部評価では、区や財団等が実施した内部評価などを基に、それぞれの 事業目標の達成に向けた効率的かつ計画的な取り組みがなされているか、 成果は上がっているかなどを総合的に評価した。

(1)政策評価・施策評価

行政運営には、事業ごとの目的を明確にし、目標を設定して計画的に取り組むことが求められる。そこで、外部評価では、"施策の成果指標の設定と取り組み状況は適切であるか"協働等によってサービスの質の向上や効率化に努めているか"区民アンケートの結果から住民ニーズにあったものであるか"今後の施策の方向性はどうあるべきか"などを視点に評価した。

(2)財団等経営評価

財団等の団体は、それぞれ設立の趣旨や目的に沿って、公平性を持って活動してきた経緯がある。しかし、社会状況の変化に伴い、財団等の存在意義や目指すべきものは、当然に変化していかなければならない。外部評価委員会では、財団等が社会情勢を的確に捉え、中長期的な戦略に基づき、"質の高いサービス提供に努めているか" 経営の効率化は進んでいるか " 安定した経営基盤の基に自立性を高めているか " 成果を上げているか " などを視点に評価した。

第2章 杉並区行政評価制度に関する提言

杉並区の行政評価は、平成11年度の制度導入から、より充実した内容になるよう見直しに取り組んでいる。当初からの事務事業評価に加え、平成14年度からは現在の政策・施策・事務事業という三層構造を確立し、また、協働・委託等の新たな視点からの評価を行うなど、着実に改善が加えられている。さらに今年度は、決算審議に先立ち、行政評価報告書(速報版)を公表するなど、スピードアップを図ったほか、区民に対するアンケートを実施するなど、前向きな取り組みは、評価できる。

一方、市場化テストや指定管理者制度の導入などの社会情勢の変化のなかで、刻々と生まれる区民の要望に、行政は的確に応えていく必要があり、決して立ち止まっていることは許されない。さらに効率性と区民サービスの向上に取り組むことが必要である。

本章では、外部評価の実施結果を踏まえながら、引き続き改善が必要であると考えられる課題を指摘する。

1 相対性評価の見直し

杉並区の行政評価では、政策と施策、施策と事務事業の2つの階層間で相対性の評価を行っている。

昨年度の相対的評価に対する指摘を踏まえ、施策評価表において、事務事業評価の二次評価を行う欄を設け、上位評価の優先性を目に見える形にしたことは、評価できる。しかし、相変わらず相対性の評価の三区分の関係が明確でないため、理解しにくいものとなっている。現状では、「重点に位置づけるべき施策」「費用対効果の高い施策」「見直し施策」の三区分の中から選択しているが、重点事業の中で見直しが必要、あるいは費用対効果が高いが見直しが必要な事業も考えられる。例えば「重点」と「費用対効果」と重複する場合は、「重点」と表記することになってはいるが、本来は、それぞれ個別に評価すべき内容と考えられることから、分かりやすく区分して表記する工夫が必要である。その結果、区政全体の中での個々の施策の位置づけが、より理解しやすくなると考える。

2 適切な成果指標の設定

成果指標は、施策・事務事業の進捗状況を把握するための根幹的な指標であると同時に、区が実施した施策・事業によってどのような効果があったのかを区民に知らせるための重要な役割をもっている。適切な成果指標の選定については、昨年度も指摘し、改善の努力は見られるものの個々の成果指標を見ると、その施

策·事務事業の目的を的確に示すような指標となっていない場合が依然として見受けられる。今後もより適切な指標にしていくよう十分に精査する必要がある。また、成果指標は他の自治体との比較によって杉並区政の進捗状況や課題を的確に区民に知らせることができるので、成果指標の見直しにあたっては、この点にも留意して取り組む必要がある。

政策評価には、独自の成果指標は設けられていないが、杉並区の行政評価の特徴である「区政チェック指標」を活用しながら、目標値の達成に対する見通しや課題を明示することも考えられる。区政の方向性に対する区民の理解を得るためにも、目標達成への道筋を意識した記述を行うことが重要である。

3 協働・委託等への取組み

杉並区は、平成19年度までに、区の事務事業の5割を、22年度までに6割を、協働や民営化・民間委託で実施するという目標を掲げている。その目標達成のため、平成16年度から行政評価においても、事務事業評価表の項目に、協働等の項目を新設するなど、協働等の評価の取組みを始めたことは評価できる。また、昨年度指摘した「協働等における今後の進め方や課題を評価表に記載すべき」については早速改善されており、それぞれの事業の協働等の現状と今後が読み取ることができるようになっている点も評価に値する。

外部評価委員会においては、協働等の評価をより客観的に行うため、区の協働等についての取組みや協働等の観点からの施策の評価を実施した。区は、今まで以上に質の高い住民サービスを効率的に提供するため、協働等の推進を図っているが、区民や NPO が主体となって、地域の元気・活力をはぐくむという面から進めることが重要と考える。

また、三位一体改革によって、国や都からの国庫支出金が減少傾向にある中で、区の貴重な予算を十分に活かし、事業を推進していくためにも協働等の推進は不可欠である。今後は、協働等のパートナーをどのようにして選択するか、分かりやすい基準に基づく選択が望まれる。

4 予算編成等との連携の確保

行政評価は、予算や行政計画などとの連携及び事業部制などの取組みと結びつくことによって大きな力を発揮する。

昨年度は、行政評価と予算や行政計画との連携について、一定の改善が見られたことを評価した。今年度は、行政評価の実施時期を早めたことにより、更に次年度の予算編成に向けて評価結果を反映できるようになったことは十分に評価できる。

今後は、行政評価における評価の結果が、明確な基準によって予算の増・

減、などと連動する仕組みを検討していくことも必要である。

また、事務事業評価表において、人件費率や委託率を算出する場合、総事業費ベースで行っているため、「経常的経費」と「投資的経費」が区分されず、経年変化が読み取りにくい。そのため、今後の施策の方向性が予算を増やすべき〔拡充〕という評価であっても、次年度の予算額が減少している場合も出てくる。これは、経常経費は増額したが、前年度にあった投資的経費が縮小または、終了することによって生じる現象で、評価表に投資的経費と経常的経費の区分がないことに起因する。

今後、新財務会計システムの導入によって、今まで以上に予算等との連携が可能なシステムが望まれるが、当面は評価表の工夫で、例えば「投資的経費」と「経常経費」を区分するなど、行政評価と予算編成の連動が目に見えるものとしていく必要がある。

5 区民アンケートへの取組み

昨年度「区民の声を踏まえた事業効果の評価が必要である」と指摘したところであるが、今年度は行政評価の過程で、区民による評価として、区民アンケートを試行している。これにより区が行う「自己評価」・「二次評価」、「外部評価」それから受益者である「区民による評価」という体系が出来上がり、行政評価としては理想に近づいているといえる。また、アンケートでは、区民に施策の内容をわかりやすく伝え、回答してもらおうとする努力が表れている。郵送による方法にも関わらず38.3%を回収できたのもその成果といえる。

アンケートの実施は、行政内部からの視点ではなく区民の目で見た、まさに区民感覚を知る貴重なデータであり、今まで以上に客観的な評価となった。また、アンケートは、区民が行政に関心を持つきっかけとなる側面も期待される。

行政評価を完結するためには、区民による評価はなくてはならないもので、次年度においても更に充実を図っていくべきである。

6 二次評価の充実

今年度は、政策・施策について各分野の部長を中心とした管理職による二次評価部門で二次評価を試行している。これは、昨年度までの政策評価における部長による二次評価に比べると、多くの管理職の意見が取り入れられた評価となり、客観性を高めることができた。

しかし、実際の二次評価は抽象的でわかりにくい記載も見受けられた。二次評価部門は、各部の主体性を発揮する大きな意味を持った組織となりうるが、具体的にどう評価し、どう活用していくのかを明確に示さなければ、その機能や役割が見えにくい。また、各評価表において、数字とその内容説明が一致していない箇

所も見受けられたので、所管課は当然のこと、二次評価部門においてもしっかりと したチェック体制を構築すべきである。

いま一度、二次評価の意義を高めるためにも課題を整理し、来年度に向け実施方法を検討していくことが必要である。

7 財団等団体の意識改革

今、公共的なサービスは、民間の力を最大限に活用しながら、質の高いサービスを効率的に提供することが求められている。このような状況の中で、財団等の団体に向けられる区民の目は大変厳しい状況にある。

財団等は、指定管理者制度の導入や事業の受託において、より一層、民間事業者に負けない競争力を持つことが求められているが、区からの補助金や受託事業を活動のベースとしているという公共的な団体の特性を活かし、民間にはできないサービスを生み出す役割も課せられている。

こうした役割を担いつつも、これまで以上の経営努力と職員の創意工夫で、補助金依存度の低い経営基盤を確立し、団体の自立性を高めてほしい。

8 評価結果の活用

今年度の行政評価では、実施時期を早め、区議会の決算審議前に速報版を発行しており、大きな前進と評価できる。しかし、予算・決算の単位と事務事業の単位のくくり方のすべてが一致しているわけでなく、分かりにくく活用しにくい面があることも否定できない。杉並区は行政評価の導入後、様々な見直しを行ってきたが、今後もさらに研究を進め、区民や議員、そして職員が評価結果を活用するためには、どうすべきかといった視点からの改善が必要である。

行政評価報告書では、区民アンケートと区政チェックリストの各指標について、 今年度も経年比較や他都市比較をグラフ化するなどの工夫が見られたことは十 分に評価できる。

しかしながら、依然として区民から寄せられる意見数は少なく、区民への浸透度は決して十分とは言えない。今後もより多くの区民の目にとまるような一層の工夫を行い、区民意見の聴取に努めるとともに、区民への伝え方について、研究することが必要である。

なお、これからの取り組みとなるが、外部評価委員会からの指摘事項に対する 区としての「対処方針」、「対処結果」を印刷物・ホームページを通して順次公開していくこととなったので、今後の区民からの反応を期待したい。

9 職員意識の向上と組織の活性化

杉並区は、効率的な区政運営と区民サービスの向上を目標に掲げ、経営 改革に取り組み、大きな成果を上げている。しかし、区政チェック指標を 見ると、「区職員のやる気指数」は下降を続けており、緊急に解決すべき課 題と考える。『区民が満足するサービス』を提供するためには、職員一人ひ とりの前向きな取り組みが必要であり、そのためには職員の"やる気"は、 不可欠なものである。

"やる気"を高めるためには、行財政改革を着実に推進し、経費の削減、効率よい区政の運営を目指すことに加え、職員の努力や功績への適正な評価も必要である。また、大きな効果が期待される事業、政策的判断などにより拡充をする事業には、適正な予算配分と人員配置を行うべきであり、行政評価がそのツールとして活用されることが望まれる。研修などを通して、行政評価への理解を高め、職員や事業の評価が正しくなされることで、職員意識はさらに向上し、組織の活性化も図られると考える。

10 さらなる発展のために

杉並区の行財政改革への取組みは、数ある自治体の中でも最先端にあると評価できる。しかし、それは現時点での他の自治体との比較であって、 杉並区の行財政改革が終結したわけではない。常に改革する意識を持ち、 前向きに取り組むことが区民に対する区の責務である。

当委員会のこの提言が区政運営に活かされ、杉並区政がさらに発展することを心から期待したい。

第3章 平成17年度外部評価結果のまとめ

1 施策の方向性

杉並区の施策評価では、成果指標を掲げ、その達成度や区民の満足度、コストなど様々な角度から事業の評価を行なっている。これらを総合的に評価して、さらに施策の方向性として下記の6項目に、施策を分類している。

今後の施策の方向性は、次年度以降の事業のあり方に大きな影響を与えるもので、外部評価委員会でも重ねて同様の評価を行うものである。

<施策の方向性>

● 拡充・・・・・・コストを増やして、成果をさらに上げるべきもの

● サービス増・・・・コストはそのままで、成果をさらに上げるべきもの

● 改善余地なし・・・コスト・成果ともに現状を維持すべきもの

● 効率化・・・・・コストを減らして、成果を維持すべきもの

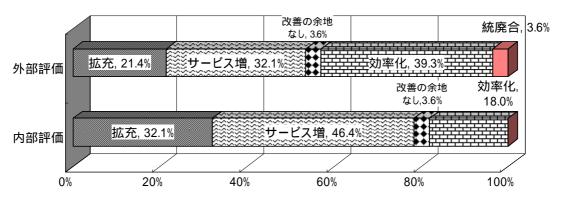
● 縮小・・・・・・コストを減らして、事業規模を縮小すべきもの

● 統廃合・・・・・・抜本的に見直して、廃止か他の事業と統合すべきもの

<施策の方向性の評価結果>

	外部評価	内部評価
拡充	6	9
サービス増	9	1 3
改善の余地なし	1	1
効率化	11	5
縮小	0	0
統廃合	1	0

施策評価の内部評価・外部評価結果グラフ



2 外部評価結果(概要)一覧

政策	施策	対 象 名	ページ	内部評価	外部評価
1	良好	な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために	13		
	2	適正な土地利用と住環境の整備	15	サービス増	効率化
	3	住民参加のまちづくり	17	サービス増	サービス増
	4	都市機能の充実	19	サービス増	サービス増
	5	道路交通体系の整備	21	拡充	サービス増
	6	交通安全の推進	23	サービス増	サービス増
	7	自転車問題の解決	25	拡充	効率化
	8	住宅施策の推進	27	効率化	効率化
4		に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつく めに	29		
	16	環境施策の枠組みづくり	31	サービス増	効率化
	17	ごみの発生抑制及びリサイクルの推進	33	拡充	拡充
	18	環境配慮行動の推進	35	サービス増	効率化
	19	公害の防止	37	拡充	サービス増
	20	ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上	39	効率化	効率化
6	子育	てを社会で支え、子どもが健やかに育つために	41		
	24	保育の充実	43	サービス増	拡充
	26	地域子育て支援の充実	45	拡充	拡充
	27	障害児の援護の充実	47	拡充	拡充
	28	子どもの育成環境の整備	49	拡充	拡充

外 部 評 価 (要 約)

良好な住環境と都市環境の整備には区の行政関与で実施できる領域がハード・ソフト面で限定されるため、環境に 関する住民意識とコミュニティ形成への働きかけにもっと力を注ぐことが望まれる。

非常勤職員の減少に対し、常勤職員が10名増加の要因の説明が必要である。

施策の重要性は認められるが、成果・効果という点では目標を達成していない。このままでは、事務事業の抜本的な見直しが必要である。

施策自体は必要で効果的なものと判断される。しかし、これだけの内容ではどれだけ進捗しているのか、安全性と 快適性が改善されたかを評価することは難しい。

施策の内容は合理的なものであるが、区で実施している補助線と国道・都道との関係が重要である。効率的な事業の実施には関係機関との調整が不可欠である。

施策の成果は成果指標で見る限り改善しているが、目標値の達成に向けた進捗度としては今後相当の努力を必要と する。一層の事故原因の分析と対策が望まれる。

民営自転車駐車場との分担関係を明確化して全体の事業の効率化をめざすべきである。自転車乗り入れ自体の抑制 事業も必要で、そのためには区民の「歩く運動への理解」が必要である。

良質な住環境の提供は、必要であるが、住宅困窮者に対して適切に供給されているかという観点からの評価も必要である。また、住宅困窮者のニーズをどの程度満たしているかなどのデータも必要である。

抽象的な目標が掲げられているため、目標がいかに達成されているか評価しにくい。「環境配慮行動の推進」は、 行政が主導的役割を果たしてゆくべきものもあるが、大半の事業は協働型もしくは民間委託で推進してゆくべきだ ろう。

本施策は、中長期的に取り組んでゆくべき施策であって、成果の出にくい(よって評価しにくい)施策である。事業によっては、統廃合すべきものが含まれており、更なる効率化を目指すべきではないか。

多くの事業で、区民からさまざまな意見が寄せられ、事業実施に反映されている点は評価できる。また、区民一人 当たりの排出ごみ量が着実に減少していることは評価に値する。

本施策に含まれる事業の多くは行政以上に民間が適した活動内容を含むことから、統廃合または、NPO等に委託 すべきである。

水質や大気汚染は長期にわたる定点観測が必要であり、調査結果等は小冊子等の印刷物だけでなく、随時ホームページ等で区民に対して情報提供してゆくことが求められる。専門性の高い職員の育成も要検討すべきである。

区民一人当たりのごみ処理費用は、全国平均を下回っており、ごみ処理量も減少傾向にあることから施策が一定の成果を挙げていると判断できる。収集サービスについては、その事業規模からしても効率化を目指す必要がある。

区では、安心して子育てが出来る環境や社会の仕組みをつくることを中心にして、既に子どもをもつ親への対策と しているが、区の合計特殊出生率は0.75(16年度)と大変低いことを踏まえると、出生率を高めるための対策も 要検討ではないか。

今後さらに子育てと仕事の両立を望む保護者も多くなる傾向にある。保護者の事情に応じた保育サービスの提供が 求められるので、効果的かつ効率的な事業の展開を期待したい。どのようなサービスを必要としているかも把握し ていく必要がある。

子どもが関わっている様々な事故や犯罪が頻繁に生じている社会状況を踏まえると、地域子育て支援は大変重要な 施策のひとつであり、今後の施策の方向も拡充であろう。

支援を必要とする児童が増加傾向にあることから、その受け入れ体制を充実していくことが急務である。施策を実施し、成果目標が早期に達成することを期待したい。

子どもの自主性、社会性、自立を醸成するために、学童クラブではどのような対策をしているのか具体的な記載も あるとよい。

政策	施策	対 象 名	ページ	内部評価	外部評価
10	商店	街の活性化のために	51		
	45	魅力ある商店街づくり	53	効率化	効率化
13	魅力	ある学校教育のために	55		
	52	教育施策の執行体制の確保	57	サービス増	統廃合
	53	豊かな学校教育づくり	59	拡充	サービス増
	54	児童・生徒の健康維持及び安全の確保	61	サービス増	効率化
	55	教育施設の整備・充実	63	改善余地なし	改善余地なし
	56	学校教育の環境整備	65	効率化	効率化
	57	多様な教育機会の提供	67	拡充	拡充
	58	就学のための経済的支援	69	サービス増	効率化
20	創造	的で開かれた自治体経営	71		
	75	創造的な政策形成と行政改革の推進	73	サービス増	サービス増
	76	財政の健全化と財政基盤の強化	75	サービス増	サービス増
	77	区民に身近で開かれた行政運営	77	サービス増	サービス増
	82	区政相談等の充実	79	効率化	効率化

				財	団	等								ページ
財団法人	杉	並	X	勤	労	者	福	祉	協	会				93
財団法人	杉	並	X	ス	ポ	-	ツ	振	興	財	团			94
社会福祉法人	杉	並	X	社	会	福	祉	協	議	会				95
財団法人	杉	並	X	障	害	者	雇	用	支	援	事	業	団	96
特定非営利活動法人	す	ぎ	な	み	環	境	ネ	ツ	۲	ワ	_	ク		97

外 部 評 価 (要 約)

商店街の活性化は、一義的には個々の事業者の創意工夫による自らの事業の反映を図ることであり、区が行えることは情報の収集、提供等補助的な役割であることを充分踏まえて商店街活性化施策を推進して欲しい。

施策目標は集客力及び売り上げの増加であるから、補助事業を行う商店街の補助前と補助後の売り上げ比較を行う ことにより、補助事業による商店街活性化が結びついているのか検証すべきである。

公立学校在籍率の低下は、全国的に生じている現象である。区は在籍率70%という目標の根拠を再確認し、現時点の値との乖離を分析した上で、「魅力ある学校づくり」を戦略的に重点化を行う必要がある。

教育委員会という、伝統的には行政内部の会議に近かったものが、区民による教育についての議論と合意形成の場になることには、教育改革の象徴的な意味がある。アクションプランに対する住民参加と計画の検討と、(将来は)計画目標の検証が行われていくことが望ましい。

成果指標の在籍率(中学校)70%以上を設定したことの根拠の明確化と目標との乖離の説明が必要である。また、70%を維持するならば、さらに戦略性を高め、事業の絞込みと重点化が必要である。

区の児童・生徒の体位が全国平均以下ということは、都会の児童・生徒にとっての健康とは何か、都会固有の健康とは何か、不健康な要素は何かなどを特定しないと、この施策の評価はやりにくい。学校給食関連はまだまだ事業費の規模が大きく、委託化を進める余地がある。

校舎の耐震補強工事費は入札制度の改革によって効率化の余地がある。

学校の教育環境の維持は学校教育の中核をなす施策ではあるが、子ども数の減少傾向の中にあって、施策としては 拡充するということにはならない。効率化を図りながら、質の向上を図るべき施策である。

社会的ハンディキャップを負った児童・生徒を受け入れて、必要なサービスを提供するという点では、行政責任を 明確にしやすい事業である。

負担の軽減という点では、他の施策(例えば保育事業そのものが持つ低所得者の負担軽減措置)との重複もあるので、効率化が必要である。

職員の削減、民間委託等の業務効率化により、区民一人当たりの負債額が減少していることは評価できる。財政の 健全度をあらわす経常収支比率を適正値といわれている70~80%になるよう引き続き行財政改革を推進して欲し い。

行政改革による経費削減額は、14年度4,804百万円、15年度3,090百万円達成しており、16年度には職員定数 の削減が計画を大幅に上回るなど、その施策は評価できる。今後も区政の経営改革を推進して欲しい。

現年課税分の区税収納率、滞納繰越分の区税収納率とも年々向上しているが、16年度の歳入不能欠損は428百万 円ある。滞納整理の手法、滞納処分の強化等収納率の向上を一段と進めて欲しい。

本施策は、区民が行政情報や地域情報を得るための資料情報手段として重要な役割を果たしている。

成果指標である相談者数、法律・家事・税務相談充足率は減少している。区民への周知を図り、区民が利用しやす い環境と的確な相談アドバイスが出来るようにして欲しい。

外 部 評 価 (要 約)

給付資金積立は4,887万円残があるが、死亡弔慰金は2万円から10万円、結婚祝い金は、5千円から2万円などあり、将来発生する給付金に対して引き当て額が妥当であるか検証が必要である。給付事業のほかにも年会費に比べて会員の受益割合が高いものがある。

データから読み取れるのは、人件費の削減や民間事業者との連携による新規事業の立ち上げといった経営努力が、 必ずしも経営の健全化に繋がっていないという現実だろう。民間等競合相手にはない財団のサービス・利点はどこ にあるのか、今一度突き詰めた上で経営方針を立てるべきだろう。

さんあいサービス及び訪問介護活動サービスとも成果指標は目標を下回っている。また活動指標は前年度より低下 している。民間で扱うことが難しい顧客を受け入れることは採算性・収益性と対立するから、こうした顧客に関す るサービスは特別会計などで区分して内部補助などが明確化するような評価が期待される。

雇用支援センター在籍者数、事業団就労会員数、職場定着企業訪問数など活動指標が全体として増加していることは、事業団としての努力が行われていることを示すものだが、その効果は、就職した人数が増加している一方、定着率が下がっているという状況であり、全体として楽観的な評価はできない。

今回の三次評価でも指摘されているが、中長期計画がいまだ策定されていないことは問題である。委託事業依存度 や職員数もただ単純に減少を目指すのではなく、事業団体として本来あるべき姿とビジョンを描いた上で、各々適 正な目標数値を把握し設定することが必要ではないか。

3 政策・施策評価に対する外部評価結果

政策 1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために

政策目標	・まちの成り立ちや、自然環境、土地利用特性に留意し、地域ごとの個性あるまちづくりを推進する。 ・無秩序な宅地開発を防ぎ、うるおいのある美しい居住環境づくりをすすめる。 ・住民の活動や意見が尊重、反映される住民主体のまちづくりを推進する。 ・時代の変化に対応したビジネス、文化活動などを支えると共に、安全で快適な都市機能の充実を目指す。 ・周辺環境への配慮、歩行者等の安全性向上やバリアフリーの理念を重視し、道路交通体系の整備を推進する。 ・放置自転車がない、安全で快適なまちにする。
当面の成果目標	・杉並南部区画整理事業施行区域等、基盤未整備地域について計画的まちづくりを推進する。 ・都市計画道路補助第131号線(1期)の整備を17年度に完了する。 ・駅舎や道路等のバリアフリー化を推進する。 ・放置自転車の解消などの自転車利用総合対策に関し、サイクルアクションプログラムに定めた目標数値を達成する。 駅周辺放置自転車の台数17年度末までに50%削減する(13年度9,023台に対して)。自転車駐車場の利用率(平日)17年度末までに80%に引き上げる。自転車駐車場の整備率17年度末までに95%にする(19年度の整備目標台数30,200台に対して)。 ・まちづくり条例の周知と共に、まちづくりイベント等への区民参加の推進や、まちづくり活動支援事業の活用によって、区民の自主的なまちづくり活動の育成を図る。

当面の成果目標の達 成状況	・用途地域の見直しでは、住民説明会で寄せられた要望など、さまざまな意見を反映させ、決定・告示に至った。 ・16年度は久我山駅舎内のバリアフリー化が実現した。また、17年度に南北自由通路を開設予定である。 ・都市計画道路131号線は、完了年度に向け、計画に従い工事が進んでいる。南北バス「すぎ丸」の桜路線(浜田山~下高井戸)が開通した。 ・放置自転車対策については、放置自転車台数がサイクルアクションプログラムの16年度末目標値の30%減を達成し、自転車駐車場の利用率は、75,8%(17年度末までの達成目標値は80%)に向上し、自転車駐車場の整備率も、86.0%(鉄道事業者整備分を含めて90.6% 17年度末までの目標値は95%)に向上している。 ・まちづくりへの参画の促進については、まちづくり条例及び支援制度のパンフレットを作成し周知を図った。また、まちづくり条例により認定された「まちづくり協議会」が2団体となった。
今後の政策目標の方 向と課題	・杉並南部地区のような都市基盤未整備地域等の広域に及ぶまちづくりや、大規模な土地利用転換を伴う開発事業について、適切な指導、誘導によって区民のまちづくりへの参加を支援するとともに、まちづくり条例に定められた地区計画等の原案の申し出や協議会の設置など、さまざまな形で区民との協働によるまちづくりを推進していく。 ・駅周辺のまちづくりについては、公共施設整備と民間再開発事業との十分な調整を図ったうえで進める。また、路面の改良や電線類の地中化等によりパリアフリー化をすすめる。・・建築確認・許可については、中間検査や完了検査を重視して検査率の向上をはかる。また、敷地面積の最低限度や特別用途地区などの的確な運用を行うことで、より良好な都市環境の実現を目指していく。・・サイクルアクションプログラムの数値目標を達成し、自転車と人の共存できるまちを実現する。・・・レンプログラムの数値目標を達成し、自転車と人の共存できるまちを実現する。・・・区営住宅を良好なストックとして活用するために建替え、改善等の計画的・効率的な運用を図る。また、公営住宅の供給や居住安定支援により、全ての区民が安心した暮らしを実現できる住宅施策を推進する。

【二次評価】

16年度は、14年度から取り組んできた用途地域等の見直しについて6月に新たな用途地域と上荻一丁目地区に導入した「低層階商業業務誘導地区」に関する建築制限条例を施行した。今回の用途地域等の見直しでは、住居系の用途地域について敷地面積の最低限度を都市計画として定め、土地の細分化に一定の規制をかけることで住環境の保全を、また、低層階商業業務誘導地区建築制限条例は、魅力ある商業・業務地の形成を図っていくものである。

久我山駅の改良工事は自由通路および南出入口ビルが竣工し、北出入口も17年10月竣工予定で進んでいる。また、荻窪駅についても西口連絡橋及び東口地下通路が完成しそれぞれバリアフリー 化が実現した。

二次評価部門の評価

自転車対策では、荻窪西第二、同・北第三、高円寺北、同・東高架下の自転車駐車場を開設したほか、永福自転車集積所の拡張も行った。これらハード面の取り組みとともに、自転車放置防止協力員組織設置の働きかけとその活性化、クリーンキャンペーンの実施、放置自転車撤去活動の充実などにより放置自転車台数の削減が図られ、自転車駐車場の整備率や利用率もサイクルアクションプログラムに掲げる数値目標の達成に向け着実に進捗している。

南北バスについては、既存の「阿佐ヶ谷~浜田山路線(けやき路線)」が、平成15年度に続き収支が黒字となった。また、10月から運行した「浜田山~下高井戸路線(さくら路線)」の利用も順調に推移しており、交通不便地域の解消がさらに進むとともに、区民の身近な交通手段として定着しつつある。

政策内容への評価	安全安心分野のうち良好な住環境と都市環境の整備には区の行政関与で実施できる領域がハード・ソフト面で限定されるため、環境に関する住民意識とコミュニテイ形成への働きかけにもっと力を 注ぐことが望まれる。
	施策評価の積み上げ的な内容となっている。区政チェック指標との関連を含めて、政策目標の設 定を検討、評価することが望まれる。
	政策目標の達成に必要な施策をまず列挙し、そのうち区政の守備範囲・住民との協働範囲及び他 の行政機関との分担・協働がわかるような整理が必要である。

施策 2 適正な土地利用と住環境の整備

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	良好で住みよい住環境の実現に土地利用の面から寄与するため、 まちづくり基礎調査等により、まちの実態を把握し、都市計画によるまちづくりを推進する。 住民説明会や自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続きを行い、その意見等を踏まえて、まちづくりなどの計画を策定する。 日々の建築確認・許認可事務や違反建築取締等を的確に行う。
	・地図情報システムの18年度運用開始を目指す。
	・杉並南部地区整備計画については、協議会を立ち上げ、市街地整備計画の策定を目指す。
当面の成果目標	・老朽化した大規模団地の建替え及び団地内の基盤整備を誘導、実施する。
	・区民の住環境や安全性に関する意識の高さを示す、完了検査済証交付率等の向上を目指す。
	·建築確認や違反建築物取締、大規模建物の事前周知制度などにより、良好な市街地の形成を図る。

当面の成果目標の達 成状況	地図情報システムについては、18年度運用に向け、システム内容を検討組織で検討中である。 用途地域等の見直では、住民説明会等で寄せられた要望等、さまざまな意見を反映させ、決定、告 示に至った。また、その中で敷地面積の最低限度を定める規制を盛り込む他、区独自の特別用途地 区として低層階商業業務誘導地区を指定した。 杉並南部地区整備計画では、16年度に調査委託により、市街地整備計画案を策定した。
政策への貢献度	用途地域等の見直しにおいて、良好な住環境を保全するために住居系用途地域に敷地面積の最低限度を定め、また、上荻一丁目地区に活気ある商業業務空間の形成を目指し低層階商業業務誘導地区を指定した。その他にも地域の実情に合わせた個別の用途地域変更などにより、着実に21世紀ビジョンに基づくまちづくりを推進している。 杉並南部地区整備計画や大規模団地の建替え誘導等の広域的なまちづくり、及び、土地利用転換を伴う開発行為においては、区民・事業者との協議を行う中で、適切かつ粘り強い指導、助言により、適正な土地利用の実現と、良好な住環境の創出に貢献している。 建築確認や違反建築物取締の的確な遂行は、安全で快適な住環境の形成に寄与している。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	まちづくり地図情報システムについては、その設計等について委託を予定している。 杉並南部地区整備計画については、17年度にまちづくり協議会立ち上げを目指し、地区計画等、 それぞれの地域のまちづくりを検討していく予定である。
今後の施策のあり方	適正な土地利用と住環境を実現するため、それぞれの地域の実態を的確に調査・把握すると共に、住民説明会やパブリックコメント等による区民要望・意見の適切な聴取、地区計画等地域のまちづくりに関わる協議会の設置などにより、区民との協働を基本として推進することが大切である。敷地面積の最低限度や、特別用途地区の指定により、新たな方向性と規制が加わった。今後はその的確な運用を行うことで、より良好な土地利用と環境形成を目指していく。 住環境の悪化防止のため、的確に建築行政を推進する。

施策内容への評価	2つの成果指標とも前年度より改善されており、施策の効果が現れているとみなされるが、土地利用面からの行政活動としては既往市街地と大規模開発区域を分けた活動と評価が望まれる。非常勤職員の減少に対し常勤職員が10名増加の要因の説明が必要である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	街づくり自身が住民・企業との協働で行うものであり、まちづくり協議会以外に区民要望・意見の反映がどの程度実施されたかの評価が求められる。 建築確認申請などで専門知識の確保・向上が図られているか。 また、委託が形態の主たるものであるが、安易に委託していないかの観点からの評価が重要である。
評価表の記入方法な どについての評価	推進会議の開催回数以外にパブリックコメント件数などの住民との協働にかかる活動指標がほしい ところである。違反建築取締・是正指導に対してどのような改善策が講じられたかのデータが必要で ある。
	緑地や良好な住環境の保全に関して事前対策(規制)による誘導、まちづくりとしての計画・実施の期中対策、事後的な検査が適切に組みあわさった構成にグループ分けするのも一案である。

施策 3 住民参加のまちづくり

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	・自分の住んでいるまちを歩くことにより、みどりの状況、安全等まちの様子を知ることができ、自分の住むまちへの理解を深める。 ・いろいろな地域でのまちづくりについて住民の活動や意見が尊重され、住民の意思が反映される住民主体のまちづくりの推進を図る。
当面の成果目標	自分たちのまちを知るための事業である「知る区ロード」などに、区民が自主的に取り組むようにし、自分の生活するまちへの関心・愛着を高める。また、地域でのまちづくりのスタートとなる人と人とのつながりを、より具体的で自主的なまちづくりへの活動へとつなげていく。

当面の成果目標の達 成状況	知る区ロード事業については、「すぎまるサポーター」との連携を深め、イベントの企画・運営について協働により実施した。まちづくりへのきっかけづくりとなるまちづくり活動支援については、まちづくり条例及び支援制度のパンフレットを作成し周知を図った。また、まちづくり条例に基づき認定された「まちづくり協議会」も1団体が認定され2団体となった。
	まちづくりは、区民自身が自分のまちを知ることから始まり、グループをつくり、共通の認識の基でより実践的な活動が行うことのできる団体に成長し、まちづくりルールや地区計画づくりへと発展していくもので、長期的展望のもとに見るべきものである。時間はかかるが住民主体によるまちづくりへの貢献度は大きいと考える。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	知る区ロード事業については、20年目にあたる平成19年度までに、今後のあり方を検討する。「すぎまるサポーター」との連携をより深め、サポーターが中心となってイベントを運営し、それを区が支援していく方法を目標とする。
今後の施策のあり方	地域での個人・団体のつながりが、まちづくりへの第一歩である。知る区ロードなどでのまち歩きに参加することで、地域を知ることから愛着を感じるようになる。このような人たちが集まり、自分たちのまちづくりを考えるようになっていく。こうした初期的な活動をしている団体を育成していくことが、住民参加のまちづくりにつながっていくのである。今後も住民参加のまちづくりの推進を図るために、まちづくり条例や支援制度を活用していく必要があり、事業を継続していく。

施策内容への評価			、成果・効果という点 事務事業の抜本的見			が悪いのか目標を
今後の施策の方向	○拡充	● サービス増	○改善の余地なし	〇 効率化	○縮小	○ 統廃合
協働等への評価	事務事業及び が必要である。		協働形態のものであ	る。すぎまるサポ	ーターの活動	状況に関する評価
評価表の記入方法など についての評価			団体数を成果指標に 数の方がよいと思われ		はどちらかとい	1えば活動指標で
施策を構成する事務事 業についての意見	教育活動での	実践も事務事業	を構成するのではなり	いか。		

施策 4 都市機能の充実

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	駅を中心とした市街地において、安全性を高め、快適で便利な交通機能を確保するとともに、活力あ る商業活動の基盤づくりを行い、都市機能の充実を図る。
当面の成果目標	・荻窪駅北口広場の適切な面積を確保し、他の交通機関への乗り換えや待ち合せ、買い物が安全・快適にでき、かつ誰もが集える空間を創出する。また、隣接する駅周辺商店街の老朽化を更新し、駅前に相応しい商業活動施設等の構築に向けた民間再開発の促進を図る。 ・久我山駅周辺は、身近な生活拠点づくりに向けて、まず京王井の頭線を横断する南北自由通路を整備し、歩行者の安全性を高める。

当面の成果目標の達 成状況	事業期間が長く、具体的な数値等は表れないが、事務事業を分析・評価すると、施策の達成に向けて着実に進捗している。 荻窪駅周辺については、北口駅前広場整備と地元再開発準備組合との一体的整備を断念し、駅前 広場と再開発を切り離した整備の検討を行った。 久我山駅周辺については、駅舎のバリアフリー化が図れた。また、17年度には南北自由通路が開通 する。
政策への貢献度	現在のところ、施策への貢献として具体的な形、数値等を表すことはできない。 しかし、都市基盤の整備を民間再開発事業者や鉄道事業者と共に進めていくことは、政策である「良 好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために」に大きく貢献している。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	再開発事業自体が住民参加によるまちづくりであり、公平・公正に進めるためには、計画策定を行う際に権利の無い第三者であるNPOや企業が行うことになじまない。また、また、鉄道事業者等関係機関との調整を図りながら進めるため、区が行うべきである。
今後の施策のあり方	駅周辺の地域を、「都市活性化拠点」「地域の生活拠点」「身近な生活拠点」として個性的な魅力あるまちとなるよう区民とともに取り組んでいく。 今後も公共施設整備と民間の再開発事業等が、一体的かつ総合的にまちづくりを進めていくことが必要である。 また、安全、快適、便利なまちをめざして、都市機能を充実していくために、鉄道事業者等の民間事業者とさらなる連携を図ることが必要である。

施策内容への評価	施策自体は必要で効果的なものと判断されるが、この評価表でどれだけ進捗しているのか、安全性と 快適性が改善されたかを評価することは難しい。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	活動指標にある活動自身が協働であり、指標 に記載がないのは理解に苦しむ。
評価表の記入方法など についての評価	成果指標については安全性・快適性の水準を定点観測することが当面必要であり、駅前での事故件 数や渋滞情況の指標を代理として採用した方がよいのではないか。
施策を構成する事務事 業についての意見	事務事業自体は問題はない。

施策 5 道路交通体系の整備

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	都市計画道路を整備して幹線道路ネットワークを形成し、生活区域から通過交通を排除する。道路空間のバリアフリー化を進め、高齢者、身障者も安心、安全なまちづくりを行う。公共交通機関の整備、充実を図り、区民の移動を円滑にするとともに、自動車利用を抑制して環境負荷を低減する。道路幅員4m未満の、いわゆる2項道路の拡幅整備を進める。
当面の成果目標	荻窪駅南口の都市計画道路補助第131号線の1期整備を17年に完了する。荻窪駅南北アクセス路の整備を完了した。 の整備を完了した。 バリアフリーの特定経路である補助第226号線の調査・設計を行った。整備完了は、19年度の予定。 小柴博士のノーベル賞受賞と杉並名誉区民を記念して「科学と自然の散歩道」を整備した。 「駅・まち一体改善事業」で下井草駅舎の橋上化、南北自由通路整備を行う。19年度竣工予定。

当面の成果目標の達 成状況	都市計画道路補助第131号線・補助第226号線の整備、JR荻窪駅・京王井の頭線久我山駅、西武新宿線下井草駅の南北アクセスなど当面の成果目標は順調に達成されている。南北バス「すぎ丸」のさく 6路線の開通、国有財産の移管は完了した。
政策への貢献度	良好な住環境を創るため、生活空間から通過交通を排除する「都市計画道路を骨格とする道路網の整備」が必要である。都市計画道路第2次事業化計画で整備の進んだ補助第131号線・補助第226号線に引き続き、第3次事業化計画を進めている。 区内に不足している南北方向の公共交通を確保するための南北バスは、順調に利用者を増やして区民の利便性を向上した。 狭あい道路の拡幅整備は、交通の安全、災害に強いまちづくりを進めている。
今後の施策の方向	◉ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
	ガス、上下水道、電力、通信の企業および警察、消防、建設局等の関係省庁とは平素より友好で密接な協働を進めている。 自治会、商店会等の地元団体は、地域内の整備にあたり協力をお願いしている。道路緑化・清掃など道路愛護の協働を進めていくことが今後の課題である。 土地家屋調査士等の区民の代理者との共同作業は、公共財産管理に欠かせない。 設計コンサルタントや建設業者への委託・請負等は今後も増加する見込みであるが、NPO等の新たなアウトソーシングのあり方も含めて契約の内容や方法の検討が必要である。
今後の施策のあり方	新たな行革に基づき、「道路整備・維持補修のあり方」を検討する。省資源・省エネルギーに努め、 効率的で地球にやさしいみちづくりを進める。 良好な住環境を創るため、バリアフリー化、無電柱化、道路緑化を進める。 都市計画道路整備を進めるため、地域の合意形成に努める。

施策内容への評価	施策の内容は	合理的なものであ	るが、区で実施してい	る補助線と国道	i·都道との関係	が重要である。
今後の施策の方向	○拡充	● サービス増	○ 改善の余地なし	〇 効率化	○縮小	○ 統廃合
協働等への評価		の実施には関係機 果を示す指標で管理	関との調整が不可欠 浬することも重要。	であり、工期の	短縮や通行止め	0の減少など、
評価表の記入方法など についての評価	バリアフリー化 はどうか。	の率を設けること	や適正な維持補修が質	実施されている	割合などを成果	指標に追加して
施策を構成する事務事 業についての意見	南北バスの運	行を交通体系の整	備に含めるのはやや	違和感がある。		

施策 6 交通安全の推進

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	地域の特性に合わせた交通安全啓発活動を推進し、交通事故のない安全で快適なまちにする。 交通安全施設を整備・維持し、交通事故の防止を図る。 高齢者や子どもたちの交通安全意識を向上させ、誰もが安全に生活できるまちにする。 歩行者や運転者が正しい交通ルール・マナーを身につけることにより、交通事故の防止を図る。
当面の成果目標	交通事故による死傷者数を平成19年度に635人に減少 高齢者事故件数を平成19年度に401件に減少 小学校登下校時の交通事故児童数を平成19年度に7人に減少

当面の成果目標の達 成状況	人口10万人あたりの交通事故による死傷者については連続して減少を示しているが、高齢者事故件数と、小学校登下校時の交通事故児童数については年度により増減が起きており、減少傾向を示すまでに至っていない。
政策への貢献度	人口10万人あたりの交通事故による死傷者数、高齢者事故件数、小学校登下校時の交通事故児童 数とも、前年に比較して減少した。安全安心なまちを実現するためには、交通安全施策をより推進して いく必要がある。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	交通安全施設に関する事業においては、現行の企業・個人事業者に対する工事施工等の委託を現行の形態で実施継続していく。その際は、補修経費の減少や工事期間の短縮等に努めていく。 その他の補助・業務委託については、金額等の見直しやNPO・ボランティア団体との協働、地域住民のマンパワーの確保について検討していく。
今後の施策のあり方	交通安全の実現には、各警察署・関係機関の取組みによる部分が多いが、交通事故の減少は、区民の生命・財産を守る上での地域の重要課題である。今後は、警察・関係機関と区が連携する部分と、それぞれが役割分担する部分を明確化していく必要がある。そして、今後も継続的に交通安全施策を推進していく。

施策内容への評価			8り改善しているが、目 対原因の分析と対策か		向けた進捗度と	:しては今後相当
今後の施策の方向	○拡充	● サービス増	○改善の余地なし	〇 効率化	○縮小	○ 統廃合
協働等への評価			行動が最も重要であり つながったものがどの			
評価表の記入方法など についての評価	稼働率を日べ てはどうか。	ースでな〈修理を試	忍識してから稼動する	までの時間を目	羽標時間と比較で	するなどに変更し
施策を構成する事務事 業についての意見			耳故は起こっていない≒ があるかもしれない。	ものの、登下校	で事故が発生し	っているということ -

施策 7 自転車問題の解決

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

	放置自転車がない、安全で快適なまちにする。				
施策目標	自転車利用者が、乗り方や駐車についてのルール、マナーを守る。				
	自動車の利用を控え、自転車を利用する。しかし、歩くことで用事が済む場合は、積極的に「歩く」ことをすすめる。				
当面の成果目標	駅周辺放置自転車の台数17年度末までに50%削減する(13年度9,023台に対して)。				
	自転車駐車場の利用率(平日)17年度末までに80%に引き上げる。				
	自転車駐車場の整備率17年度末までに95%にする(22年度の整備目標台数30,200台に対して)。				

	駅周辺放置自転車の台数17年度末までに50%削減し4,511台以下とする目標に対し、16年度は5,982台で33.7%まで削減し、サイクルアクションプログラムの16年度末目標値30%減を達成した。
当面の成果目標の達	自転車駐車場の利用率(平日)…17年度末までに80%とする目標に対し、16年度は75.8%まで 上昇した。
成状況	自転車駐車場の整備率17年度末までに95%とする目標に対し、16年度は25,975台(86.0%)まで達成した。これに鉄道事業者等の整備分を加えると27,371台(90.6%)となる。
	他に、自転車集積所の収容台数を、平成13年度の9,740台から16年度には12,118台(24.4%増)とし、かつ平成16年4月より保管期間を60日から30日へ短縮し、収容効率を高めた。
政策への貢献度	安全で良好な住環境を実現するためには、放置自転車があふれた駅周辺の状態を解消する必要があるため、貢献度は高い。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	撤去・返還・処分については、街頭指導から撤去・返還までの一体委託をさらに進めていく。放置防止協力員との協働については、活動充実のため連絡会開催などの支援策を強化していく。 有料制自転車駐車場運営では、地域団体との協働による運営方式の導入をはかっていく。 また、商店街での民営駐輪場の誘導・支援策の充実をはかる。
今後の施策のあり方	21世紀は徒歩と自転車の時代と認識し、杉並区の自転車利用の現状を熟知したうえで、環境にやさしい杉並区をめざして、自動車の使用をできるかぎり抑制し、自転車を適正に利用することで、放置自転車のない安全で健康的な新しい都市交通環境を区民、事業者、区が協力してつくる。このため平成14年度に策定した杉並区サイクルアクションプログラムを着実に達成していく。

施策内容への評価	放置自転車の減少にむけて駐車場整備・運営と撤去指導が効果を挙げている。もっとも、屋内駐車場 は利用者便益の増大の側面もあるから、料金をどの程度徴収するかを税負担との関係で議論する必 要がある。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	委託を中心に協働化が進展している。積極的に自転車の通行を減らすには区民の行動に依存しており、歩〈運動への理解が必要である。
評価表の記入方法など についての評価	自転車駐車場の収容可能台数と駅周辺への自転車乗り入れ台数の関係が明確になるような整理が 必要と思われる。
施策を構成する事務事 業についての意見	民営自転車駐車場との分担関係を明確化して全体の事業の効率化をめざすべきである。 自転車乗り 入れ自体の抑制事業も必要である。

施策 8 住宅施策の推進

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	すべての区民が良質な住宅と良好な住環境のなかで、ゆとりある住生活を主体的に営めるようにする。
当面の成果目標	区営住宅を良好なストックとして維持し活用するため「区営住宅ストック活用計画指針」に基づき、計画的・効率的なストックの運用、更新を図る。
	民間の既存住宅ストックの質の維持向上について普及啓発を図る。
	誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるように、住宅の確保、居住の安定を図る。

当面の成果目標の達 成状況	車いす住宅を併設した区営南荻窪四丁目アパートを16年9月から共用開始したほか、区営住宅の改善(エレベーター設置)、住宅困窮者への住宅提供など高齢者や障害者が暮らしやすい居住環境の整備を着実に進めた。
政策への貢献度	区民一人ひとりがゆとりある住生活を営めるように住宅施策を推進し、良質な住宅が確保されたことにより、良好な住環境の整備に貢献することができた。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
	協働になじまない高齢者専用居室提供事業、居住安定支援事業等を除き、協働を進める。協働の相 手方は、公営住宅の特殊性や公共性の観点から東京都住宅供給公社、杉並区小規模建設事業団体 連絡会などを中心に限られることである。
今後の施策のあり方	○都営住宅移管による区営住宅の確保に努め、区営住宅を良好なストックとして活用するため「区営住宅ストック活用計画指針」に基づき、計画的・効率的なストックの運用、更新を図る。また、民間の既存住宅ストックの質の維持向上について普及啓発を行う。 ○住宅に困窮する区民のために、公営住宅の供給や民間賃貸住宅における居住の安定を支援する施策を展開し、全ての区民が安心した暮らしを実現できる住宅施策を推進する。

施策内容への評価	良質な住宅環証価も必要では		『であるが、住宅困窮者	音に対して適切に	(供給されてい	るかの観点からの
今後の施策の方向	○拡充	○ サービス増	○改善の余地なし	◉ 効率化	○縮小	○ 統廃合
協働等への評価			態や民間住宅の借り ₋ 『価が必要である。	上げによる供給な	など種々の協働	か形態が想定でき
評価表の記入方法など についての評価	住宅困窮者の である。	ニーズをどの程	度満たしているかの指	標や高齢者の生	E活実態に関す	「るデータも必要
施策を構成する事務事 業についての意見			付けからすると、活動 ヾあるかもしれない。	指標に居住水準	の向上に関す	るものが少な〈事

政策 4 環境に負荷を与えない持続的な成長が 可能なまちをつくるために

政策目標	区民が空気のきれいな良好な環境の中で暮らせるようにする。 廃棄物が減量され、資源が循環して利用されるようにする。 持続可能な地域社会をつくるため、区民、事業者、区が、あらゆる局面で環境に配慮した行動 が自然にとれるようにする。
当面の成果目標	二酸化炭素の排出量について、2010年度までに1990年度比で2%削減する。 自動車等から発生する二酸化窒素(NO2)の濃度を0.03ppm程度に減少させる。 24年度、区民一人あたりのごみ量を現状と比較し40%減少させる。 24年度、リサイクル率を43%に高める。

当面の成果目標の達 成状況	二酸化炭素の排出量削減に向けては、区民・事業者への啓発に基づく自主的な取組みだけでなく、太陽光発電の補助事業等に取組んで行くことによって目標の達成を図る。 大気汚染測定数値は、ここ数年横ばい状態ではあるが、本格的にディーゼル車規制が実施されことにより、二酸化窒素(NO2)濃度の減少が期待できる。 資源回収、ペットボトル回収量の増加に伴い、家庭系のごみ量は経年的に減少し続けている。 15年度に比し、微増ではあるがリサイケル率が伸びている。また、従来の資源回収品目に加え、廃プラスチックの資源回収を開始したことで、今後は不燃ごみ量の減少が期待できる。
今後の政策目標の方	当該政策の方向性としては、国の環境白書にも謳われているとおり「人としくみ」づくりによる新時代を築く環境社会を構築していくものであるが、長期計画において目標値を設定している政策については(二酸化炭素の排出量削減、ごみの半減等)目標値に対する途中の達成状況を数値として確認する必要がある。
向と課題	目標値の達成状況の確認に基づき将来予測実施し、必要であれば新たな施策の実施を検討する。

【二次評価】

京都議定書の発効に伴う地球環境への問題提起は、二十一世紀、人類にとって差し迫った課題である。「今まで通りで、何とかなる」という発想では、この危機は乗り越えられない。そのためには、個々の住民に対して環境問題に対する意識を啓発し、各事務事業に取り組んでいく必要がある。

二次評価部門の評価

容り法によるりサイクルは1997年4月に始まり、市町村がごみを分別収集して再資源化できるものを専門の業者に委託しりサイクルを実施している。容り法はもともと施行から10年で見直すことが決まっており、中央環境審議会(環境省の諮問機関)と産業構造審議会(経産省の諮問機関)などが施行後の実情をもとに見直すべき範囲を検討してきた。17年6月までの審議で、各企業が容り協会だけでなく自治体にも分別費用を支払うこと、プラスチックごみの1割を占めるレジ袋を有料化することなど新たな方針を決め、注目を集めている。法改正が実現すれば、負担額の副次的効果として企業が包装を簡略化したり、消費者がレジ袋の使用を控えることなどでリサイクルすべきごみの総量も減らせると期待している。

16年度に実施した当該政策について職員及びコストの削減に取り組んだ結果、総事業費・職員数は着実にその削減効果をあげてきた。今後は、以上のような環境問題に対する今日的課題への対応にあわせた区民への情報提供を行い、適切な将来予測のもとに政策を進めていく必要がある。

【外部評価】

本政策「環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために」は、「きれいな良好な環 境の中で暮らせるようにする」や「廃棄物が減量され、資源が循環して利用されるようにする」と いった抽象的な目標が掲げられているため、目標が如何に達成されているか評価しにくい。 政策内容への評価 また、施策の中には「公害の防止」や「ごみの収集」等、行政が主導的役割を果たしてゆくべきもの が含まれるものの、「環境配慮行動の推進」の大半の事業は協働型若しくは民間委託で推進して ゆくべきだろう。 **評価表の記入方法な**『評価表の記入方法にばらつきが大きい。特に、予算執行率が著しく低い場合にも、予算執行状況 どについての評価 の欄で未達理由が明記されていないのは理解に苦しむ(特に「環境配慮行動の推進」施策)。 区は、市民生活に一番密着した行政単位であり、運輸部門と民生部門のCO2排出削減において担 える役割は大きい。特に環境政策は公害対策以降、自治体がリードしてきた分野でもあることから 政策を構成する施策 国に先駆けて積極的な温暖化対策を講じてゆくべきではないか。例えば、バイオマス等の自然エネ についての意見 ルギーを推進する施策を本政策に含めることも検討に値するのではないか。

施策 16 環境施策の枠組みづくり

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	環境施策を円滑に推進するため、また、各施策を総合的に推進するための枠組みをつくり、区民・事業者・行政が協働することで、環境配慮行動を広く地域に定着させる。
当面の成果目標	・環境博覧会開催 平成18年度からは、実行委員会を委員の主導で行い、環境博覧会の企画・運営ができるよう進める。 ・環境審議会運営 平成16年度に清掃審議会と統合した環境清掃審議会では、環境清掃分野全般に対し適切な対応が できるよう運営していく。

当面の成果目標の達 成状況	・環境博覧会開催 アンケート調査などを基に、毎年企画の見直しを図るとともに、マンネリ化しないための新しい企画・運営に取組み、活気ある区民主体のイベントとしていくことにより、参加者数の増加を図る。 ・環境審議会運営 スマートすぎなみ計画により、清掃審議会との統合を行った。
政策への貢献度	・環境博覧会開催 生活スタイルの見直しなど環境配慮行動を実践する情報提供の場であって、より多くの参加者を得ることにより、地球規模の環境問題の解決や、循環型社会づくりにつながる。 ・環境審議会運営 区の環境行政に関し、区民等の意向を区政に反映させる場であり、施策の貢献度は極めて高い。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	・環境博覧会開催 平成18年度からは、区民・民間団体で構成される実行委員会を、実質的に区民主導で博覧会の企画・運営ができるよう進める。また、会場の変更、規模・内容の見直しなども検討する。
今後の施策のあり方	今後、環境施策の枠組みづくりをしていく上で、区民や環境団体等との協働は欠かせないものとなる。 そのため、今まで以上に環境博覧会の運営や、審議会等への参加が求められるため、積極的に推進 していく必要がある。

施策内容への評価	本施策は「環境施策の枠組みづくり」ということで、博覧会の開催や環境ライブラリーの整備、審議会の運営等、中・長期的に取り組んでゆくべき施策であって、成果の出にくい(拠って評価しにくい)施策である。しかし、評価表の記述が曖昧で全体として説得力に欠く印象を拭えない。更に、事業によっては統廃合すべきものが含まれており、施策としては更なる効率化を目指すべきではないかと思われる。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	環境博覧会の開催にあたり、区民や関係団体、企業、そして行政が協働して取り組んでいる姿勢は評価できる。14年度以降、参加団体数も増加しており、環境問題に取り組む団体の意識向上に繋がっていると判断できる。 一方、区民の参加率は16年度に当初目標の79%に留まる等、同事業が区民に十分浸透していないと思われる状況もある。これは、博覧会の企画・運営を民間主導へと移行した結果なのか、又はその他の事由によるものか、協働事業推進に向けて注意深〈分析する必要がある。
評価表の記入方法など についての評価	予算執行状況に関する説明が不十分だと思われる事業があることが気になる。例えば、事業#659「環境清掃部一般管理」は、16年度の事業費は計画に対して実施が約60%に留まっているものの、未達理由が「需用費が減少し、実績が見積もりに対して少なかった」との記述しか見られない。何がどう少なかったのか具体的理由が挙げられていない中で、17年度予算が16年度予算とほぼ同額なのは何故か納得しづらい(更に18年度予算が増減なしなのは何故なのか)。また、事業#670の「環境審議会運営」事業のように、具体的成果の見えに〈い事業については「重要な課題を審議している」といった貢献度ではな〈、どういった審議内容が政策に反映されているのか、より丁寧な説明が求められるのではないか。事業#689にいたっては、16年度予算執行率が0%の理由が説明されておらず、「多数の方のアクセスを受けている」といった記述では、評価する術がない。
施策を構成する事務事 業についての意見	事業#661「環境保全の推進」の活動内容は、環境白書の発行及びパネル貸し出し回数であるが、事業費は総事業費の6%に満たず、94%を人件費が占めている。パネル展示会の開催も3回に留まっており、このために常勤職員一人を置〈必要があるのか疑問である。この事業は、博覧会の開催事業等と統廃合することによって効率化を進めるべきではないか。また、事業#670「環境審議会運営」で年6回開催予定の審議会に1千600万円もの予算が必要になるのか疑問が残る。

施策 17 ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

(上位政策: 政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	区民生活や事業活動を環境負荷の少ないものに変え、ごみの発生抑制、資源の再使用・リサイクル・ 適正処理などについて、一般廃棄物処理基本計画に基づき、区民・事業者・行政が連携して実施して いく。
当面の成果目標	平成15年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画に掲げる家庭系ごみの40%削減をチャレンジ目標に掲げ、その具体的なプログラムである「ごみ半減プラン」を策定する。また、容器リサイクル法等の法令を睨みながらペットボトル回収拠点の増設などによるリサイクル率の向上や廃プラスチックのサーマルリサイクル等の検討など具体的なごみ減量を着実に推進する。

当面の成果目標の達 成状況	容器プラの回収がスタートし、課題の多いプラスチックのリサイクルの受け皿整備が進んできている。今後、区内全域の回収に向けて、環境整備を進めていく。
政策への貢献度	不燃ごみの大半を占めるプラスチックのごみの減量施策が、16年度までのモデル事業での検討を経て、平成17年度からの、容器プラの回収開始で進み始めている。17年度は、リサイクル率が当面の目標である20%を超える見通しとなり、目標達成の基盤が整いつつある。 今後は、施策のコストダウンに向けた効率的な収集運搬、選別保管の仕組みづくりを進めていく。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	ごみ減量の大きな目標に向けて、できる限り「リサイクル貧乏」という状況を避けて、資源循環型のごみゼロ社会を築いていくためには、民間活力の活用がどうしても必要である。直営の埋立、焼却施設への依存を減らし、輸送の効率化などを図りながら、民間の力を活用したリサイクルを進めていく。また、リデュース、リユースについても、ごみの発生段階における協働の減量策として、効果的な具体策を見出していく。
今後の施策のあり方	ごみ減量のために、リサイクル率を向上させることにより、ペットボトル回収、びん・缶・古紙回収やプラスチック分別回収を進めていく。同時に過剰包装の抑制を目的とする杉並環境賞の設置検討などごみの発生自体を抑えていくように、区民・事業者と協働しながら、普及・啓発に努めていく必要がある。また、排出者責任の徹底のため、レジ袋税や家庭ごみの有料化などの経済的誘導策を活用し、新たなごみの減量化を進めるための具体策を明らかにしていく。

施策内容への評価	昨今の環境問題への関心の高さや京都議定書の発効といった背景から、ごみの発生抑制及び、リサイクルの推進に対する区民の関心の高さが伺える。多くの事業で区民から様々な意見が寄せられ、事業実施に反映されている点は評価できる(一方、具体的評価としては、分別収集計画が改定される等、清掃事業を取り巻く環境が変化していることから、過去の実績と直接対比して評価することが困難な事業も複数含まれていた)。 また、区民一人当たりの排出ごみ量が、着実に減少していることは評価に値する。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	本施策には、「ごみ半減プラン」実施にあたり区民に対する「啓発・啓蒙」を行う事業と、事業者へのごみ収集委託事業が含まれているが、前者についてはNPO等との協働化を推進してゆくべきである。 係えば、事業 # 690「コンポスト容器及び家庭用生ごみ処理機購入費助成」 や事業 # 691「リサイクルに向けた協働推進」、事業 # 694「ごみ減量運動の普及・広報」等については、現状以上にNPOと協働してゆくことによって区民の意識向上が期待できるのではないか。
評価表の記入方法など についての評価	事業によって詳細な記述があるものとないものが混在しているのが気になる。
施策を構成する事務事 業についての意見	

施策 18 環境配慮行動の推進

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	地域における環境配慮行動を推進し、区民・事業者・行政のそれぞれが、日常生活や事業活動を環境の視点から見直すことができるようにするとともに、できるだけ環境に負荷を与えない行動を自然に 実践できる地域づくりを図る。
当面の成果目標	地域における具体的な環境配慮行動実践のめやすとして、杉並区レジ袋削減推進協議会が設定するレジ袋削減目標(マイパッグ等持参率)である5年間で60%削減 - 15年:33%、16年:40%、17年:47%、18年:54%、19年:60% - に向けて取り組む。区民・事業者・行政が協働して環境配慮行動に取り組み、地球温暖化の原因である二酸化炭素排出量を、2010年度までに1990年度比2%の削減をめざす。

	·ISO14001の推進 システム構築等に一定の経費を要することから、小規模事業者を主とする区の産業構造上取得支援 の検討が必要である。
当面の成果目標の達 成状況	・レジ袋削減対策 区民等の意識に訴える手法には限界があり、今後の削減目標達成に向けての対応を図る必要があ る。
	・杉並区全体の二酸化炭素排出量 目標達成に向けては、国等の施策と連携した区の総合的な施策の推進、区民・事業者の理解と取組 みが必要である。
政策への貢献度	レジ袋削減や省エネルギー行動は、誰でもすぐに実践できる具体的な環境配慮行動であり、環境カエルくらぶは環境配慮行動を地域に広げ根付かせていくための核となりうるものである。また、環境に係る学習機会の整備、環境情報の提供及び行政の率先行動(ISO14001)は、環境に関する区民・事業者の理解と関心を深め、取組みの契機として政策の推進に寄与するものである。多くの環境問題が、日常生活や事業活動から生じる環境への負荷に起因することを考えると、地域における環境配慮行動の推進は、政策実現に不可欠である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	すぎなみ環境カエルくらぶでは、組織基盤等について自立を図れるよう進めていくこととする。
今後の施策のあり方	区民・事業者による自主的な取組みに対する支援、学習機会の整備や学習意欲の喚起と情報の提供を行い、地域における具体的で継続的な環境配慮行動の一層の推進を図る。 レジ袋削減については、今後の削減目標とマイバッグ等持参の状況、レジ袋削減推進協議会における論議等を踏まえ、家庭ごみの有料化など廃棄物全体を対象とした施策との整合に留意しつつ、レジ袋の有料化・すぎなみ環境目的税の施行を含めた検討を行う必要がある。

施策内容への評価	べきである。 統 る。 その他、 事 #684及び#6	廃合については 業#662「環境 85「自然保護の	の推進」に含まれる ま下記「施策と構成す 学習の推進」、事業 # 啓発」、事業 # 686 [「] 効率化を進める上で	る事務事業につい 663「すぎなみ環り すぎなみ環境情報	ハての意見」に言 竟カエル〈らぶ汗 館」等は、行政	己述した通りであ 動支援」、事業 以上に民間が適
今後の施策の方向	○拡充	○サービス増	○ 改善の余地なし	◉ 効率化	○縮小	○ 統廃合
協働等への評価	民間に委託して	てゆく方向で検討	環境問題への啓発事 すすべきである。 施策 す支援する正統性は∮	評価表にある通		
評価表の記入方法など についての評価	予算執行率が はないか。	低い場合には、	予算執行状況や改革	革案の取り組み状	況に関してきち	んと記述すべきで
施策を構成する事務事 業についての意見	業と統廃合する	るべきである。例	□税」は、 レジ袋の使, えば、 事業 # 138 「↓ ' パック作成教室等の	,ジ袋削減対策」や	施策17にある	事業#694「ごみ

施策 19 公害の防止 (上位政策: 政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	大気汚染や自動車交通騒音、工場などの事業場から発生する悪臭などの公害の防止を図ることによ り、区民の生命、健康、財産等を守る。
当面の成果目標	大気測定を行っている測定室のうち、二酸化窒素を測定している4つの測定室では、ここに来て2年連続で大気環境基準を達成しており、この状態を維持していくものとする。また、浮遊粒子状物質を測定している3つの測定室のうち、大気環境基準を超過している2測定室について、1室を環境基準以内とする。 また、自動車交通騒音については、調査23地点中10地点では、夜間の時間帯における要請限度を超過しており、これらの地点の1~2割程度で1~2dBの減衰を目標とする。

当面の成果目標の達 成状況	二酸化窒素については、ここ2年連続して4測定室中4測定室とも大気環境基準を達成し、また、浮遊粒子状物質については、1測定室で環境基準を達成し、他の2測定室で年平均値が約1割低下してきており、当面の目標達成に近づいてきている。自動車交通騒音については、低騒音舗装や低公害車の普及促進、ロードプライシングなどの交通規制、緩衝緑地帯や緩衝建築物の誘導などの対策が講じられなければ、目標を達成することが当面は困難な状況である。
政策への貢献度	大気汚染や自動車交通騒音は、依然、深刻な状況であり、これらの公害を改善していくための基礎的 資料を得るための測定調査を実施している。また、区には、騒音や振動、悪臭等の苦情・相談が寄せ られているが、これらの問題を解決していくことによって、環境に負荷を与えない持続的な成長が可能 なまちの実現に直接的・間接的に貢献している。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	環境調査(大気監視機器の保守点検、自動車騒音の常時監視など)や公害啓発冊子の印刷などを業者委託している。今後とも調査等の事務のうち、可能な調査等を委託していく。
今後の施策のあり方	大気汚染や自動車交通騒音等の基礎的資料の収集と苦情・相談の受け付け・処理等の公害の防止 施策は、環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちの実現に貢献しており、今後も継続してい く。

施策内容への評価	各事業に寄せられる区民の声からは、公害や汚染に関する意識の高さがうかがえるが、河川や景観の悪化等、中には苦情処理という側面が強い内容も多い。評価表にある今後の事業のについては、「現実の苦情対応に追われており、専門的な技術を身につける時間が取りに〈〈〉 る」「知識・経験を有する職員を育てると共に、場合によればそうした知識・経験を有する職員でする必要がある」といった意見が目立つことから、今後は政策レベルで専門性の高い職員ので対してゆ〈べきではないか。	Dあり方 なってい を採用
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統	廃合
協働等への評価	本施策には、排出ガスや大気汚染、騒音振動、水質の測定といった調査事業が多数含まれて 公害の監視や苦情処理といった事業が中心なため、協働事業としては馴染まないものが多い	
評価表の記入方法など についての評価	持になし。	
施策を構成する事務事 業についての意見	水質や大気汚染は目に見えに〈〈、長期にわたって定点観測してゆ〈必要があることから、本族 事務事業については、継続させてゆ〈べきだと思われる。しかし、調査結果等については、小f の印刷物に依存することな〈、随時ホームページ等で区民に対して情報提供していゆ〈ことがごれる。	冊子等

施策 20 ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上

(上位政策: 政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並 びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
当面の成果目標	ごみの分別の周知徹底(資源物の拡充)、ごみ収集・運搬の更なる効率化の推進、午前中収集の実現などの収集サービスの向上。

当面の成果目標の達 成状況	収集運搬ごみ量も、横ばい傾向ながらも年々減少を続けており、また、それに事業系の持ち込みごみ量をあわせたごみ処分量も減少化が進んでいる。今後、経済成長率の動向によっては、ごみ量が増加傾向に転じることも予測されるが、それ以上にリサイクルなどのごみ減量を進めなければならない。
政策への貢献度	ごみを迅速に、安定確実に処理することについては、平成17年度からの午前中収集の強化などにより、更に進めることができている。清掃事業の区移管以来、夜間収集や午前中収集の強化、また、障害者や独居の高齢者などに対する戸別収集など、多様なごみ収集サービスを進めながら、ごみ処理事業全体では、コストダウンを図ってきている。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	収集したごみの運搬については、雇上会社など民間会社を活用して行っているが、現在新規参入が行われておらず、民間の市場原理などのメリットを活かせていない。安全確実に清掃事業を行うことが前提であるが、新規参入による創意工夫なども取り入れていくことが事業の活性化やコストダウンにつながっていく。 特に、資源ごみの回収については、優れた区内民間事業者も育成しながら、さらなる段階的な委託化を進めていく。
今後の施策のあり方	区民に対して資源分別の徹底を図るとともに行政と区民との協働の原則による新たな関係を創造し、 ごみの減量・適正処理を進めていく必要がある。今後、ごみの排出の適正化と収集サービスの向上の ために午前中収集や家庭ごみの有料化、個別収集などを検討していくべきものと考えている

施策内容への評価	杉並区民一人当たりのごみ処理費用は全国平均を下回っており、ごみ処分量も減少傾向にあることから、施策が一定の成果を挙げていると判断できる。一方、民間業者との協働事業を推進してゆくことによって、更なる効率化が求められている(特に、40%減少の実現に向けて)。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	収集サービスについては、その事業規模からしても、民間業者との協働を積極的に推進することによって効率化を目指す必要がある。特に、18年度からは清掃事業が完全に移管されて収集・運搬作業を見直す余地が拡大することから、民と官の役割分担・棲み分けを再設定する機会にするべきである。
評価表の記入方法など についての評価	特になし。
施策を構成する事務事 業についての意見	18年度以降、各区から排出されるごみの処分量によって分担金が決まることになるため、区民の意識向上を図る工夫(必要に応じて新たな施策・事業の展開、他の施策他との連携)が求められる。

政策 6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために

政策目標	・安心してゆとりある子育てができるように、子育てを地域や社会で支える仕組みをつくる。
	·次代を担う子どもたちが、豊かな人間性や自立性を持って、のびのびと健やかに育つ環境をつく る。
	仕事と育児の両立を支援するため、増大、多様化する保育需要に対して、新たな認証保育所の開所やグループ保育の実施、延長保育実施園の増など、保育サービスの充実を行うとともに、保育園待機児の減少(保育園待機児童数19年度末目標値0人)及び利用者の満足度の向上を目指す。
	安心して子育てのできる地域社会づくりに向け、「育児に対する不安・負担感」「児童虐待」など子どもと家庭に対する総合相談の実施や関係機関との連携による対応、ゆうキッズ(子育てサロン)の充実など乳幼児親子の居場所づくり等、子育てしやすい環境づくりを進め「子育てをとても楽しいと思う人の割合」を平成21年度までに60%にする。
	区民やNPO等との協働を進め、創造的で活力のある児童館運営を目指すとともに、登録制など を実施し学童クラブの待機児数を17年度末までに0とする。
	子どもたちが自主性をもってのびのびと活動できる場・機会の充実や、社会の一員であることを実感できるよう子どもの社会参画を進めるなどして、「自分が認められていると感じる子どもの割合」を 21年度までに95%にする。

当面の成果目標の達 成状況	保育園の改築に伴う定員の拡大などにより、平成16年度中に入所定員を31人増やした結果、保育園待機児童数は前年度(16年4月1日現在)に比べ53人減少した(平成17年4月1日現在98人)。 平成15年度より始めたゆうキッズ(子育でサロン)の実施時間延長・実施日拡充(ゆうキッズプラス)を行う館を、16年度中はさらに4館増やし合計7館で実施するなどし、子育でが楽しい思う人の割合の増加を図った。 全学童クラブで登録制を導入した結果、学童クラブ待機児童数は0となった(平成17年4月1日現在)。 中高校生などが自主性をもってのびのびと活動できる場・機会の充実や、青少年行政に意見を述べるなど社会参加を推進するなどし、自分が認められていると感じる子どもの割合の増加を図った。
今後の政策目標の方 向と課題	【方向】 ○次代を担う子どもが健やかに成長し、子育て世代の親が子育てに夢や希望を持ち、安心して子どもを生み育てることのできる地域社会をつくるため、「杉並区子ども・子育て将来構想」及び「子ども・子育て行動計画」を推進していく。 ○多様な区民ニーズに対応し、効率的に質の高いサービスを継続して提供していくために、保育園や学童クラブの運営に民間活力等の導入を計画的に推進していく。また、地域の中で子どもたちが健やかに育つ環境を創出し、地域の子育て機能を高めていくため、さまざまな場面で、NPOをはじめ区民や地域社会との協働を進めていく。 ○児童福祉法の改正等に適切に対応できるよう、児童虐待等の予防・早期発見・相談支援体制の充実を図るとともに、「子ども子育て行動計画」を推進するため、児童担当部の組織を見直す。 【課題】 ○子ども子育て施策をより総合的に推進していくために、教育委員会など区の関係部門や関係機関及び地域社会との連携を一層強化していく必要がある。 ○質の高いサービスの提供を担保していくため、第三者評価制度の導入(区立保育園は導入済)及び評価結果を効果的に活用していく必要がある。

【二次評価】

区立保育園運営への指定管理者制度の導入や保育定員の見直し、認証保育所の拡充などにより、保育所の入所待機児数を減少させ、また、17年度から学童クラブ登録制を本格導入したことにより、学童クラブの待機児を解消するなど、一定の成果を上げることができた。

今後、さらに効果的・効率的に区民の多様なニーズに応えていくためには、幼稚園や学校などの既存の社会資源の活用についても検討していくことが必要である。

二次評価部門の評価

また、子ども・子育て将来構想に掲げた「すべての子どもと大人でつくる新しい杉並」の実現に向け、17年度に策定する「子ども・子育て行動計画」において計画化する事業を着実に推進していく必要がある。特に、在宅で子育てをしている家庭の育児不安や負担感を軽減するため、ニーズの高い「一時保育」の充実をはじめとした積極的な子育て支援策の充実が急務である。

これらの施策を推進するためには、サービスの担い手となる人材や事業の受け皿となる団体等の存在が不可欠であり、関係機関等との連携や区民等との協働により、その育成に努めていくことが必要である。

【外部評価】

保育所の入所待機児童数の減少、学童クラブの待機児童の解消等 施策の実施により成果が現 れていることは評価できる。政策では安心して子育てができる環境や社会の仕組みをつくることを 政策内容への評価 中心にして、すでに子どもをもつ親への対策になっているが、杉並区の合計特殊出生率は0.75 (H16年)と大変低いこと踏まえると、出生率を高めるための対策も検討要ではないか。 待機児童がロになることは大変望ましいことだが、それに伴う保育環境や学童保育の環境整備が 評価表の記入方法な 十分であるかの裏づけとなる説明が不十分。保育士や学童クラブの指導者数が十分であるかどう どについての評価 か。など 施策は主に子育て支援の内容に重点を置いていて、学童保育までの年齢の子どもを対象にした内 容が多い。小学校高学年以上から中学の子どもの育成サポートや成長を支援する積極的な施策 政策を構成する施策 が少ないのではないか。児童館や交流の場も設けてはいるが、あくまでも自発的にその場(施設) についての意見 に来た子どもに対しての対策だけになっている。

施策 24 保育の充実 (上位政策: 政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

施策目標	・保護者の就労の機会を確保するとともに、認可保育所・認可外保育施設等に在籍している乳幼児が、心身ともに健全に発達できる保育環境を確保する。 ・保育所入所を希望しても入所できない待機児を解消する。
	・延長保育ニーズに対応するため、延長保育実施園を拡大する。
当面の成果目標	・保育園待機児童を減少させる。 平成19年度末目標値 : 0人 ・延長保育実施園の割合を増加させる。 平成18年度末目標値 : 59% ・産休明け保育実施園を増加させる。 平成18年度末目標値 : 14園

当面の成果目標の達 成状況	今後については、公立保育園の改築時に新たに産休明け保育を実施し、あわせて公設民営化を推進する。また、私立認可保育所の整備や、認証保育所、グループ保育室等の拡充などにより民間活力を計画的に導入し、待機児童の解消と多様な保育サービスの提供を図る。
政策への貢献度	女性の社会進出の増加などに伴い、保育園への入所を望む保護者は年々増えている。杉並区を安心 して子どもを生み育てられるまちにするためには「保育の充実」は欠かせない施策であり、政策への貢 献度は大である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	公設民営化や認証保育所の設置など民間活力の導入により協働を推進していくが、限られた期間・財政等の制約を保護者等に十分に理解してもらうことが課題。早期の説明と設計など初期段階からの参画を進めることにより理解を得られるようにする。また、保育サービスの担い手として人材育成をどのように進めていくかが課題。検討中の「保育サービスあり方検討部会」の最終報告を受けて、具体化を図る。
今後の施策のあり方	限られた財源の下にあっても、待機児童の解消に向けて保育政策を推進していかなければならない。 今後においては、保護者がライフスタイルに合わせた保育サービスを選択できるよう、公設民営化に よる民間活力の導入を図りながら、産休明け保育、延長保育などの整備やサービスの質を確保する。 また、認証保育所、グループ保育室など認可保育所以外の保育システムを整備する。個別外部監査 報告を受けて設置された「保育サービスあり方検討部会」で、保育所利用世帯と家庭保育世帯のサー ビス利用上の均衡や利用者負担の公平性に留意しながら「全ての子育て家庭への支援」を視野に入 れたサービスの整備を検討する。

施策内容への評価	済環境において	て、今後さらに子	の約6割(11,986千 育てと仕事の両立 育サービスの提供か	を望む保護者も多	くなる傾向にあ	る。保護者の事情
今後の施策の方向	◉ 拡充	○サービス増	○改善の余地な	□ ○ 効率化	○ 縮小	○ 統廃合
協働等への評価			充には協働等が不 のようなサービスを			
評価表の記入方法など についての評価	成果指標でH1 定が必要ではな		園利用者の満足度	」は70%と高いが	目標値の設定が	ざい。目標の設
施策を構成する事務事 業についての意見	保育園(高井戸 高いサービスの	保育園)の運営	営化」は今後も増設 営が今後のモデルに れる。委託化、民営 なるだろう。	なるので、経営の	黒字化と利用者	が満足する質の

施策 26 地域子育て支援の充実 (上位政策: 政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

施策目標	子育ての心理的、肉体的、経済的な負担感を軽減させるために、関係機関が連携して子育てを支援するとともに、子育てを地域で支える仕組みを充実させ、子育てを暖かく見守る地域の中で、親が楽しく子育てができ、子どもたちが伸びやかに健やかに育つようにする。
当面の成果目標	・子育てを楽しいと感じる割合を平成19年度までに95%にする。 ・虐待ケースのうち、関係機関や地域住民と連携し地域における見守り・支援が継続的に出来た割合を平成19年までに50%にする。 ・不登校の相談のうち、解決につながった件数の割合を平成19年度までに60%にする。

当面の成果目標の達 成状況	地域で子育ての悩みや、問題の解決を求めて、相談部門に相談し、何らかの子育て支援サービスを利用し、支援をうけた人は、緊急一時保育、産後支援ヘルパー、母子生活支援施設の入所数等実績をみても増加していることがわかる。 虐待対応や虐待予防のための事業も強化され、一定の成果を示している。 社会生活や社会環境が複雑化されている中で、ふれあい保育やファミリーサポート事業等も増加傾向にあり、在宅の支援サービスなど、より一層極め細かな対応やサービスが必要とされている。
政策への貢献度	上記の事業の成果は、地域での子育て支援を安定させるための事業としての貢献度は高い。 相談の掘り起こしも含め、虐待、不登校や養育困難などの深刻な相談の件数が年々増加しているため、関係機関の連携した支援を強化し、対応を進めている。 しかし、指標を見るだけでは、充分な結果となっていない。 よって、関係する主管課との協力体制を強化を図り、対応していく必要がある。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	虐待対策など区直轄でなければならないものは、拡充を図りながら実施していき、民間に委ねることで 民間のノウハウを活かすことができる事業や、子育て支援など地域全体で支えあって見守り、応援でき るものは、積極的に地域等に委ねていく。
今後の施策のあり方	現在の社会状況の中では、これからも心理的・肉体的・経済的など、様々な養育困難の問題を抱える家庭が増えると予想される。子どもを持つすべての区民が安心して子育てを行なえるよう、区民と行政が一体となって、子育てを支える地域社会を形成しなければならない。今後の施策においては、各種のサービスを効率よく提供できるよう、組織も含めて制度の見直しを図り、総合的な子育て支援対策を行うことが必要となってくる。そのため、「子ども・子育て将来構想」の実現に向け策定する「子ども・子育て行動計画」に基づき、施策の推進に区をあげて取り組んでいく。

施策内容への評価	援は大変重要 童育成手当の	な施策のひとつ)助成対象者が ^は	事故や犯罪が頻うであり、今後のが であり、今後のが 曽加し、事業費は 1率化と業務委託	施策の方向も排 :約8%(262百)	広充である。 万円)増でる	う。法改正によ あるが、人件費	り児童手当・児
今後の施策の方向	◉ 拡充	○サービス増	○改善の余地	なし ○対	加率化	○ 縮小	○ 統廃合
協働等への評価			たり、かつ専門タ きる。 現在でも民「				
評価表の記入方法など についての評価	当面の成果目 げている、その	標の「指標 ・5 原因と今後の対	成果指標」を見る 対策が書かれてに	と3項目の内2 いないので、分	□項目がH1 析と検討か	5年からH16年 Ň必要と思われ	ミにポイントを下 いる。
施策を構成する事務事 業についての意見			他の事業よりも常 思うが、より効率				

施策 27 障害児の援護の充実 (上位政策: 政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

	障害や発達につまずきのある子どもの発達を援助し、地域で共に育ちあえるようにする。 障害児の保護者が安心して子育てができるようにする。
当面の成果目標	急増する軽度発達障害児の相談に対応するため、こども発達センター登録人数が16年度の2割増で も対応できるように体制を整備する。

当面の成果目標の達 成状況	予想されるこども発達センター利用希望児数の急増に対し、施設設備の有効活用や相談指導体制の 充実を図ることで対応する。
政策への貢献度	心身の発達に遅れやその心配のある子どもの発達を促し、保護者の養育を援助していくことは「子育 てを社会で支え子どもが健やかに育つために」に大いに貢献している。特に保育園による障害児受け 入れは統合環境をすすめ地域でともに暮らすための基盤づくりに寄与するものである。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	言語心理指導事業は、障害児に対することばや情緒面の発達を促すことを目的とした個別指導で、現在常勤2名、専門非常勤職員9名の体制で実施している。 区の障害児施策の中核であるセンターが実施している他の事業(関係機関との調整・通園事業・各種相談事業・就学相談判定等)と密接に関係しており、全体の調整が必要なことから、事業を他に委ねることは困難である。
今後の施策のあり方	軽度発達障害児に対する支援策を、関係機関と協力して総合的に展開していく。 たんぽぽ園に通園する低年齢児の次のステップとして、児童館ゆうキッズとの連携・支援を積極的に行っていく。 保育園・幼稚園が障害児及び対応困難な児を受け入れやすいよう、巡回指導等を活用し支援していく。 教育委員会との連携を深め、幼児期から学齢期にかけて一貫した支援体制を確立する。

施策内容への評価			頃向にあることから 早期に達成するこ		制を充実してい	〈ことが急務であ
今後の施策の方向	◉ 拡充	○サービス増	○改善の余地な	√ ○ 効率化	○ 縮小	○ 統廃合
協働等への評価	て良いのか疑問ならば、前向き	問である。 協働等 に検討すべきで	ことから、事業を他に 手を進めることで、が はないか。(例えは しみやシステムを導	を ・ ・ 縦割で機能して ・	に実現でき、効	果・効率が図れる
評価表の記入方法など についての評価			策の方向性のみな() やすいのではない		何をするのか♪	等の項目などが具
施策を構成する事務事 業についての意見	特になし。					

施策 28 子どもの育成環境の整備 (上位政策: 政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育っために)

施策目標	育成環境を整備することにより、子どもの意見を尊重し、子ども自身の参画で児童館行事の企画立案、 実施ができるようにする。また、子どもの自主性、社会性、自立を育む。
当面の成果目標	・自分が認められていると感じる子どもの割合の向上。 ・学童クラブの待機児童数を0とする。

当面の成果目標の達 成状況	・学童クラブの待機児童を解消するため、登録制の本格実施を平成17年度からはじめた結果、待機児 童はなくなった。
政策への貢献度	・近年の社会情勢の変化などで、放課後の保育が困難な家庭が増え、さらに子どもを犯罪等から守り、 学童クラブで育成することで、安全で安心な子育て環境の整備が図られた。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	・単独学童クラブは、平成18年4月より運営をNPO等の民間活力を導入した委託化に向けて準備をしている。 ・館内の学童クラブは、児童館の運営と合わせた委託ができるかの検討をする。
今後の施策のあり方	次世代を担う子どもたちのために「子ども・子育て将来構想」を策定し、将来構想に基づき、「すべての子どもと大人でつくる新しい杉並」を将来像とした「子ども・子育て行動計画」を推進し、すべての子どもを家庭や地域で支援し、子どもが健やかに育ち、また豊かに子育てができる環境を整えていくためには、地域社会の協働体制の強化が必要である。また、財政状況の厳しい中で、より効果的で効率的な施策の展開を図るため、NPO法人をはじめとする民間の活力を導入し、多様なプログラムの提供や柔軟な施設運営を実施する。

施策内容への評価	「施策目標」に対する「当面の成果目標」が連動してないのではないか。 「自分が認められていると感じる子どもの割合の向上」することが、なぜ「子どもの育成環境の整備」 によるものなのか、その説明がない。また、サーベイの方法も明記する必要がある。 子どもの自主性、社会性、自立を醸成するために、学童クラブではどのような対策をしているのか具体的な記載もあるとよい。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	すでにH18年4月から運営をNPO等へ委託化する動きがあるので、児童に負荷がかからいようスムーズな業務委託の体制を準備し、業務の移行をしてほしい。
評価表の記入方法など についての評価	・政策への貢献度などで「子どもを犯罪等から守るためのシステムや対策、対応」 とあるが、具体的な内容の記載がな〈理解しがたい。学童クラブでの育成が、「安全で安心な子育て環境の整備」にどのように繋がるのか不明である。
施策を構成する事務事 業についての意見	青少年を対象とした事務事業があるが、参加した人数は895名/年 で区内の青少年の0.5%である(H15年 168,158人) 事業が浸透し多〈の青少年への情報提供と参加を促すために、興味をもたせるような事業企画が必要ではないか。

政策 10 商店街の活性化のために

政策目標	地域に活力とにぎわいをもたらす、個性的で魅力ある商店街づくりに向けた積極的な取り組みを支援する。商店街が地域に密着したきめ細かなサービスを提供することで、区民が買物などを通して集い、憩い、交流する場となり、さらに地域経済の核となるような活性化された商店街とする。
当面の成果目標	多様化する消費者のニーズに対応し、身近な商店で満足できる買い物ができる商店街となるように 商店会会員の意識改革や専門家の協力を得ながら活性化を支援する。 また装飾灯の改修などハード面の整備も計画的に行うとともに、イベントや空き店舗対策など、個々 の商店街にあった助成制度が効果的に活用できるようにする。このことにより、利用者の満足感を高 め、地元の商店街への集客力のアップを図り活性化を支援する。

当面の成果目標の達 成状況	千客万来・アクティブ商店街事業を実施している商店会では、商店会会員の意識改革の契機となり、地域に根ざした活性化事業を実施する中で、魅力ある商店街として活力が取り戻されている。また、元気出せ商店街事業によるイベント事業も商店街のイメージアップや売上げの向上に一定の成果を上げている。他方、装飾灯の改修などハード面の助成事業は、商店街のイメージアップに繋がっている。
今後の政策目標の方	厳しい経済状況や商店街を取り巻く厳しい環境の中で、常時安定した集客と売上げのある活力ある商店街にするため、商店街の自主的な取り組みや実情を把握しながら各種補助金事業を、効率よく活用していく必要がある。
向と課題	平成17年4月1日に「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」が施行され、商店街の活性化に向け、商店会、事業者、区のそれぞれの責務が定められ、区民との協力の基に地域経済の発展と区民生活の向上のために商店街の活性化を図ることが定められた。こうした目的の達成のために、今後ますます、効果的な活性化事業を展開していくことが強く求められている。

【二次評価】

	商店街は、地域の活性化や町の賑わいの醸成など、高齢化社会の進展に伴い、その役割は一層
	重要なものとなってきている。
	近年の景気動向の中で、商店街によっては活性化のための空き店舗対策や集客事業など、積極的
一次評価部門の評価	な動きも出てきている。

は動きも山できている。 「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」の施行を踏まえ、今後は商店街の活性化に向けて、各種補助事業を効率的・総合的に展開しつつ、個店や商店会の主体的な取り組みを促し、費用対効果の向上を図っていく必要がある。

	「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」が本年施行され、商店街の活性化について、その主導的役割は商店会及び事業者が負い、区は協働して区民の協力を得て活性化施策を推進するという基本理念が定められた。この条例により、事業者、商店会、区の責務、区民の協力が明確に定められたことの意義は大きい。商店街の活性化は、一義的には個々の事業者の創意工夫による自らの事業の繁栄を図ることであり、区が行えることは情報の収集、提供等補助的な役割であることを充分踏まえて商店街活性化施策を推進して欲しい。
評価表の記入方法など についての評価	事業費の推移をみると、14年度196,027千円、15年度145,641千円、16年度133,308千円と毎年 大幅に減少している。減少原因の記述がないが、本政策の施策は1つでありその相対性は重点と 位置付けられていることとも関連して減少原因の記述が欲しい。
政策を構成する施策についての意見	一政策一施策であるので、施策の方に記入。

施策 45 魅力ある商店街づくり (上位政策: 政策10 創造的で開かれた自治体経営

施策目標	商店会を活性化するために、ハード・ソフト両面から支援を行う。補助金も複数あるため、商店会の実情に合わせて効率よく補助金を支出する。必要に応じ、アドバイザー派遣制度などを活用し、商店会の相談に応じていく。
当面の成果目標	商店会を活性化するために、ハード・ソフト両面から支援を行う。補助金も複数あるため、商店会の実情に合わせて効率よく補助金を支出する。必要に応じ、アドバイザー派遣制度などを活用し、商店会の相談に応じていく。

当面の成果目標の達 成状況	様々な補助事業に、一定の申請件数があった。補助事業により成果を上げている商店街もあるが、補助金事業終了後、その事業の効果が継続して商店街活性化に結びついているかが、明確に検証しきれていない。
政策への貢献度	装飾灯の整備事業等のハード面での補助事業は、目に見えてイメージアップとなる事業であること、千客万来・アクティブ商店街事業は、商店会が自ら考える意識改革の契機になっているなど、魅力ある商店街づくりに一定の事業効果があがっている。 イベント等の補助事業については、継続性に課題が残るものの、有効に活用されることで魅力ある商店会づくりや活性化につながっていると考える。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	中小企業診断士等専門家の協力を得ながら、協働して魅力ある商店街づくりを進めていく。
今後の施策のあり方	複数の補助制度がある中、各々の商店街で必要とする実情や目的に合った補助事業に対し、補助金を効率よく支出することが、商店会活動の活性化につながると考える。アドバイザー派遣による専門家の意見・助言等を受ける制度などを有効に活用し、問題点を克服し、的確な補助金の執行により魅力ある商店街づくりをめざす。

施策内容への評価	補助事業により商店街活性化に結びついているかが検証しきれていないとの事であるが、施策目標は集客力及び売上の増加であるから、補助事業を行う商店街の補助前と補助後の売上比較等を行うことにより検証が可能と思われる。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	区による補助事業であり、補助の執行は行政が自ら行う必要があるため協働がしに〈い事業となって いる。
評価表の記入方法など についての評価	成果指標に区内小売業売上高及び商店街空き店舗発生率を指標にしているが、ほとんどの年度に 実績値の記載がなく、指標としての役割を果たしていない。
施策を構成する事務事 業についての意見	施策評価表 の事業費合計は133,308千円であるが、計画合計は226,014千円であり、計画に対する 事業実施率は59%と低くなっている。事務事業評価表には予算執行状況欄があるが、当該欄に記載 のない評価表がある。

政策 13 魅力ある学校教育のために

政策目標	杉並区教育ビジョンに掲げる「よろこびやいたみがわかる人」「むずかしいと思うことでも向かっていく人」「なぜだろう、どうしてなんだろうと考える人」「郷土を愛し、自分のまちに誇りをもてる人」を児童・生徒像として、すこやかさ、しなやかさ、強さをあわせもった「意欲と自信に支えられた信頼できる人」を育てるため、「教師(師範)を育成すること。」「自立と責任ある学校をつくること。」「地域の教育力を高めること。」を柱に教育改革を推進し、魅力ある学校教育を実現する。
当面の成果目標	アクションプランに掲げる計画事業を実施・推進するとともに、教育ビジョン推進のための「(仮称) 新教育改革アクションプラン」を策定する。 教職員研修や教育研究奨励、学力向上の調査・研究などを通じ教員の指導力を向上させ、「学 習内容を理解している児童・生徒の割合」を19年度までに75%以上にする。 児童・生徒が通学したいと思うような「魅力ある学校」実現のために、政策下にある各施策、事業を 推進し、19年度までに「学校生活がたのしい・充実していると感じる児童・生徒の割合」を80%以上 に、公立学校在籍率を小90%、中70%以上までに上昇させる。 「体力診断テストで全国平均を100とした場合の杉並の数値」を19年度までに100以上とする。 災害につよい安全な学校を実現するため、耐震強化済校比率を19年度までに100%とする。

当面の成果目標の達 成状況	・「教育ビジョン」の推進計画である「(仮称)新教育改革アクションプラン」は、現在、策定に向け鋭意検討を重ねている。 ・「学習内容を理解している児童・生徒の割合」は今年度より実施した区の学力等調査での達成率 (小中学校別教科別単純平均)で70.4%であった。今後「すぎなみ五つ星プラン」の目標のとおり19年度までに75%、22年度までに80%以上に向上させていく。 ・「学校生活がたのしい・充実していると感じる児童・生徒の割合」は78.6%であった。内訳は小81.7%、中74.6%であり、また「公立学校在籍率」でも小88.6%、中64.2%と中学校の数値が低い。今後は特に中学校に着目した政策推進が求められる。 ・「体力」は全国平均に比し、小97.4%、中97.9%と小学校・中学校ともに劣る数値となっている。普段の学校生活に溶け込んだ体力向上の方策を体力向上調査委員会の活動などで研究・実践している。 ・耐震強化済校比率は16年度段階で78%まで推進した。多額な経費がかかるため年次計画により順次推進しているが、関東直下型地震の発生が危惧される中で早急に100%とするため、計画を着実に推進していく。
今後の政策目標の方 向と課題	「杉並区教育ビジョン」に掲げる「杉並の目指す教育」を実現するため、今後策定する「(仮称)新教育改革アクションプラン」に基づき、「1 学力・体力の向上を図るとともに、豊かな人間性を育てる。」、「2 「学校力」の向上により、信頼される学校づくりを進める。」ことを目標に、魅力ある学校づくりを推進していく。とりわけ、低下傾向にある中学生の「公立学校在籍率」を向上させる対策に重点を置き、真に生徒や保護者が進学したいと望む学校教育について更に詳細な分析を行い、より課題を明確にした上で実現に向けた取り組みを推進する。

【二次評価】

これまでも、平成16年3月に改定した「教育改革アクションプラン」に基づき、魅力ある学校教育、特色ある学校づくりに取り組んできた。その結果、多様な教育機会の提供や耐震強化対策などを着実に進めてきた。

二次評価部門の評価

また、17年3月には杉並の目指す教育、教育改革の方針を示す「杉並区教育ビジョン」を策定し、学校は、教職員、保護者や地域など様々な力によって支えられているとの認識の下、「意欲と自身に支えられた信頼できる人」が育つ、信頼される学校づくりを進めることとした。しかし、成果指標である中学生の公立学校在籍率は年々低下しており、生徒や保護者の国立、私立中学校への志向が現れている。生徒や保護者の区立中学校への信頼を得るために、17年度に策定予定の教育ビジョンの行動計画である「(仮称)新教育改革アクションプラン」で魅力ある学校教育の実現を計画的に推進する。

【外部評価】

「魅力ある学校づくりを推進していく、とりわけて低下傾向にある中学生の公立学校在籍率を向上 させる対策を重点に置く」ことが、杉並区役所の最重点政策目標になっているが、それはそれで首 肯できるにしても、容易なことではない。公立学校在籍率の低下は全国的に生じている現象であ 政策内容への評価 り、その背景には人口学的要因、文化的要因、経済的要因など多くの潮流が影響している。よっ て、まず、70%目標の根拠を再確認し、その上で現在の実績値との乖離の要因を分析し、対策を 戦略的に絞り込むことが必要である。 杉並区行政評価システムに、「チェックリスト」が用意されているのが特徴と理解している。その 政策評価表には、チェック指標への言及がないのはおかしいと思う。(21や23が一番関係が深い はず) 評価表の記入方法な その代わりに、施策の成果指標が掲げられている。これは杉並区の行政評価システムのイレ どについての評価 ギュラーなのか、それともあちこちで生じていることなのか。このように施策の成果指標で政策の効 果を見るということが多く見られるならが、政策ー施策ー事務事業の評価体系を組み立てなおす必 要が出てくるのではないか。 「豊かな学校教育づくり」を構成する事務事業を整理し、戦略的重点化を行う。 政策を構成する施策 「児童・生徒の健康維持および安全の確保」を構成する事務事業では、給食事業等のいっそうの民 についての意見 営化をはかる。

施策 52 教育施策の執行体制の確保

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	「学校」は、教職員、保護者、地域などさまざまな力によって支えられ、成り立っている。この支える力を「学校が自ら持つ力」、「地域が支援する力」、「教育委員会の支援する力」の三つの力を「学校力」とし、この力を高めるために、教育委員会の執行体制の確保を図る。
当面の成果目標	「学校」は、教職員、保護者、地域などさまざまな力によって支えられ、成り立っている。この支える力を「学校が自ら持つ力」、「地域が支援する力」、「教育委員会の支援する力」の三つの力を「学校力」とし、この力を高めるために、教育委員会の執行体制の確保を図る。

当面の成果目標の達 成状況	教育委員会の傍聴者数については、教育施策への関心の高さから16年度の目標値である6.0人を上回った。この傾向が持続すれば、19年度目標値の12人を上回ることが期待される。 教育委員会ホームページアクセス件数についても、と同様に関心の高さから伸びを示している。 19年度の目標値20,000件を上回るアクセス件数が期待できる。 キッズISO国際認証取得者数は、希望者のみの取組みであるため成果件数に伸びが見られなかった。今後ともPRの充実や学校現場への理解を高め、全区立小学校の児童が入門編に取り組むことを推進し、その後の初級編取組み人数の増を図る。
政策への貢献度	教育行政に関する計画・立案、進捗状況の把握、施策の評価等を一元的に行う執行体制の確保は、 今後の教育改革を行ううえでも欠かすことはできない。 また、教育施策に関する情報発信を行うことで、地域、学校、保護者の関心を高め、魅力ある学校教育の実現に大いに貢献している。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	教育計画推進に関しては、平成17年度に教育基本条例の制定に係る事項を検討するため、区民等が参加する懇談会の設置を予定している。「教育立区すぎなみ」を実現するため、区民との協働を推進していく。
今後の施策のあり方	教育委員会の地域開催や土日または夜間の開催、教育委員と区民との懇談、教育委員からの情報発信などにより、区民に身近な開かれた教育委員会を目指す。 教育ビジョンの実現に向けて、教育における地域内分権や教育特区の活用など、地域主権の立場で自主性を発揮し、全国に先駆けた教育改革を進める 教育ビジョンに基づき、新教育改革アクションプランを策定する。また、「教育立区推進本部」を軸に区長部局との連携を強め、「教育立区すぎなみ」のあり方を検討していく。

施策内容への評価	教育委員会という、伝統的には行政内部の会議に近かったものが、市民による教育についての議論と合意形成の場になることには、教育改革の象徴的な意味がある。昨年指摘した、住民参加の機会の拡大、住民からのホームページアクセスの分析などには、すでに前進が見られるが、今後は、教育委員会を舞台としてアクションプランに対する住民参加と計画の検討と、(将来は)計画目標の検証が行われていくことが望ましいと思う。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ● 統廃合
協働等への評価	教育委員会の運営、教育計画の策定、教育広報活動などからなる本施策そのものが、協働を内在し ているものであるが、方向としては住民との協働を拡大する方向で進めていることを評価する。
評価表の記入方法など についての評価	昨年指摘した、住民からのホームページアクセスの分析などには、すでに取り組みの方向がみられるが、内容を分析して適切なコンテンツ情報に成果指標を設定する必要がある。 教育計画推進事業の成果指標で、いかに代理指標と入っても、新規・拡充アクションプラン事業 / アクションプラン事業は、説得力なし(事業増加がよいことか)。まだしも、予算化率とか決算化率のほうがわかりやすい。
施策を構成する事務事 業についての意見	教育委員会の運営事務事業と、教育ビジョンやアクションプランの策定事務事業との関係がわかりに (い。それは、教育ビジョンやアクションプランを、従来の行政計画と位置づけるか、教育委員会の関 与する公式参加型の計画とするかの違いである。

施策 53 豊かな学校教育づくり

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	区立小・中学校に通う児童・生徒が毎日の学校生活を楽しく過ごせるよう「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた魅力ある豊かな学校づくりを推進し、創意工夫ある教育指導により児童・生徒の基礎的学力や学習意欲の向上等を図る。
当面の成果目標	・区の学力等調査の平均達成率(設定した目標を達成した児童・生徒の割合)を平成19年度までに75%とする。このために学力等調査により明らかとなった児童・生徒の学力や生活習慣などの課題に、効率よく、また的確に対応するため、教職員研修や教育研究奨励、学力向上調査委員会の活動等を充実し、教員・学校の指導力向上を図る。・学力の向上のみならず「総合的な学習の時間」や学校行事の充実、小中一貫教育などの新たなスタイルの教育の試行等を進め、公立学校の在籍率を平成19年度までに小学校90%、中学校70%までに、また、「学校生活が充実していると感じる児童・生徒の割合」を80%まで向上させる。

当面の成果目標の達 成状況	・成果指標1:平成16年度から区学力等調査を実施したため本年度からの数値であるため判断できないが、都が実施した「16年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果では都内全49区市小学生第11位、中学生第5位、23区中では小学生第8位、中学生第2位という好成績であった。これは少人数学習の機会充実や教員加配、教職員研修や研究奨励の事業等の成果であると考えている。・成果指標2:事業周知や各学校の積極的な情報提供等により、制度主旨の定着が年々図られてきている。・成果指標3:中学校で若干ながら数値が下がってきている。また、小学校についても横ばいで数値が上がってきていないことから、私立等の人気が伺える。今後、更に魅力ある学校づくりに向けた取り組みを行っていく。
政策への貢献度	「魅力ある学校」を実現するためには、今後更に教員の指導力向上や教育活動の充実に努めていくことが必要である。加えて、従来、公立学校にはなかった新たな事業の展開も必要である。この点について、本施策はその根幹をなすものであり、上位政策の成果目標にも設定しているとおり、指標「公立学校在籍率」は学校の魅力が直接反映する指標であること、また、新たに本年度より指標化した「学校生活が充実していると感じる児童・生徒の割合」についても現在在籍している児童・生徒からの直接の声が指標化されていることからも、当然のことながら政策への貢献度は大きい。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	本施策を構成している事務事業中、「土曜日学校開設」、「理科指導者研修」、「ロボット杉並21」、「科学教室」、「外国人英語指導」などの事業は、事業そのものの協働が考えられるので、今後具体的な検討を踏まえて推進していく。また、「教職員研修」「学校課内外活動」など既に一部協働を実施している事業やその他の事業で未だ協働が実現していない事業についても、更に協働を推進していく。
今後の施策のあり方	本施策を構成している事務事業中、「土曜日学校開設」、「理科指導者研修」、「ロボット杉並21」、「科学教室」、「外国人英語指導」などの事業は、事業そのものの協働が考えられるので、今後具体的な検討を踏まえて推進していく。また、「教職員研修」「学校課内外活動」など既に一部協働を実施している事業やその他の事業で未だ協働が実現していない事業についても、更に協働を推進していく。

施策内容への評価	この施策は、地域住民のニーズと杉並区役所の戦略性に基づく多数の単独事業の群であり、区の教育政策の根幹を成すものである。成果指標の、学校希望制度申請者割合が上昇し、また、公立学校在籍率が下がっていることは、児童・生徒およびその父兄が、私立や国立を指向している表れである。そうした中で、たとえば在籍率(中学校)70%以上を設定したことの根拠の明確化と、目標との乖離の説明を求められる段階にいたっている。なぜならば、少子化の基調が続く中で、公立学校離れの傾向はなかなか変わりようがないからである。よって、70%目標を維持するならば、さらに戦略性をたかめ、事業の絞込みと重点化が必要である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	公立学校の在籍率を上げることと、協働を促進することの関係を解明する必要がある。なぜならば、 児童・生徒の学力をあげたいという父兄の希望と、市民パワーによる手作り英語や理科の授業が生 み出す成果が一致するとは限らないからである。あるいは、市民パワーの授業こそ杉並区の個性で あり、それが未来の地域づくりであるという目標をたてるならば、公立学校在籍率の低下を容認すると いうこともありうる。今日の学校教育をめぐる価値観の多様化は、それほど大きな社会的背景から生 じているのである。
評価表の記入方法など についての評価	「重点事業」「費用対効果の高い事業」「見直すべき事業」の3区分は、重複する場合はその旨を説明 する必要がある。
施策を構成する事務事 業についての意見	これだけ多くの事務事業を含んだ施策となると、施策評価の成果指標が、おおくの事務事業の成果 指標を集約したものであることを証明することは難しい。しかし、事務事業の成果指標と施策の成果 指標との関連をつねに意識しておく必要がある。 先に述べたように、成果指標の公立学校在籍率の維持向上を重視し、この施策の戦略性をもっと 高めねばならないという判断をもった場合、これらの多くの事業の再編成と拡充ということがありうる。 なお、施策に関する区民アンケートでは、公立学校在籍率目標70%についても聞いていただきた かった。

施策 54 児童・生徒の健康維持及び安全の確保

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	区立小・中学校、幼稚園等の児童・生徒及び幼児の健康に留意し、衛生環境を整え、教育施設、教育 用具等の安全性について万全を期すことで、充実した学習活動と楽し〈安全な学校生活を送ることが できる。
当面の成果目標	・健康診断等を実施することにより、疾病の早期発見、予防、また健康状態の改善に役立てる。一人あたりの疾病件数を前年度比減とすることを目標とする。 ・教室などで教育を受ける施設の環境測定を通じて、適切な状態を保つ。校内で発生する事故について、0件を目標とするとともに、前年度の件数の10%を減少させる。 ・体力診断テストにおいて、全国平均(100)以上を目標とする。

当面の成果目標の達 成状況	体力診断テストでは、全体的に年々全国平均を下回っている状況であるが、分野別、男女別で見ると全国平均を上回っているものもある。数値は、あくまでも一つの目安であるため、今後も体力測定の安全な実施が望まれる。 疾病数・事故件数についても、児童・生徒及び幼児の活発な行動を尊重しながら、重大な疾病や重大な事故につながらないかを見極めることが重要である。そのため、各種の健康診断や調査等を実施しながら予防や改善に努めて、学校内の教育指導だけでなく、各家庭でも生活習慣についての関心と指導は欠かせないものである。
政策への貢献度	各種健康診断・環境衛生に関する検査等及び安全でおいしい学校給食によって、児童・生徒及び幼児が健康で楽しく、安全な学校生活を送ることができる。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	
今後の施策のあり方	児童・生徒の健康や食生活を取り巻く社会状況が変化する中で、その健康維持と安全性の確保は、常に重要な課題である。予防と改善を念頭に置きながら、学校保健委員会の活性化、健康教育、食教育等を担当の連携をより深めながら充実させて成果の向上を目指していく。

施策内容への評価	一般に杉並区のような都会では、健康情報、医療情報も多いし、医療機関も多いので、児童・生徒の健康のための条件には恵まれている。また、都会の家庭の所得水準や家族意識も全国とは異なるので、たとえば、児童・生徒の体位や体力に現れて〈る。 その結果が杉並区の児童・生徒の体位の全国平均以下ということは、都会の児童・生徒にとっての健康とは何か、という疑問をなげかける。都会固有の健康とはなにか、不健康な要素は何かなどを特定しないと、この施策の評価はやりに〈い。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	学校給食関連ではまだ事業費の規模が大き〈、民間企業等の技術・衛生水準も上がってきているので、委託化を進める余地がある。成果指標による目標値との乖離もまだ大きい。
評価表の記入方法など についての評価	体力診断が全国平均を下回っているので、これを上回ることを目標にするということは首肯できますが、同時に都会の児童・生徒の健康状態は、全国平均では測れない独自の要素もあるということを評価に取り込む必要がある。 施策レベルの活動指標として「水質検査」を使うのはいかがかと思う。昨年も指摘したことで、変更を検討中とのことですが、いずれにしても採用した指標の施策目的への意味づけが明らかになる必要がある。
施策を構成する事務事 業についての意見	この施策を構成する事務事業の中で、一番経費のかかるのは学校給食関連事業です。給食の調理 業務が、児童生徒の健康と安全に貢献していることはあるにしても、民間委託に勝っているとはかぎ らない。 コストの差を相殺してあまるほどの意義を説明できるかである。

施策 55 **教育施設の整備・充実** (上位政策: 政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	校舎の改築・補強・改修等の施設整備を行い、良好な教育環境の維持・向上を図る。
当面の成果目標	・平成17年度までに、補強可能な校舎を全て耐震補強する。 ・補強困難や老朽化した校舎の改築を進める。 ・余裕教室の活用数の増加を図る。

当面の成果目標の達 成状況	現在は着実に計画数値を達成しつつある。施策の性質上、確実に実績を積み重ねることが必要であり、今後も目標に向けて施設整備を行う。
政策への貢献度	良好な教育環境の維持・向上を図ることにより、より安全で魅力ある学校教育づくりに貢献している。耐震性能の向上により地域の防災拠点としての役割を担うことができ、地域に開かれた学校としても着実に成果をあげている。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ● 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
	施設の改築・補強・改修にあたっては、施設設備の専門知識を有する民間企業の協力を得ながら、請 負や委託という形態で協力していく。
今後の施策のあり方	耐震補強事業が平成17年度に完了予定であり、今後は校舎の老朽度や学校適正配置の動向を見極めながら、効果的・効率的な改築・改修計画を策定していく必要がある。余裕教室の活用は、今後も条件の整ったものから順次整備していく。

施策内容への評価	事業費のうち校舎の耐震補強工事費が大きいと思われるが、この事業費は入札制度の改革によって効率化の余地がある。 耐震工事に当たっては、地元住民との協議の場をもうけるなどは重要である。改築の希望があるなら、費用負担を含めて住民協議の議題とすべきである。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ● 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	大規模工事であるから、委託によることが多くなるのは避けられないが、PFIの可能性も検討すべきである。
評価表の記入方法など についての評価	教室修理数も余裕教室活用数(累計)もいずれも活動指標ではないのか。成果指標は活用教室への参加数ではないか。このような考え方は、学校の耐震強化と余裕教室の修繕とは意味が異なって理解するからである。 つまり耐震強化はそれ自体が目標であるが、余裕教室の修理はそれ自体が目的ではないということ。
施策を構成する事務事 業についての意見	上記のような場合にはその事務事業は、同一施策に分類できな〈なる。

施策 56 学校教育の環境整備

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	区立小・中学校、幼稚園の学校施設及び教育設備の充実や適切な維持管理により良好な教育環境を整え、心身ともに健康で人間性豊かな児童・生徒及び幼児を育てる。 さらに教職員について、教育指導等の研究や研修に要する教育センター・研修所の維持管理や福利 厚生の充実等を通して、直接教育にかかわる職員としてふさわしい健康で意欲ある人材の育成を図る。
当面の成果目標	充実した良好な教育環境の中で、児童・生徒及び幼児が心身ともに健康な状態で、楽しい学校生活をおくることができる。 また、直接教育にかかわる教職員も、適切な教育設備のなかで意欲的な教育活動ができる。

当面の成果目標の達 成状況	学校施設が存続する間は、児童・生徒及び幼児の人数に関係なく施設の整備をしていかなければならないものが、数多くある。財政の厳しい中、整備すべき項目を十分精査した上で、効果的な環境整備を実施していかなければならない状況にある。 教職員の研修受講の環境を整備することで、能力向上のための研修機会を拡大し、併せて、教職員の健康診断の受診率向上を通して、健康で能力のある教職員育成を図っている。
政策への貢献度	充実した学校施設と教育設備を整えることで、楽しい学校生活を実現することができる。 また、教職員の置かれている環境を整えることで、心身ともに健康な状態で職務を遂行できる。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	施策全体でみると、概ね、協働等は実現している。けれども、事務事業によっては、十分ではないものもある。それらの事業については、今後、さらに協働等を推進していく。
今後の施策のあり方	財政の厳しい中で、引き続き整備していくべき項目を十分精査し、効率よく教育環境の整備を図って いく。

施策内容への評価	学校施設を維持し、教員の生活と能力を維持向上し、児童・生徒の学習資材を確保するなど、学校の教育環境を維持するという学校教育の中核をなす施策であるが、子供数の減少傾向の中にあって、施策としては拡充するということにはならない。効率化を図りながら、質の向上を図るという施策であるう。 教職員互助会助成や被服貸与などは、フリンジベニフィットとして社会的妥当性を問われる要素がある。 施設整備、維持管理、情報教育などの分野では、市民による協力を得て進める可能性を追求すべき。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	教材購入や健康診断などの分野では、協働の余地は少ないが、施設整備、維持管理、情報教育など の分野では、市民による協力を得て進める可能性を追求すべき。
評価表の記入方法など についての評価	この施策を構成する事務事業の種類が多くまた予算規模が大きいのであるから、活動指標や成果指標はもうすこし細分化したほうがわかりやすくなる。たとえば、学習内容充実とか、施設の維持管理ではどんな活動(アウトプット)なのか想像できない。
施策を構成する事務事 業についての意見	教員対象関係の事務事業と、児童生徒対象関係の事務事業をわけて2つお施策にすることを検討されたい。(両者は性格がことなる事務事業である) この分野の事務事業(たとえば学校施設整備・維持管理)において、協働をすすめることは、委託事業という範疇をこえて、父兄による学校施設の建設や維持管理を展望するものである。日本ではまだ少ないかもしれないが、米国の学校ではこのような協働もあるので、検討されたい。

施策 57 多様な教育機会の提供

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	障害がある等により何らかの支援を必要とする児童・生徒・幼児に対して、個々の実態や必要性に即した適切な教育機会を提供する。
当面の成果目標	養護学校や心身障害学級、健康学園、適応指導教室を運営することなどにより、個々の児童・生徒・幼児の実態や必要性に即した教育的支援を行う。

当面の成果目標の達 成状況	心障学級、養護学校の在籍児童・生徒数は、徐々に増えている。障害の重度重複化や多様化に伴い、個々に応じた適切な教育が求められており、特に児童・生徒の安全管理に従事する介助員を増員して欲しいという要望が多いため、17年度からは通常学級介助員の増員や肢体不自由等でプールの授業に危険を伴う児童生徒に介助者を配置するなどの対応を行うこととした。 不登校対策として適応指導教室やふれあいフレンドなどの事業を実施したことにより、不登校児童・生徒の減少の成果がでている。
政策への貢献度	小・中学校心身障害学級、養護学校、健康学園や適応指導教室を運営し、小・中学校や幼稚園に介助員を配置することなどにより、児童生徒の特別な教育的ニーズに対応した多様な教育機会を提供し、魅力ある学校教育の実現のために大き〈貢献している。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	児童生徒の障害に特化した介助支援団体(NPO・ボランティア団体等)があれば、介助の委託が行える。しかし、現状ではまだ委託による経費節減の行える状況にはない。17年度から、通常学級に在籍する児童生徒を対象に介助員ボランティア制度を創設し、学生や区民に協力を求めていく。
今後の施策のあり方	児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し必要な教育的支援を行うためには、特別支援教育へ転換してからも就学指導の在り方を改善することや、乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談支援体制の整備が必要とされている。学級の新設、施設・設備、指導体制及び安全上の配慮等での一層の充実を図る。 また、障害幼児の受入に関する環境を整備し、障害児に対する幼児教育を充実させる。 17年度より不登校児童生徒に対する複数の事業が指導室から済美教育センターへ事務移管されたことに伴い、事業の一体的運営とともにセンター的な機能を発揮することが求められている。 健康学園は、虚弱児童の教育施設としては廃止の方向とし、廃止後の教育施設としての活用方策を改めて検討し、18年度に方針を決定し、見直しを図る。 スターオフィスの電子メール機能を活用し、事務の簡素化、効率化に努める。

施策内容への評価	社会的ハンディキャップを負った児童・生徒を受け入れて、必要なサービスを提供するという点では、 行政責任を明確にしやすい事業である。しかしながら、 健康学園のように民間サービスや社会技術の発展により、代替可能になるケースかどうか、 障害の発現頻度が低〈区レベルで実施することが、合理性にかなうなうかどうか、 基礎自治体の力量の向上を目指してすすんで担うべきか否か、 NPOによる協働の可能性に広がりを考えると、区が実施したほうがよいかどうか など、複合的基準で、施策内容を評価せざるを得ない。その意味では本件は、施策評価ではな〈事務 事業評価を行っているのと同じである。現在の施策としての〈〈りが成り立つのかどうか検討を要する。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	行政責任を明確にできる事業であれば、協働を無理に追究する必要はない。
評価表の記入方法など についての評価	57心障学級運営等の指標で、成果指標に使われている児童・生徒数などは活動指標ではないか。これは、本施策の目的をなんと考えるかに依存している。つまり、児童・生徒を収容すること自体を目的とするならば、児童・生徒数が成果指標となる。しかし、児童生徒に教育支援を行うことにより、児童生徒の心身の健全な発達と家庭への復帰や父兄の生活の負担軽減などにあるならば、成果指標は異なって〈るはず。
施策を構成する事務事 業についての意見	行政責任を明確にしやすければし易いほど、NPO等との協働は不要になる。NPOの協働をし易いところは、実は行政責任があいまいとなる、という関係にあることを忘れてはならい。したがって、今後の施策の編成の仕方として、行政責任を主とした施策の〈〈りとNPOとの協働を主とした施策の〈〈りというやり方もある。

施策 58 就学のための経済的支援

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	補助金の交付、 奨学金の貸付等により保護者の経済的負担を軽減し、 児童・生徒・ 園児の就園・就学率を高める。
当面の成果目標	経済的に低成長の時代環境のもとで、補助金の認定者数は増加している。その一方で、これまで増加していた奨学金の貸付件数は微減した。当該施策全体としては、依然として期待や需要は高まっていて、対象者の増加傾向は続いている。本施策を実施することにより、保護者の経済的負担を軽減し、児童・生徒・園児の保護者が経済的な理由で就学・就園を諦めることがないよう支援する。

当面の成果目標の達 成状況	経済的理由によって就学困難と認定された小・中学校の児童生徒の保護者(全児童生徒数の2 2%)に対し、学用品、給食費、移動教室費等の就学援助金を年5回程度に分けて交付した。
	私立幼稚園保護者補助金の認定率は15年度まで上昇が続いていたが、16年度は前年度とほぼ同様の61%になっている。
	小・中学校の心身障害学級在籍全児童生徒保護者の65%対し、就学奨励費を交付した。
	奨学資金の償還率は年々減少していたが、16年度は前年度に比べ2%(43.2%)上昇させることができた。
政策への貢献度	経済的な各種援助により、子どもたちが教育費に対する経済的不安を感じることなく、安心して学校生活を送ることが可能となり、魅力ある学校教育を推進するために貢献している。 ただし、私立幼稚園等保護者補助金については、高額所得者への補助金支給が就園意欲の向上にどの程度寄与しているのか、疑問な面がある。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	
今後の施策のあり方	当該施策の制度や補助金額等の見直しについては、限られた財源をより適切に交付するため、国、都、各区の状況や区財政及び他制度の動向を踏まえながら行う。特に、私立幼稚園等に係る補助制度については、幼児教育施策全体を取り巻く環境(幼保一元化・三位一体改革・区立幼稚園のあり方検討・特別支援教育の推進・バウチャー制度導入検討等)が著しく動いている中で、時宜を見極めながら、より適切に補助金を配分する制度を構築する。また、これまでに引き続きOA化を推進し、事務の簡素化、効率化に努める。 奨学金は貸付者が減少したが、一方で償還率を上昇することができたため、引き続き、口座振替の勧奨や組織的な督促の取り組みを行い、償還率の向上に努める。

施策内容への評価	児童生徒の教育にかかる保護者の経済的負担を軽減するという点では、共通の目的を持った事務事業群の施策であるが、歴史的経緯があって今日まで続いている事業があり、また経済的負担の軽減という点では、ほかの施策(たとえば保育事業そのものが持つ低所得者の負担軽減措置)との重複もあり、施策としての評価というよりも事務事業としての評価をするしかないのが現状である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	補助金の交付という事業の性格上、協働にはなじまない。 ただし細かなことで見るならば、将来、認定事務は行政が行い、 交付の事務作業は民間企業やNPOに委託するという協働はありうる。
評価表の記入方法など についての評価	本施策が事務事業の群であるということは、評価表の表現にそのまま現れている。 つまり、施策を評価するのも事務事業の評価指標の抽出だということである。 本来は、施策レベルの評価指標が設定されそこに、 事務事業レベルの評価指標との因果関係がロジカルにわかるというものが望ましい。 今後の研究課題としてほしい。
施策を構成する事務事 業についての意見	私立幼稚園保護者補助金認定率が60%前後ということは、この補助金がいかに薄まき補助金であるかということを如実にあらわしている。よって事務事業を廃止すべきであることを成果指標が物語っている。 就学諸援助認定率が20%前後であるということ、認定対象は生活保護認定基準の1.2倍程度であるということから、本事務事業が教育機会に関する生活保護事業であることがわかる。しかしそうであるならば、認定率20%はすこし高すぎないか。生活保護認定基準の1.0倍程度のほうが説明しやすいのではないか。もっともこれは文科省の決めることの問題なのかもしれないが。

政策 20 創造的で開かれた自治体経営

政策目標	新しい自治体経営の考え方や手法を取り入れ、総合的・計画的な区政運営を推進する。そのためにも自主財源の確保に努め、行政需要の変化に自律性を持って柔軟に対応できる財政基盤を確立する。 また、15年5月の自治基本条例の施行を踏まえ、これまで以上に区民の知る権利の保障と説明責任を果たすとともに、第1次杉並区協働等推進計画に基づく区民と行政と協働の仕組みを整備・推進し、参画と協働の区政を創造する。
当面の成果目標	区民の区政満足度を75%以上にする。 財政運営の弾力性を高めるため、経常収支比率は19年度までに82%以下の水準を達成し、22年度までに80%以下にする。 区民との協働による区政運営の基盤を作るため、情報媒体等の充実に向けて取り組むとともに、 区民の知る権利を保障する情報公開制度のより一層の活用を図る。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達 成状況	区民の区政満足度は、75%以上の目標に対して16年度調査では75.8%と、目標値を0.8ポイント上回った。これは五つ星の区役所運動などを通じて、顧客志向の考え方が職員や職場に定着してきた成果といえる。今後も更に区民が求める区政の実現により一層力を入れて取り組む必要がある。
	経常収支比率は16年度は88.4.%と当面の目標である85%以上となってしまったが、これは平成7年度に起債した減税補てん債を一括償還したためである。この一括償還を除いた経常収支比率は、82.8%となる。今後も行財政改革による不断の財政健全化へ取組み、厳しい財政状況の中、22年度の目標である80%に向け、引き続き努力していく必要がある。
	情報公開制度は、全部公開が可能な情報は、提供情報に切り替えたため、請求件数そのものは、微減だが、、情報提供に関しては今後も様々な機会を捉え、積極的に提供していくことが求められる。
今後の政策目標の方 向と課題	区政運営の一層の効率化と、質の高いサービス提供を推進していくためには、区が真に実施すべき仕事を明確にし、新たな公共サービスの担い手の一翼として区民やNPOとの協働等を進める一方、少数精鋭による簡素で効率的な組織機構を確立する必要がある。こうした社会情勢の変化に対する個々人の職員の政策形成能力が、より重要かつ必須のものとなり、能力向上に向けた取組は、不可欠のものである。併せて、拡大・多様化する行政ニーズに対して、柔軟な区政運営を行っていく。 自主財源を確保するためには国や都からの財源移譲が不可欠である。三位一体の改革や都区制度改革への取組みを一層強化するとともに、区税収納率の向上に向けた取組みを引き続き行っていく。また、5部制への移行に伴い、財源配分方式への移行など、最大限に効果を発揮できる体制整備を図っていく。 開かれた区政を推進していくために、あらゆる機会を捉え、政策等への区民意見聴を一層推進する必要がある。

【二次評価】

二次評価部門の評価	この間の積極的な区政改革の取組みにより、経常収支比率や公債費比率に改善が見られ、区民の区政満足度も向上している。しかし、地方自治の仕組みや税財政制度が大きく変わろうとしており、また公的サービスを求める区民ニーズの多様化が進み、時代の変化に的確に対応した区政の展開が求められている。また、「五つ星プラン」を確実に推進していくためには、引き続きより強固で健全な財政基盤の構築に努めるとともに、より区民満足度の高い区民サービスを効率的に提供する区政へと自己変革していかなければならない。多様な媒体を通じた区政情報の積極的提供など、区民との情報の共有化を進め、区民の参画と協働を基本に、より一層の自治体経営改革に取り組んでいく。

政策内容への評価	区職員の人数削減による人件費の縮減、協働や民営化、民間委託等の効率的は区政の実現が区民一人当たりの行政コストの減少になり、その結果が区民一人当たりの区の負債額の減少となっている事は評価できる。歳入の根幹をなす区税収入の減少は続いているのが、財政の健全度をあらわす経常収支比率を適正値と言われている70%~80%になるよう引き続き行財政改革を推進して欲しい。
評価表の記入方法など についての評価	分野チェックリストにある「職員のやる気指数」の目標値が90%に対し、平成14年度84.6%から毎年減少し、平成16年度は78.5%になっている。職員が意欲を持って仕事に取り組むことにより仕事の効率化が図られ、区民に対する行政サービスが向上するので、この指数の改善が望まれる。
政策を構成する施策に ついての意見	各施策に記入

施策 75 創造的な政策形成と行政改革の推進

(上位政策:政策20 創造的で開かれた自治体経営

施策目標	時代と社会の変化に機敏に対応しながら、柔軟かつ効果的な政策形成を行うとともに、質の高いサービスを効率的に継続して提供することができるよう、区政の経営改革を推進する。
	経営会議・政策調整会議による意思決定システムの実効性の確保や、5部制に伴う部の主体性の強化により、迅速な意思決定を図る。 また、行財政改革については、『スマートすぎなみ計画』の第3次行財政改革実施プラン(平成17~19年度)を基本としながら、各部の主体的・自律的な取組みを重視し、着実な達成を目標とする。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達	経営会議・政策調整会議を定期的に開催し、区政運営上の重要事項や課題について集中的に議 論することにより、情報の共有化及び迅速な意思決定を図ることができた。
	行財政改革については第2次行財政改革実施プラン(15~17年度)の中間年として着実な推進を 図り、職員定数の削減など達成目標を上回る成果を上げることができた。また、第3次行財政改革実 施プラン(17~19年度)を策定した。
	行政評価では、第三者機関である外部評価委員会の意見を聴きながら、全事務事業評価と政策・ 施策評価を実施した。今後は行政評価への区民の参画を図るなど、客観性をより高めるとともに、実施 時期を早め、予算編成等における一層の活用を図っていく。
	経営会議・政策調整会議の開催により、区政運営上の重要事項や課題について集中的に議論する ことにより、迅速な意思決定を図ることができた。
政策への貢献度	行政評価の結果や行財政改革の取組み状況を公表し、区民に対する説明責任を果たすことによ り、開かれた区政の実現に貢献している。
	行政評価や行財政改革を推進することによって、区民へのアカウンタビリティの向上とともに、職員 のコスト意識や政策形成能力が高まり、効率的な行政運営に貢献できた。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	本施策には、6つの事務事業があるが、協働等が実現しているものは、外部評価を実施している「行政評価」と、業務の一部を委託している「五つ星運動」の2つだけである。「職員提案」や「五つ星運動」、「行財政改革の推進」などは、区民と職員などで構成する実行委員会、協議会による実施などを検討する必要がある。
今後の施策のあり方	16年度に改定した「第3次行政改革大綱及び実施プラン」に基づき、協働・民営化の推進及び行政 サービス向上など更なる自治体経営改革の推進を図る。
	行政評価を政策等の選択の判断材料として活用するとともに、予算編成、組織の改革・人事管理や 新たな行政計画の見直しなどにも継続的に活用していく。また、区民との区政に関する情報共有の手 段として、公表方法などの改善を図る。
	「めざせ五つ星の区役所」運動では、運動のマンネリ化を防ぐため、定期的な第三者機関による評価や若手職員の活用、区民意見・要望等への積極的な対応を図っていく必要がある。
	「職員提案」については、より提案しやすくするため実施方法を見直すなど、改善に向けた取り組みが必要である。

施策内容への評価			14年度4,804百万 上まわるなど、そ				
今後の方向性	○ 拡充	● サービス増	○ 改善の余地	なし 〇	効率化	○ 縮小	○ 統廃合
協働等への評価	る内部管理であ		業のうち、政策経 周整については♡				
対処方針	業費を経営会議 算すべきである 議案件数で除っ	義付議案件数で らし、また議案と すことに意味はな	コストに意味のた 除しているが、 直接関係のない ない。 単位あたり なので成果とコス	く 大動内容が コストは、成	kすのであれ あれば、 そも 果を達成す	ば、政策調整領 そも企画調整の るために直接要	会議の分も加 の総事業費を 要したコストの
施策を構成する事務事 業についての意見	6つの事務事業 進めている。	を合計8.9人の	職員数で、総事業	養 95,265 千	一円で実施し	ており、効率的	な行政運営を

施策 76 財政の健全化と財政基盤の強化

(上位政策:政策20 創造的で開かれた自治体経営

施策目標	区税を中心とした自主財源を確保し、区民福祉の増進を図る行政施策を自律性をもって実現できる財 政基盤を確立する。
当面の成果目標	収支の均衡を図り、財政変動に耐えうる弾力性のある財政運営を行うため、以下の目標を設定する。 1.財政構造の弾力性を高める。 (19年度までの目標 経常収支比率82%以下 特別区債残高500億円以下 減税補てん債の発行を0とする。) 2.区税を中心とした自主財源を最大限確保し、自主財源比率50%を確保する。 3.財政収支において実質収支を確保し、安定した財政運営を継続させる。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達 成状況	特別区債残高:減税補てん債の一括償還を反映し、108億円の大幅減となっており、減税補てん債の発行額同様、19年度の目標に向かい順調に推移している。 自主財源比率:51.9%と前年度の51.1%を0.8ポイント上回り、目標の50%を確保している。 実質収支比率:5.2%となり、前年度の5.8%を0.6ポイント下回っている。
政策への貢献度	「21世紀ビジョン」の実現に向けて、「実施計画」に盛り込んだ施策とともに、区民生活にとって緊急・ 重要な施策を実施していくことが求められている。そのためにも基幹税である特別区民税をはじめ各 種徴収金の収納率の向上など、歳入の確保に万全を期していかなければならない。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	緊急課題への対応のための迅速な意思決定や、税の徴収などの公権力の行使の部分が多く、協働の難しい分野となっている。 財政分析や軽自動車の申告業務など、外部委託のできる業務については、すでに実施済みである。 個人情報の保護に配慮しつつ、さらに外部委託等について研究していく必要がある。
今後の施策のあり方	財政状況の変動や行政需要の変化に柔軟に対応できる弾力性のある財政運営を実現するため、適 正な税の賦課と滞納処分の強化などにより収納率を向上させ、自主財源である区税の増収を図るとと もに、事務事業の見直しや行革等により経費削減を継続していくことが必要である。

施策内容への評価	はいずれも目標 現年課税分の[票値に向かって順 区税収納率及び満	常収支比率、特別区(調に推移しており、その 帯納繰越分の区税収終 と理の手法、滞納処分	の行政手法は 内率とも年々向	評価できる。 上しているが、	16年度の歳入不
今後の方向性	○ 拡充	● サービス増	○ 改善の余地なし	〇 効率化	○ 縮小	○ 統廃合
協働等への評価	組みとしては、 委託化する以外 委託費は37百万	特別区民税、都民 小は現状維持ない	部分が多く協働の難し 税賦課事務事業にお しは協働の余地はな で、小さくても力のあ 生して欲しい。	いて当初賦課 いとの事である	資料のデータ <i>)</i> 。総事業費1,3	、力処理業務を 48百万円のうち
対処方針						
施策を構成する事務事 業についての意見	務事業では、事 である。 他の事務事業 [*] は大きいかとの	事務の効率化及び でにおいても検討)設問に対し、貢献	.39名いるが非常勤職 コスト引き下げのため が望まれる。特別区目 ば度小との理由が「一般であるが矛盾していない	、若年非常勤時 民税、都民税賦 般会計導入の4	職員の活用を表 課事務事業の	だえているとの事 施策への貢献度

施策 77 区民に身近で開かれた行政運営

(上位政策:政策20 創造的で開かれた自治体経営

施策目標	情報公開制度の利用や広報すぎなみ、区公式ホームページ、統計書など各種の広報媒体を活用して 行政情報を積極的に区民に提供し、情報の共有化を図るとともに区民の区政への理解と関心を高め ることで、区政や地域活動への参画を促進し、協働による区政運営に貢献する。
当面の成果目標	情報公開システムの稼動(18年1月) 区ホームページの充実(アクセス件数150万件、アクセシビリティの向上、コンテンツの拡大) 報道機関への情報提供など広報活動の充実(報道機関への提供件数350件)

【所管による自己評価】

	情報公開システムは、18年1月からの稼動予定が遅れている。
当面の成果目標の達 成状況	区ホームペーは15年度に再構築し、コンテンツの充実やアクセシビリティの向上を図ったが、16年 度は改善後のホームページの安定的な運用を行った。
	報道機関への情報提供については、毎年度350件前後を提供しており、16年度は361件の提供を 行った。
政策への貢献度	積極的な情報の開示と多様な媒体による情報提供により、区民の知る権利を保障し、公正で開かれた 区政運営と協働による区政運営に大きく貢献している。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	行政情報の発信という観点から、「協働」に馴染まない行政自らが行う事業が多いため、「委託」形態によるものを除いて、協働の大きな推進は図られていない。 今後は、協働を進める観点から、区民にも納得のゆく手法により、協働を進める必要がある。
今後の施策のあり方	区民とのパートナーシップに基づく区政運営を実現させるため、今後も益々迅速で的確な情報提供と 仕組みづくりが求められる。 協働による区政運営の実現のため、情報公開システムの本格稼動や広報紙の拡充、ホームページコンテンツの充実など様々な手法を活用した情報の提供と双方向性を持つ情報媒体の整備に努め、年代や環境による情報の入手に偏りがなく、身近なところで必要な情報が入手できる環境整備を確保することが必要である。

施策内容への評価	る。広報す	ぎなみを月3回発行	や地域情報を得るた 〒し、杉並区ホーム∕ □障し、区民の区政へ	ページのアクセス作	井数は16年度で	139万件を数えて
今後の方向性	○ 拡充	● サービス増	○ 改善の余地	な し 〇 効率化	○ 縮小	○ 統廃合
協働等への評価			という役割から協働に が委託費として協働			
対処方針			情報発信だけではな であるが、その仕組			
施策を構成する事務事 業についての意見	とどまってし	いる。総事業費5,4	F4回の開催で、参加 00千円を参加者110 担となる。この負担額	人で除すと一人当	たり49千円で、	受益者負担1千円

施策 82 区政相談等の充実

(上位政策:政策20 創造的で開かれた自治体経営

施策目標	区民生活上の問題や悩み事などについて行政が相談に応じることにより、解決への糸口を見出し、豊かな区民生活を実現する。
当面の成果目標	相談者が的確なアドバイスを受け、抱える悩みや問題の解決が図られるように、法律相談等の予約充足率の100%を目指す。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達 成状況	17年3月より専用予約電話の開設時間を延長し(9:00~15:00 8:30~17:00)、区民の利便性を一層高めたが、予約相談充足率に反映されるまでには時間を要する。 交通事故相談などの専門相談員と嘱託員との連携を深め、相談技能の向上を図ることにより、多様化・専門化する相談内容に対応し、適切なアドバイスを行った。
政策への貢献度	相談を通じて区民生活の向上が図られるとともに、区民生活の実態・ニーズを把握することができ、 ニーズを反映した施策の実施に寄与している。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	司法書士会など公的団体の協力を得て、相談室の空き時間を利用した無料専門相談や、1階ロービーを利用した合同相談会など、相談機会の増加を図ってきた。しかし、相談員数が一定していない、 先着順である、相談開始時間が9時半からである等々、必ずしも区民の使い勝手が良いとはいえない。今後は、機会の拡大を求めるだけでなく、利便性の向上を図る必要がある。
今後の施策のあり方	多様化・専門化する区民ニーズに対応するためには、法律相談等の専門相談の体制を見直してニーズの高い分野へのサービスの充実を図る。さらに、総合法律支援法に基づき18年4月に開設予定の日本司法支援センターをはじめとする公的団体との協働を強化し、効率的にサービスを提供する。

施策内容への評価	区民にとっては、相談したい悩みが減少しているとは考えにくいことと相談は無料であること、区としては、専用予約電話の開設時間の延長、1階ロビーを利用した合同相談会など相談機会の増加を図ってきたにもかかわらず、成果指標である相談者数、法律・家事・税務相談充足率は減少している。区民への周知を図り、区民が利用しやすい環境と適格な相談アドバイスが出来るようにして欲しい。
今後の方向性	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	法律、税金、不動産等の相談については専門性が高いことから、各団体の杉並支部との共済や後援 を行っているとの事であり、協働が図られている。
対処方針	法律・家事・税務相談充足率の100%を目指すことを当面の成果目標にしているが、相談充足率が 年々減少していることについての分析結果の記載が不十分と思う。
施策を構成する事務事 業についての意見	総事業費16年度実績35,651千円を成果指標、相談者数16年度実績5,290件で除すと、一件当たりの相談に要した費用は6,739円となる。相談員の報酬が高い法律相談の相談時間が一件30分であることと考えあわせると、一件当たりの相談に要する事業費6,739円は高いと思われるので効率化が望まれる。

1 自転車問題の解決

目的と概要

良好な住環境を実現するため、駅周辺の放置自転車の問題に取組んでいます。自転車は、環境にやさしく、自動車の使用を減らすためにも、自転車駐車場の整備を行い利用を促進することが必要です。その一方で、歩きで済む用事には、歩くことを勧め、駅周辺の放置自転車の解消をめざしています。区では「サイクルアクションプログラム」を策定し、自転車の放置台数を平成13年度の9,023台から平成17年度末までに50%削減することをめざしています。また、平成18年度以降も目標値を定め、さらなる放置自転車の削減をめざします。

1 目標

駅前放置自転車を 19年度に4,114台に減少させます

2 成果



駅前放置自転車台数とは、区内各駅の放置禁止区域内に放置された自転車の台数です。杉立区は年5回調査を行い、その平均値を公表しいます。平成16年度は、5,982台派の13年度の9,023台から33.7%減分で13年度の9,023台から33.7%減分で13年度の9,023台から33.7%減分で13年度の自転車駐車場を新設に16年度に高円寺駅に16年東市が増加したの財産が増加したの財産が増加したの駅ではより、収容台数が増加したの駅で上が、区内15の駅で上が、区内15の駅で上が、区内15の駅で上が、下流を対していまりが増加が、交通では対したが、では、10駅によるが、10駅に及んでおり、歩行を妨げ、交通を対しています。

杉並区は、23区の中で8番目に放置 自転車が多い区となっています。杉並区 が住宅地で比較的人口が多く、自転車保 有台数が多いこと、駅数が多いこと、南 北の交通網が十分ではないため駅への自 転車乗り入れ台数が多いことなどが原因 と考えられます。

3 かかった 経費



16年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約10億7千百万円でした。大きな支出としては、自転車駐車場の運営経費として5億6千万円、放置自転車の撤去・返還・処分に1億7千万円、荻窪地域の自転車駐車場整備経費として2億1千万円を支出しました。

また歳入としては、自転車駐車場利用料金や撤去手数料など6億5千万円と集積所拡張に関わる助成金370万円など合計で6億7千万円となりました。

区民一人あたりの額

この事業 2,041円 区の全ての事業47万1千円

4 事業

< 16年度に実施した主な事業>

$\overline{}$			
番号	事業名 (活動指標)	数量	内 容
1	自転車駐車場を整備しました		荻窪駅北口付近に2箇所の施設を整備し、自転車の収容台数が、984台増えました。
2	放置自転車を撤去しました	56,671台	区内の各駅付近で、延べ864回撤去を行ないました。
3	自転車放置の防止キャンペーンを実施しました		延べ13駅で、自転車利用者を対象に、地域の方たちととも に、協力を呼びかけました。

5 自己評価

<これまでの取組み>

自転車駐車場の整備を計画的に取り組んだ結果、現在25,975台収容できる駐車場を確保し、駅前の自転車放置台数は、着実に減少しています。 平成15年度に放置台数都内ワースト3位であった荻窪駅は平成16年度には16位まで改善しました。これは、地域の方々が担い手である「放置防止協力員」による啓発活動が大きな要因となっていると考えられます。また、鉄道事業者に自転車駐車場の設置や用地提供を求め、現在1,396台分の駐車場が鉄道事業者により運営されています。

< 今後の方向性 > 【拡充】

自転車駐車場が未整備の駅周辺に重点的に整備します。17年度は中野富士見町駅付近に240台規模の駐車場を開設する予定です。また、19年度までに6駅、約2000台の自転車駐車場を整備し、さらに、放置防止協力員の拡大と支援の充実を図り、撤去の強化を進めます。区民、事業者、区が協力して、駅周辺の自転車問題の解決をめざします。

自転車問題の解決

【区民による評価】

施策内容への評価

半数以上の方が「目標は適切である」としている一方、2割近くの方が「目標値が低すぎる」としています。また、成果については、成果をあげているとした方は、8割を超える高い割合となっていますが、このうち「十分成果をあげている」としているのは、25%程度で、55%以上の方は、「一定の成果をあげている」にとどまっています。これらのことから、区民は、もう少し高い目標を掲げて、より一層の成果を期待していることがうかがえます。

また、経費については、「ちょうど良い」が約23%であるのに対し、37%以上の方が「使いすぎ」としている一方で、今後の方向性については、43%以上の方が「さらに事業を充実すべき」としています。このことから、区民は、「あまり経費を掛けないで事業を充実すべき」と考えていると推測できます。

【所管による対処方針】

・平成14年に策定した「サイクルアクションプログラム」を改定し、社会情勢や区民ニーズにあった目標を設定し、「自転車放置のないまち」を目指します。

・より一層の効率的な自転車駐車場の運営を行う、指定管理者の導入や先進地域の取り組みを研究していきます。

区民による評価への 対処方針

・鉄道事業者や大型小売店、商店街などと連携し、効率的な自転車駐車場の整備を行って いきます。

・商店街、地域住民、NPOなどと力をあわせて「放置自転車のないまち」をつくるため、区民と の協働による事業を拡充していきます。

今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
区民による評価に対 する意見	目標や成果については概ね肯定的評価であるが、経費については節減の余地があると考える区民が多いようである。これは「たまに利用している」者を含めても利用者が3割程度であって、安全性や景観の見地から意義があるものの区民全体の利便性向上につながっていないことが背景にあると思われる。利用促進と受益者負担のバランスについて検討の余地がある。
対処方針への評価	指定管理者制度の活用が望まれる。

2 環境配慮行動の推進

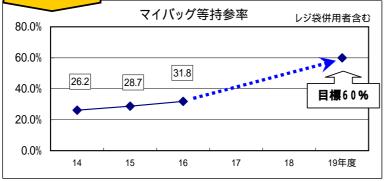
目的と概要

二酸化炭素の排出増加に伴う地球温暖化やヒートアイランド現象など、多くの環境問題に対応していくためには、わたしたちの日常生活や事業活動に起因するさまざまな負荷をどのように減少させていくかが課題となっています。地域での環境活動の推進やライフスタイルを見直すことで、環境に配慮した社会生活の普及と促進を進めていきます。

1 目標

マイバッグ等の持参率を19年度に60%まで高めます

2 成果



マイバッグ持参率とは、地域における具体 的な環境配慮行動実践のめやすとして、杉並 区レジ袋削減推進協議会が設定するレジ袋削 減目標のことです。

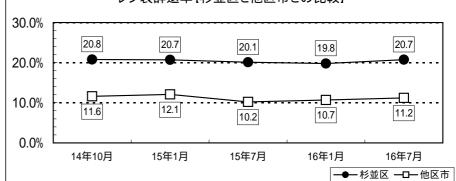
杉並区全体では、1年間に約1億5000万枚の レジ袋が使われており、このレジ袋を作るの に約279万リットルの石油が使われています。

レジ袋の使用を削減すれば、石油の節約とともに二酸化炭素の排出量を抑制でき、地球 温暖化防止につながります。

区内に店舗を展開するスーパー各 社のレジ袋辞退率(マイバッグポイント利用率)を区内店舗と都内店舗 の平均で比較したものです。

他区市に比べ、杉並区はマイバッグ持参率の高いことがわかります。

レジ袋辞退率【杉並区と他区市との比較】



3 かかった 経費

16年度に実施した環境配慮行動の推進に関する経費は、人件費と事業費を合わせて約2億488万円でした。大きな支出としては、レジ袋の削減対策に約6100万円あまりを要したのをはじめ、省エネルギー・新エネルギーの推進に約3400万円、すぎなみ環境情報館の管理と各種講座等の運営に約3400万円を支出しました。

区民一人あたりの額

この事業 381円 区の全ての事業47万1千円

4 事業

<16年度に実施した主な事業>

_				
	番号	事業名 (活動指標)	数量	内 容
	1	レジ袋の削減に向けチラシを配布しました	86,201枚	マイバッグ持参率向上のため、街頭宣伝・路線バス車内放送等に加え、チラシを作成し啓発を行いました。
	2	環境学習を開催しました	1 1 1	環境についての意識の向上と環境配慮行動のために環境 学習を開催し、153人が受講修了しました。
	3	省エネルギー・新エネルギーの推進に取り組 みました		太陽光発電システム設置費補助事業によりCO2を45,360kg 削減しました。

5 自己評価

<これまでの取組み>

<今後の方向性> 【サービス増】

レジ袋削減に係る各種啓発活動に取り組んだ結果、持参率は向上してはいるものの当初目標としていた40%は達成できませんでした。今後は家庭ごみの有料化やレジ袋の有償頒布等、廃棄物の減量やリサイクルの推進に係る施策の整合性に配慮しながら区民と事業者の理解と関心を深め、地域における環境に配慮した各種事業を推進していきます。

マイバッグ等持参率向上のための各種 啓発活動や環境学習の受講機会の整 備、学習意欲の喚起や各種情報の提供 など、地域における具体的で継続的な環 境配慮行動の推進を図っていきます。

環境配慮行動の推進

【区民による評価】

「マイバック等の持参率」を19年度に60%まで高めるという目標に対して半数以上の方が適正と回答しています。現状31.8%のマイバック持参率については、「十分に」と「一定の」成果をあげているとした方は、合わせて65%以上いますが、そのうちの8割の方は一定の成果をあげているがもう少しがんばって欲しいと考えています。かかった経費については、「ちょうどよい」とした方は、34%程度しかおらず、「使いすぎ」という人が26%程度、「なんともいえない」という方が30%いました。今後の方向性は、「さらに事業を充実すべき」とする方が、45%以上います。このことから、「あまり経費をかけないで事業を充実すべき」と考えている区民が多いと推測されます。今後は、引き続きマイバック等持参率向上のための各種啓発事業など地域における具体的で継続的な環境配慮行動の推進を図っていきます。

【所管による対処方針】

=	1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	・容器リサイクル法改正という国の動向を注視しつつ、区としてリサイクルをさらに推進し、ごみ発生抑制を行っていきます。
区民による評価への対 処方針	・レジ袋削減推進協議会における議論等を踏まえ、レジ袋の有料化・すぎなみ環境目的税の施行を含めた検討を行っていきます。
	·太陽光発電機器等の設置助成、ISO14001等の認証取得助成等を行い、杉並区地域省エネルギー ビジョン等を踏まえた行動計画を推進していきます。

今後の施策の方向	○ 拡充	● サービス増	○ 改善の余地なし	○ 効率化	○ 縮小	○ 統廃合
区民による評価に対する意見	対して、過半 ない中で、区 で、目標の意 経費について	数の区民が「目標 民はこの数字の妥 図や根拠を区民に 「も「ちょうどよい」	マイバッグ等の持参率は適正である」と回答と当性を如何に判断して解り易く説明する必ず使いすぎ」と同様に「流できていないと考えら	しているが、そも ているのだろうだ 要があるのでは なんともいえない	そも60%の桁 か。アンケートを ないだろうか。	見拠が示されてい を実施する段階 同様に、かかった
対処方針への評価			、マイパック持参率を 処方針はあまりに抽象			

3 保育の充実

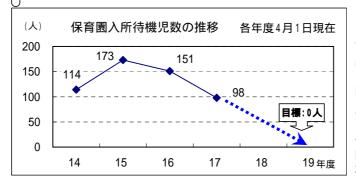
目的と概要

少子化が進む一方、経済状況の変化や就労形態の多様化に伴い、保育需要は増大しています。区は区立保育園の定員 見直し、改築等に合わせた定員増、認証保育所等の拡充、グループ保育の実施などにより定員の拡大を図り、平成19 年度までに入所待機児の解消をめざしています。また、必要とする人が気軽に延長保育を受けられるようにするなど多 様な保育ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

標

保育園入所待機児を19年度にゼロにします

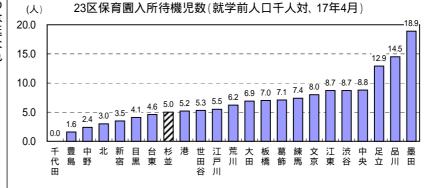
2 成果



女性就労者の増加や就労形態の 多様化などを背景に、保育を必要とする子どもは年々増加し続けて いますが、この間の取り組みによ り、待機児数は徐々に減少する傾 向にあります。

また、23区全体で見ると、就学前の子ども人口千人あたりの待機 児数は低い方から8番目ですが、 すでに待機児ゼロを達成している 区もあり、一層の努力が必要な状 況です。

今後、定員の見直しや認証保育所等の 拡充を図ることにより、19年度には 入所待機児をゼロにします。また、延 長保育などの充実に取り組み、働きな がら、安心して子どもを産み育てられ る環境づくりに努めます。



3 かかった 経曹

16年度に、公立私立あわせて4,892人の園児の保育や認証保育所・グループ保育室の開設・運営、荻窪北保育園の改修などに かかった費用は、約120億円でした。この内、人件費は約81億 円、事業費は約39億円となっています。

また、歳入としては、保育料10億3千万円、国・都からの補助 金6億5千万円などでした。

区民一人あたりの額

この事業 22,935円 区の全ての事業 47万1千円

< 16年度に実施した主な事業>

番号	事業名 (活動指標)	数量	内 容
1	認証保育所を新規開設しました	1 所	キッズプラザアスク永福園を平成16年12月に開設し、30名の 定員を増やしました。
2	保育園の改修にあわせて定員を増やしました	1 所	荻窪北保育園の改修を行い、入所定員を28名増やすとともに 一時保育ができる環境を整備しました。
3	延長保育を行う園を増やしました	2 所	馬橋保育園と高井戸保育園で延長保育を開始し、延長保育実施園が22園になりました。

<これまでの取組み>

< 今後の方向性 > 【拡充】

- 14年度から16年度までの取り組みは次のとおりです。
 - ・保育園の定員を4,818人から4,892人に増やしました。 ・認証保育所を2園増やしました。

 - ・区立保育園の公設民営化を始めました。
 - ・延長保育を実施する園を18園から22園に増やしました。
 - ・年末の保育を行いました。

働きながら子育てできる環境を整える ため、保育園入所待機児の解消を図るとともに、子どものより健やかな成長に配 慮しながら、延長保育、乳児保育、病後 時保育などの多様なニーズに応える取り 組みを推進していきます。

保育の充実

【区民による評価】

施策内容への評価	「待機児ゼロ」の目標は、77%以上の方から「適正である」という評価をいただきました。成果については、76%以上の方が成果をあげているとしていますが、「十分な成果をあげている」とした方は、24%弱で、残りの52%以上の方は、「一定の成果をあげているがもう少し」としています。経費については、「ちょうど良い」が27.42%、「使いすぎ」が26.11%とほぼ同数でした。これらのことから、区民は、「待機児ゼロ」の目標に向けて、より効率的な保育施策の整備と保育園運営を求めていることがうかがえます。 また、今後の方針について、区は「拡充していく方針」です。これについて、アンケート結果でも半数以上が「さらに事業を充実すべき」としていますが、「今までどおりの事業でよい」とした方も26%以上になりました。これら区民の評価を受けて、区は次のように取り組んでいきます。
----------	---

	【所管による対処方針】
	・「待機児ゼロ」を目指し、受け入れ定員の拡大を図ります。そのため、区立保育園の定員見直しや認証保育所などの整備を重点的に行っていくこととします。
	·保育園の公設民営化による民間活力の導入を進めるとともに、保育園の給食業務の委託などを行い、経費の削減に努めていきます。
区民による評価への対 処方針	・すべての子育て家庭を視野に入れ、保護者がそれぞれのライフスタイルに合わせた保育サービスが選択できるよう、産休明け保育、延長保育、一時保育の充実など、多様な保育サービスの拡充に努めていきます。また、延長保育は、より多くの方が利用しやすい制度となるよう抜本的な見直しを行います。
	·各種の保育施設や幼稚園がそれぞれの特長を活かし、機能分担を図れるよう施設間の連携を推進し、幼稚園における預かり保育の充実や総合施設の具体化を目指していきます。
	·受益者負担の公平性を確保するため、認可保育園の保育料の見直しを検討するとともに、認証保育 所等の利用者負担の軽減策の具体化に向けた検討を行います。
	·子育て支援のための地域人材の養成と活躍の場を提供するし〈みを作り、保育サービス事業における協働の推進を行います。

今後の施策の方向	◉ 拡充	○サービス増	○ 改善の余地なし	○ 効率化	○ 縮小	○ 統廃合
区民による評価に対す る意見	れる。特に経 とからみても3	費について、「ちょ	は、受益者と受益者以 :うど良い」が27.42% 育の充実を進めてい⟨	6、「使いすぎ」だ	الح 11% ك 1 26 . 11%	まぼ同数というこ
対処方針への評価	区の対処方金 期待したい。	†は特に問題はな	いが、プライオリティ付	けをして重要な	ものから確実	に対処することを

4 魅力ある商店街づくり

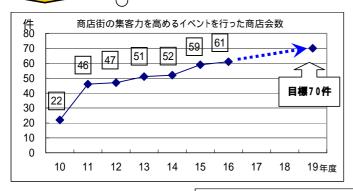
目的と概要

区内商店街の賑わいや活性化を図るために、商店会が企画した事業やイベント、施設・装飾灯整備などに対し、助成金を交付することで魅力ある商店街づくりを支援します。

1 目標

2 成果

魅力ある商店街づくりをめざして、 イベント事業などを行う元気ある商店会を 19年度に70商店会に増やします



「商店街の集客力を高めるイベントを行った商店会数」とは、平成10年度から、商店街の活性化を図るため、イベント事業を行った商店会に対して、東京都及び杉並区が、その経費の一部を助成した商店会数です。

(A)

現在杉並区には138の商店会がありますが、これらの商店会が自主的に創意工夫をこらし、サービスの向上を図るため、イベント事業をはじめ、商店街やまちを明るくする装飾灯に工夫をこらすなど、地域の商店街が賑わいを取り戻し、魅力ある商店街が増加するよう区としても支援をしていきます。

小売業の事業所数(サービス業、 飲食店を除く)は、杉並区は、2 3区の中で5番目に多くなっ口の多い住宅地であり、地域の商店がいかに大きな役割を果たしているかがわかります。しかし、平成13年には4,677件あおり、180件減少しており、180件減少にあり、対きな課題になっています。

3 かかった 経費

23区小壳業事業所数 (平成16年商業統計調査速報(平成16年6月1日現在)より) 7,000 6.356 6,000 5,156 5,121 5,000 4,497 4,392 4,292 4,107 3,968 3,962 3,860 3,719 4 000 3,356 3,351 3,318 3,107 3,102 3,081 3.000 2.000 1.000 0 杉並 新宿 江戸 港 豊島 干代 江東 足立 台東 葛飾 板橋 大田 Ш 谷

16年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約1億7千万円でした。商店会のイベント事業や装飾灯の建設や維持などに対する助成が主な支出です。

また歳入としては、元気を出せ商店街事業として、商店会のイベント事業に対して、東京都より約3千6百万円の補助金が交付されています。

区民一人あたりの額

この事業 区の全ての事業 323円 47万1千円

4 事業

< 16年度に実施した主な事業>

番号	事業名(活動指標)	数量	内 容
1	元気を出せ商店街事業		集客力の向上、魅力ある商店街づくりのため、商店会が実施したイベント事業に対して助成しました。
2	千客万来・アクティブ商店街事業	2 = -	商店街が提案する意欲的で工夫とアイデアが生かされた商店街 活性化事業に対して助成しました。
3	魅力ある商店街づくり、装飾灯助成事業	135商店会	商店街や道路を明るくし、防犯にも役立つ装飾灯の建設や電気料に対して助成しました。

5 自己評価

<これまでの取組み>

商店会が、魅力ある商店街づくりや集客力の向上に向けて自主的に行うイベント事業や装飾灯の整備事業等ハード面への補助事業により、商店街の活性化や目に見える商店街のイメージアップに貢献してきました。また、必要に応じて専門家のアドバイスを受けながら魅力ある商店街づくりに取組んできました。杉並区では平成17年4月1日に「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」を施行し、区民のみなさんと共に、魅力ある商店街づくり、商店街の活性化をめざしていきます。

< 今後の方向性 > 【効率化】

新たに制定された「活性化条例」の目的と主旨を生かし、商店街の自主的な取組みを尊重し、商店会の実情を把握しながら、各種補助金事業を効率よく活用し、商店街を取り巻く厳しい状況の中で、安定した集客と売上げのある魅力ある商店街づくりをめざします。

魅力ある商店街づくり

【区民による評価】

施策内容への評価

区内商店街の活性化と集客力を高めるため、魅力ある商店街づくりを進めています。平成19年度までの取り組みとして、イベント事業などを行う商店会を70に増やすことを目標にしています。現在、区内には138の商店会があり、16年度には59の商店会で創意工夫をこらしたイベントが実施されました。これらのほかでは、防犯にも役立つ装飾灯の建設や電気料への助成をし、商店街の活性化のために、約1億7千万円(区民一人あたり323円)を支出しました。アンケートでは、目標設定と成果については、肯定的な評価が60%に満たない結果となっている半

| アンケートでは、目標設定と成果については、肯定的な評価が60%に満たない結果となっている半面、今後の方向性では、「さらに充実すべき」と「これまでどおり」が70%を超える評価となっています。 また、普段の買い物を聞く項目では、70%以上の人が区内商店街を利用していると回答しています。

【所管による対処方針】

対処方針

·各商店街が地域の人々と協働することなどにより、それぞれの個性や特色を発揮できるよう支援します。

・誰もが安心して買い物ができる商店街を目指し、カラー舗装化やアーケードの改修など、商店街の 環境整備を支援します。

· 商店街の魅力をより高めるため、商店街のリーダーや後継者などの育成を支援し、活力ある街を演出できるようにします。

今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
区民による評価に対 する意見	「魅力ある商店街づくりをめざして、イベント事業などを行う元気ある商店会を19年度に70商店会に増やします」という目標について「目標に適さない」という直接的な否定と「なんともいえない」という消極的な回答を合計すると約35%となり、今回のアンケートの中で最大となった。その結果、その後の質問である「成果について」及び「今後の方向性」について「なんともいえない」という回答が多くなっている。
対処方針への評価	魅力ある商店街づくりという施策について、数値的目標を定めることが難しいことを区民アンケートが示している。イベントを行う商店街を増やすことが、商店街の活性化にどれだけ効果があるか検証していくことが重要である。

5 豊かな学校教育づくり

目的と概要

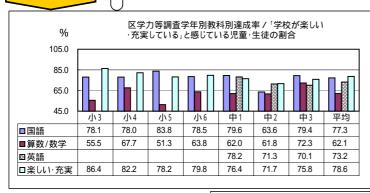
区立小中学校に通う児童・生徒が毎日の学校生活を楽しく過ごせるよう「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた魅力ある「豊かな学校づくり」を推進し、創意工夫ある教育指導により児童・生徒の基礎学力や学習意欲の向上を図っていきます。

1 目標

成果

〇平成19年度までに児童・生徒の

- ・区学力等調査目標達成率(各教科平均)を75%以上に
- ・学校生活が充実していると感じる割合を80%以上に 向上させます

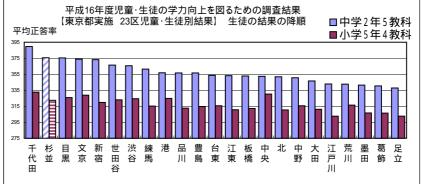


達成率とは、区が実施した学力等調査において、その結果が設定した目標値以上であった児童・生徒数の割合を示しています。グラフ中の「平均」の項目は各学年の達成率の状況を見た、小学校、中学校とも「国語」が高い反面、「算数・数学」が低い結果となっています。また、「学校が楽しい・充実している」と感じている児童・生徒の割合については、小学生は80%を超えていますが、中学生では75%に満たない結果となっています。

(A)

都が実施した「平成16年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果での杉並区の平均正答率は、中学生は23区中第2位、都内全49区市中第5位の順位となっています。また、小学生は23区中第8位、都内49区市中第11位との結果となっています。

3 かかった 経費



16年度にこの施策にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて約6億3千6百万円でした。大きな支出としては区立小中学校の移動教室事業として約2億1千3百万円支出したのをはじめ、理科移動教室事業に約6千万円、教育相談事業に約5千7百万円を支出しています。また、指導力向上等のための教職員研修事業や教育研究奨励事業に合わせて約3千8百万円、新規事業である学力・体力向上調査、小中一貫教育に合わせて約4千5百万円あまり支出しています。また歳入としては、教職員研修事業や教育研究奨励事業に関わる国・都からの交付金は約100万円でした。

区民一人あたりの額

この事業 1,211円 区の全ての事業 47万1千円

< 16年度に実施した主な事業>

番号	事業名(活動指標)	数量	内 容
1	区独自の学力・体力等調査を実施しました		小学校3年生以上の児童・生徒を対象に実施した学力等調査の 目標達成率は小中学校別各教科別平均で70.4%でした。
2	学校希望選択制度を実施しました		学校希望選択制度で申請した希望者のうち、872人が希望の学校に入学しました。
3	教職員の研修を実施しました		各学校独自の研修の他、指導方法改善、学校の経営管理、危機・安全対策、児童・生徒理解などの研修を実施しました。

5 自己評価

<これまでの取組み>

豊かな学校づくりのため「教職員研修」や「教育研究奨励」などの事業を推進した結果、児童・生徒の学力は他の自治体と比較しても着実に定着していると考えられます。一方で中学生の「学校が楽しい・充実している」と感じている割合は80%に満たない状況です。

この他、公立学校の在籍率は小学校こそ3年連続で88.6%と横ばいの状況ですが、中学校は14年度66.3%、15年度65.5%、16年度64.2%と僅かですが年々低下しています。魅力ある「豊かな学校づくり」のため、既存の事業を拡充するとともに、幼小連携教育、小中一貫教育など新たな事業を積極的に展開する必要があると考えま

< 今後の方向性 > 【拡充】

17年度は幼小連携教育、小中一貫教育を試行していきます。また、19年度目標を達成するため、学力等調査結果に基づく教員の指導力向上関係事業を重点に、既存の事務事業について事業のあり方やより効果的な執行方法等について見直しや拡充を行い、更に魅力ある「豊かな学校教育づくり」を推進していきます。

豊かな学校教育づくり

【区民による評価】

教育委員会では、「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた豊かな学校の実現を目指しています。このため、平成19年度までに、小学校3年生から中学校3年生までを対象に実施する学力等調査の達成率を75%に、また、児童・生徒が「学校が楽しい・充実している」と感じている割合を80%以上となるよう、目標を掲げています。これらの達成のために、指導力向上のための教職員研修や教育研究奨励、学力・体力等調査、幼小連携・小中一貫教育、移動教室などの事業を実施し、約6億3千6百万円(区民一人あたり1,211円)を支出しました。アンケートでは、目標の設定について約66%が「適正」と回答をしている反面、「目標値が低すぎる」とする回答が約10%あり、成果については肯定的な回答が6割程ある一方で、「不十分」とする回答が約14%ありました。また、経費については「ちょうどよい」との回答は約3割にとどまり、「使いすぎ」「なんともいえない」との回答が約4割とそれを上回りました。さらに、今後の方向性については、「さらに事業を充実すべき」との意見が約55%と過半数を超えました。以上を踏まえ、今後の施策の推進にあたり、以下の対処方針を設定します。

【所管による対処方針】

・学力向上のため、学力等調査の結果から傾向や課題を的確に把握し、各学校において個別指導計画や授業改善プランを策定するとともに、新たな教材等の開発を行っていきます。また、様々な教育課題に対応するための区独自の研修を拡充し指導力の向上を図っていきます。
・体力向上のため、各学校において、体育の授業改善のみならず「食」や「遊び」などの日常生活を含めた体力向上推進プランを作成し、実施していきます。
・「学校生活が楽しい、充実している」と感じる児童・生徒の割合を増やしていくため、個に応じた指導の拡充や各学校が独自性を発揮できる環境の整備を図っていきます。
・既存の事務事業について、事業のあり方や効果的な執行方法等、見直し・改善を図っていきます。

今後の施策の方向	○ 拡充	● サービス増	○ 改善の余地なし	〇 効率化	○ 縮小	○ 統廃合
区民による評価に対す る意見	を勘案して、と ある。その上で からみて、「一 かれたが、実し 現の工夫をし	での程度の主体的でアンケート結果でアンケート結果での成果」という際の気持ちはよくたらどうか。 また、	のうち、区立の小中等 1意識でこのアンケー をみると、学校生活に 答えが多くなるのはそ わからないというとこ 公立学校在籍率のり 70%を達成するかと	トの設問に回答し 対する満足度や うなずけるところで ろであろう。子供 目標については、	しているか、すこ o、都が実施した ごらる。経費にこ :一人当たりコス	: し疑問(懸念) が :学力テスト結果 Dいての評価は分 .トというような表
対処方針への評価	らば、現在のである。現在の	国立・私立学校へ D所管による方針 的な視野(杉並区	達成しようとするなら の傾斜は、少子化や はそれはそれで理角 に長〈住んで子供を	教育投資の高度 なできるところであ	を化を反映したプ ちるが、もう少し	大きな潮流だから 構造的な要因を

6 創造的な政策形成と行政改革の推進

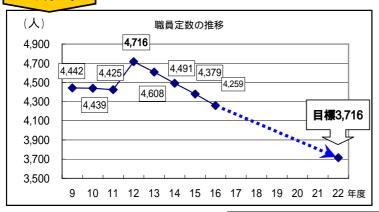
目的と概要

杉並区の将来像や目標を明らかにし、時代と社会の変化に機敏に対応しながら、効果的な政策形成を行います。質の高いサービスを効率的に継続して提供することができるよう、抜本的な区政の経営改革を推進し、小さくても力のある区役所をつくります。

1 目標

職員定数を 22年度までに1,000人削減します(12年度比)

2 成果

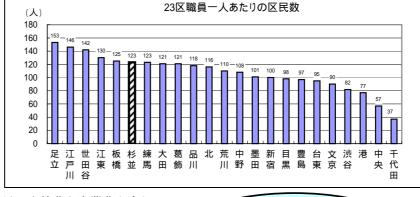


平成12年度に清掃事業が都から移管されたため、清掃職員が増加しています。その後、職員削減計画を着実に実施し、平成16年度までに457人の削減を行いました。当面の目標は、平成22年度までに、1000人削減の3716人を目指します。(平成12年度比)

また、その一方で区が真に実施すべき仕事を明確化し、区民・NPO等との協働、民営化や民間委託などを進めて、簡素で効率的な区政運営を実現します。

職員一人あたりの区民数の23区 平均は115人です。杉並区は現在 6番目の123人ですが、職員数の 1000人削減が実現すると、約1 40人となる見込みです。

3 かかった 経費



16年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約9千5百万円でした。計画の策定や内部管理事務が主なため、総事業費のうち人件費が約85%を占めます。事業費の主な内容は、すぎなみ五つ星プラン(杉並区基本計画・実施計画)の改定に約420万円、区民満足度向上運動に約200万円、行政評価に約100万円となっています。

区民一人あたりの額

この事業 182円 区の全ての事業 47万1千円

4 事業

< 16年度に実施した主な事業>

番号	事業名 (活動指標)	数量	内 容
1	すぎなみ五つ星プランを改訂しました	162事業	人が育ち人が活きる杉並区をめざし、平成17~22年 度の具体的な事業計画を決めました。
2	全ての事業を対象に行政評価を実施しました	862事業	すべての事業を根本的に見直し無駄を省くとともに、限られた予算の効率的執行のための基礎資料とします。
3	五つ星の区役所をめざした運動を行いました (専門機関による窓口調査評価点数)	3 . 3点 (5点満点)	25職場で接客の調査を行いました。昨年度の3.2点より0.1点評価があがりました。

5 自己評価

<これまでの取組み>

スマートすぎなみ計画(行財政改革実施プラン)に基づき職員数の削減を 進める一方、「めざせ五つ星の区役所運動」を実施し、区民満足度の向上に 努めてきました。効果額は、平成12~15年度で約198億円となっています。 また、区民・NPO等との協働を進めるため第1次杉並区協働等推進計画を 平成16年度に策定しました。

さらに、行政評価の実施により、事業の目標や取組み方法を見直し、成果 を明らかにすることで区政運営の効率化を図っています。

< 今後の方向性 > 【拡充】

引き続き職員数の削減を進める一方、 区民・NPO等との協働分野の拡大を図り、 平成22年度までに区の6割の事業を協働 や民営化・民間委託で実施します。

平成17年度では、杉並区の魅力を満載 したウェブサイト(すぎなみ学倶楽部)を立 ち上げ、様々な情報を発信していきます。

創造的な政策形成と行政改革の推進

【区民による評価】

施策内容への評価

「10年間で職員を1000人削減する」という目標に対して半数以上の方が適正と答えつつも、2割程度の方は目標値が低すぎると回答しています。平成12年度から457人職員を削減した成果について、「十分に」と「一定の」成果をあげているとした方が65%以上いますが、そのうちの70%の方は一定の成果をあげているがもう少しがんばって欲しいと考えています。かかった経費については、「ちょうどよい」としている方は、40%程度しかおらず、「なんともいえない」という方が30%程度いました。これは必ずしも経費を削減すれば良いとは考えていないことが推測されます。今後の方向性は、「さらに事業を充実すべき」とする方が、半分程度います。このことか6区民は、質の高いサービスを効率的に継続して提供して欲しいと考えていると推測されます。今後は、簡素で効率的な組織を目指し、職員を削減しつつ、NPO等との協働分野の拡大を図っていきます。

【所管による対処方針】

区民による評価への対 処方針

・内部事務及び組織・体制の効率化を進めるとともに、サービスの質の向上と効率化が図れる事業に ついては、積極的に協働や民営化・民間委託を進め、活力ある小さな区役所を目指します。

・「五つ星の区役所」を支える職員の人材育成を進め、職員の能力開発を一層推進します。

·行政評価の区民の参画を、より一層進めていきます。

今後の施策の方向	◉ 拡充	○サービス増	○ 改善の余地な し	〇 効率化	○ 縮小	○ 統廃合
区民による評価に対す る意見	る。五つ星の[「10年間で職」 が、6つの目標	区役所をめざした 員を1000人削減す 票の中で一番高い	対応について、たいへ 運動を行い、接客意識 「る」という目標についる。 20%以上となっている。 23区内で効率的な職!	の向上がこの て、目標数値か 。職員数の100	結果にあらわれ が低すぎると回答 00人削減が実現	れていると思う。 答した人の割合 見すると職員一人
対処方針への評価	対処方針は通	動切である。				

5 財団等経営評価に対する外部評価結果

1311	体名	財団法人	杉並区勤	労者福祉	協会			担	当剖	3課 [2	区民生:	活部産	業振!	興課		
事業目的	事業を	業勤労者のネ 行い、もって「 目的とする。						F	題客	区内	の中小:	企業勤	労者、	事業主	Eと そ の)家族
事業内容	会員 ・バスツ ・祝いst ・人間ド	ちゅく セミナー	各種チケッ 見舞金の支 設等の利用	ルあっ旋。 給。 目補助。)加入仍	2進。										
内部評価)	は前年 業の見 ものと* ・協会の そして!	≧業が置かれ を上回る結果 直しを行なっ ぎえる。今後ま う経営分析(万 事業収入も増 いているが37	₹となってい ている表れ ₹すますの₹ 定性評価)↓ !加している	る。これは .で、このよ 女善と努力 は、経済性 ので、高い	、協会は うな顧客 を期満点の の評価のあり	自らが会の したはじめ をなり かう から から から から から から から から から から から から から	:員や事)サーと)、すべ tるとこ: t会」の	事業参加 での分 である なかで	加者 8め7 3野7 3。し	を対象 ている で高い かし、	をにアン 限り、必 評価に その一	ケート ず会員 なって 方で、	を実施 員数、参 いる。! 補助金	し、必 加者 是供す 依存!	要に応 数も増 るサー きは昨	じた事 加する ・ビス、 年度よ
						시 하다	<u>÷</u> ₩ /:	_								
					;	外部	部 1	Ц								
対する評価	金慰支な支に会員ないのでは、	金積立は4, 千円から107 給額が、会費 が2万円なの 13年超の会 ていた会費の 会費に比べて 度内1回の系 このような会!	万円まであ (月500円)で3年超の 費、20年り)大部分が 「会員の受 り用が出来、	〕、将来発]であるか)会費、10 (上で支とし ま割合が 活割合が調 その補助	、 死する 生年未が 16 に 引い に に に に に に に に に に に に に	弔慰金に 給付金に かで支給で の万円なの されるの とには健 は12千円	は2万F に対して は6千P ので、終 ので1 りで維持 でから1	円から1 で引列の円 で引列の円 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	額分のの対象を	妥あ年を 費与人り、	であるか るか計 ののてい るい るい るい ので りゃれは これは	、検証が 算、20年 る。心間 は の が の の の の の の の の の の の の の の の の の	が必要 と、未 員である してがある 6 6 7	である 手 で 立 亡 た 給 人 の 2 年 文 が た た ん る。 2 年 ろ の り ろ り ろ り ろ り ろ り る り る り る り る り る り る	。特に が5年 ると、 計事ドッ こう以_	死亡 未満円 れまの かほか りは1

団(は名 財団法人 杉並区スポーツ振興財団 担当部課 教育委員会社会教育スポーツ課
事業目的	スポーツ振興に関する事業を行うことによって区民のスポーツ活動を活性化させ、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成を資する。 「国内在住、在勤、在学者及び体育施設利用者」とは、本述、本学者及び体育施設利用者とは、本述、本学者及び体育施設利用者とは、本述、本学者及び体育施設利用者とは、本述、本述、本述、本述、本述、本述、本述、本述、本述、本述、本述、本述、本述、
事業内容	 1 各種スポーツ教室の実施 2 野外スポーツ活動の普及 3 ニュースポーツの普及 4 スポーツ関係団体の育成・支援及び各種スポーツ指導者養成 5 区民体育祭やスポーツレクリエーション大会などスポーツ普及事業の実施 6 健康・体力づくりの実施及び相談 7 スポーツ情報の収集及び提供 8 区から受託する体育施設の管理運営 9 その他事業目的を達成するために必要な事業
内部評価)	・年始営業、民間事業者との連携事業や利用者へのアンケート実施などにより、イベントや各種教室の実施回数、参加者ともに増加している。また、財団のホームページの開設や名札着用による接遇向上への取り組みも行われ、顧客志向への姿勢は評価できる。 ・人件費、管理費は、いずれも昨年度より減少している。入札制度の見直しなどにより、経費の削減を図ったことについては評価できるが、昨年度の外部評価で指摘されているように、依然として収入のうち補助金と区からの受託事業の占める割合が高い。より一層の経営努力が必要である。 ・平成18年度には、指定管理者制度が導入され、財団と民間事業者との比較が焦点となる。これまでの実績と財団ならではの公平性、独自性で地域スポーツ振興の支えとなることを期待する。
	外 部 評 価
対する評価経営状況に	年間施設利用者数がようや〈120万人台に達し、教室・イベントの参加人数・実施回数も微増しているものの、全体の施設利用率は下降気味であり、認知度も横ばい状態が続いている。このままでは平成25年度までに「マイスポーツすぎなみプラン」で目指す年間利用者200万人に達するのは極めて困難な状況だ。これらデータから読み取れるのは、人件費の削減や民間業者との連携による新規事業の立ち上げといった経営努力が、必ずしも経営の健全化に繋がっていないという現実だろう。実際、補助金と区からの受託事業費が依然として総収入の74%近〈を占めている。 いよいよ18年度からは指定管理者制度が導入され、民間・NPO等との競争を強いられる中、自主財源比率の低い財団は益々厳しい環境下に置かれることが予想される。 競合相手にはない財団のサービス・利点はどこにあるのか、今一度突き詰めた上で経営方針を立てるべきだろう。
評価表記入方法	評価表では、利用料金等を含めた多くが条例で規定されており、区民に迅速な対応ができない等の制約が課されているとある。財団の自立性を促すためには条例の改正も必要との認識も示されているが説明がない。「区の規定により制限があるため柔軟な事業展開が困難になる場合等があり、区との連携・調整が不可欠である」という表現ではなく、より具体的に問題点を抽出し、対応策を記載するべきである。

団信	体名 社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	<mark>担当部課</mark> 保健福祉部管理課
事業目的	杉並区における社会福祉事業とその他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。	顧 区民 客
事業内容	法人運営事業 地域福祉事業 NPO・ボランティア活動推進事業 杉並福祉サービス利用援助事業 受託事業 介護保険事業 助成事業 貸付事業 歳末たすけあい運動事業	
内部評価)	・地域福祉推進の中核を担う団体として、「団体のあり方検討会」を 営改革に取り組んでいることは評価できる。ただし、昨年度の外部 費比率が依然高い水準にあるため、今後一層の効率化を期待す・ 事業への取り組みは、15年度よりさんあい公社の事業を受け継・ 近い成果を上げている。また、介護事業を区の受託事業から介護 度が昨年の51.5%から11.5%となり、自立性がより高まっている・ 社会福祉制度のさまざまな見直しの中で必要とされるサービスに 扱うことが難しい採算に合わない顧客の受け入れなど、これまでり 待する。	評価でも指摘されていたが、他団体と比較すると管理る。 ぐなど多岐に渡っているが、ほとんどの事業で目標値に 報酬での自主事業に切り替えたため、受託事業依存 ら。 対して、迅速に対応できる体制づくりに努め、民間では
対する評価	さんあいサービス及び訪問介護サービスとも成果指標は目標をTる。それにもかかわらず介護サービスが黒字経営になったと実績どの節減を図ったのか。事業別の区分経理を行っているのであれ	が記載されているのは理解が容易でない。人件費な
などの評価部価表記入方法	管理費の中身はなにか?事業別にどのように配分されているか! るが、民間で扱うことが難しい顧客を受け入れることは採算性・収 は特別会計などで区分して内部補助などが明確化するような評値	益性と対立するから、こうした顧客に関するサービス

団	本名 財団法人	杉並区障害者雇用	用支援事業団	担当部課保健	福祉部障害者施策課
事業目的	め、職業準備訓練か 援·相談援助を障害	NS就職·職場定着に i者、事業主等に行う	業生活の自立を図るた !至るまで一貫した就労支 ことにより、障害者の自立 の理念の実現に寄与す	ED内各作)障害のある人を雇用、または雇用し
事業内容	対する雇用管理に関	関する事項の助言、技		情報の収集・提供	情報の提供、相談、援助 事業主に 雇用支援者に対する研修の実施
内部評価)	たしていることや昨年・障害者の地域での どに取組むなど、着・「障害者雇用支援	∓度に比べ、事業収. 対会参加と自立のた 実な努力により就職 杉並アクションプラン	入を増加させたことは評化 とめ、事業団は企業就労の 者数増加につなげたこと 」の策定により、事業団の	両できる。 か支援として、新た は評価できる。 ○役割分担が明確。	D就業施策におけて重要な役割を果に区役所や図書館での体験実習なとなり、障害者の雇用支援と事業者の 記据えた取り組みを期待する。
			外 部 評 価		
対する評価経営状況に	は、事業団としての。 が下がっているとい ほうが大きい) 経常収入が増え、 腹であり、経営状況 補助金依存度が	努力が行われている う状況であり、全体と 経常収支比率が上 が改善してるとは言 高いという問題がある	就労会員数、職場定着企 ことを示すものだが、そ として楽観的な評価はで 昇しているが、それは補 いがたい。(人件費比率	の効果は、就職した きない。(事業規模 助金収入がふえ補 が増えていることも)自立性を高める。	が指標が全体として増加していること た人数が増加している一方、定着率 からみるかぎり、就職者定着事業の 前助金依存度が増加していることと裏 に同じ現象を別の角度から見たもの) ような努力は区側からも必要である。

団(<mark>▼名 NPO すぎなみ環境ネットワー</mark> ク	<mark>担当部課</mark> 環境清掃部清掃管課
事業目的	市民の主体的な活動を中心に、行政や事業者と協働して、環境 保全分野においてリサイクルの推進をはじめとする諸事業を行い、市民の生活環境の向上を図り、もって地球環境保全の寄与を 目的とする。	度 区民一般 客
事業内容	1 家具、衣料品のリサイクルショップの運営 2 フリーマーケットの実施 3 集団回収事業の運営 4 不用品情報コーナーの運営 5 講座・講習会による普及啓発 6 ディッシュ・リユース・システムの運営 7 環境情報館管理運営 8 あんさんぶる荻窪貸室業務	
評評	・依然として中長期計画が策定されていない。早急に団体独自の・補助金事業の委託化により補助金収入依存度は減少したが、一体に比べ突出している。また、区からの受託事業のあんさんぶる。初年度は、やむを得ないにしても、今後事業量の適切な算定や事必要である。・リサイクルは、地球環境を守る取組みへの入り口といえる。団体のな運動がリサイクルの大きな流れを生む源泉である。今後は、リサげ、環境団体の中心的な存在として、NPO団体と区との協働のモ	方で区からの委託事業依存度が82.7%となり、他団 技室の管理運営のため職員数が大きく増えている。受託 務の効率化により、職員数の見直しを図っていくことも のフリーマーケットの開催や衣服のリユースなど、継続的 イクル活動の推進とともに、環境問題全体にも活動を拡
	外 部 評 価	
対する評価経営状況に	・今回の三次評価でも指摘されているが、中長期計画がいまだ策価から本年度まで毎年必ず指摘されている項目であり、一次評値かかわらず、いまだに策定されていないのは問題である。中期計を要する。 ・「委託事業依存度」や「職員数」も、ただ単純に「減少」を目指すの描いた上で、各々適正な目標数値が把握し設定することが必要で	「の「経営分析・定性評価」でも自らが指摘しているにも画を策定できない阻害要因の洗い出しと、早急な対策のではなく、事業団体として本来あるべき姿とビジョンを
評価表記入方法	・「財団経営評価表2005」の中で「目的適合性」の点数が違う。 F・効率性、経済性 ともに100点であるが、本当に各指標が< 全委託事業により職員数と人件費が大幅に増加しているが(理由とて「人件費の削減」という項目を と評価してよいかどうか疑問で	て充分できている > なのか ? 例えば、今年は区からの しては明確でやむを得ないが)、効率性の評価におい

6 行政評価に対する総括意見

- ・行政評価報告書は年々改良が加えられ、区民にわかりやすい資料となるよう工 夫がされている。行政から区民に発信する資料は整備されたので、区民が行政に 関心を持ってもらう方法として、今年度実施された区民1000人に対するアン ケートは意義がある。区民がアンケートを通して行政活動について考える機会を 持ち、区政について理解を深めることは区政参画の第一歩になる。今後も一人で も多くの区民が行政に関心を持つような施策を推進して欲しい。
- ・評価表において、数字とその説明内容が一致していない箇所等が見受けられた ので、今後のチェック体制をしっかり構築して欲しい。
- ・全体的に改善が見られるが、二次評価がどのように機能しているのか及び評価 結果が予算にどのように反映されているかを知るのはやや困難な情況にある。

政策・施 の総括意見

- ・政策施策間の事業が重複している印象が強く、施策間の事業を統廃合すること によって合理化を進めるべきではないかと思われる。また、政策・施策評価では |極めて抽象的な表現が用いられているのに対し、事業レベルの評価は具体的(場 <mark>策・経営評</mark>♪合によっては瑣末な内容)過ぎ、両者のギャップが大きい。特に政策評価では、 <mark>価について</mark> 施策・事業を視野に入れた上で記載するべきでないか。
 - ・行政評価制度がスタートして7年目となり、行政評価制度が定着してきた感が ある。
 - ・報告書の内容や資料は、初年度から比較して大変見易くなり、理解もし易く なったが、ボリュームは多い。
 - ・施策コストは3年分明記されているので、推移が把握でき比較しやすい。
 - ・行政評価施行7年、外部評価施行4年を経て、杉並区の行政評価システムはか なり整理されてきたし、住民アンケート調査などにより内容も充実してきた。今 後は、使われることによって行政評価の質の向上を図る段階に入ってきた。した がって、住民や議員や職員にどうやったら使ってもらえるかに知恵を出す必要が ある。

- ・16年度の行政報告書は事業年度終了から11ヵ月後の17年2月に発行され、情報のタイムリー化を図るべきとの指摘に対し、17年度は大幅に改善され、事業年度終了から7ヵ月後の10月に完成していることは評価される。今年度は部長をキャップとした二次評価部門を設置して、各課が行った政策施策について二次評価を実施している。所管による自己評価と二次評価はおおむね一致しており、部門内での認識は一致している。
- ・政策・施策目標と区の施策・事務事業の対応関係を関係付けると、国や都の関係機関の活動が大きい部分と区が主体的に関与できるものがあり、両者を整理することが必要である。また、人件費比率や委託率を算定する場合に事業費で行っているため、経常的経費と投資的経費が区分されず経年変化や実態と異なる比率が算定されているものが散見される。財務会計システムと連動した評価となるよう改善が必要である。

<mark>行政評価手</mark> 法に関する 意見

- ・二次評価部門による二次評価は、大半が背景説明に終始しており抽象的過ぎる。具体的目標の達成度を評価すべきではないか。区民アンケートの実施は評価できる。区民に関心の高そうな具体的な設問であれば、今後はアンケートに参加する比率も伸びるだろう。一方で、アンケートの設問の仕方(目標の根拠が示されていない、過去の経費からの推移、等)は工夫が求められる。また、行政評価の実施時期の改善及び速報版の発行は、区民に対して説明責任を果たす努力として高く評価できる。
- ・行政評価への「区民アンケート」を導入実施したことにより、行政評価の360度評価(チェック)ができる体制(所轄の自己評価、2次評価部門による2次評価、外部評価、受益者である区民の評価)になった。評価の客観性が増し、より充実した制度にするためにも継続していくことが重要と思われる。
- ・施策の目標や成果やコストについての市民アンケートをやるなどにより、施策評価がいっそうわかりやすくなったことは確かである。他方で、政策評価指標であるチェック指標のほうの役割が不明確となった。政策目標の評価指標としてのチェック指標の位置づけをもう一度明確にする必要がある。
- ・めざすべき評価システムは、政策評価指標ー施策評価指標ー事務事業評価指標 の因果関係がフォローできるようなものであろう。

- ・区が実施すべき仕事を明確にした上で、区民等との協働、民営化、民間委託を 進めることは、より小さな区役所の実現を図るために必要である。今年度の行政 評価から「協働・委託等」関連の記入欄を設けたことは協働等の可能性を検討す る上で効果があり、また区民に対する説明責任の点でも有効である。
- ・協働等の推進について、業務の一部委託と全部委託あるいは包括委託は異なること及びNPOや住民との協働を今後拡大していく観点からは区分した目標を設定することが期待される。
- ・施策の中でも、「公害の防止」や「ごみの収集」等の施策については、協働が 困難な事業も含まれる一方、「環境配慮行動の推進」などの事業の大半は協働型 で推進してゆくべきだろう。

協働等の推 進について の総括意見

- ・三位一体改革により、国・都からの支出金が減少方向にあるなか、区の貴重な予算を十二分に生かし、事業を推進していくためにも協働の推進は不可欠であるう。今後は協働等のパートナーとなるNPOや民間の事業者をいかに選択するか、事業目的にあった適切な選択が求められる。さらにその選択基準など明確にする必要がある。
- ・協働を進めやすい事業の領域は、じつは行政責任を不明確にしたまま事業を拡大してきた分野であるという皮肉な現実を直視すべきである。よって、行政が撤退したあとに、民間企業やNPOが完全に代替してしまってもかまわないのである。協働とは言うに易く行うに難しということを念頭に、事務事業の見直しを行う必要がある。協働がふえれば協働が前進して市民生活が豊かになっているという構図では必ずしもない。
- ・平成16年度外部評価意見に対する所管課対処方針を読むと、外部評価意見に対し、真摯にその対応を考え、行動に移しているように感じられる。
- ・住民との協働について評価項目を設けるなど改善が認められる。

指摘事項の 改善点に関 する意見

- ・指摘の内容を踏まえて、次年度に処置や対策をとるなど所轄部門の改善努力が みられる。また、「外部評価意見にたいする所管課対処方針」資料はフィード バック資料として大変分かりやすい。
- ・改善点の効果がまだみえていないので、なんともいえないが、この指摘事項と 改善点についても、ウェブサイトで公開すべきである。改善の約束は区民との間 になされたものと理解すべきである。

【資料1】 政策・施策の体系

外部評価の評価対象(網掛けが評価を実施した政策・施策)

分野 番号	分 野	担当委員	政策 番号	政策	政策評価表作成 課	施策 番号	施策	施策担当課	事務事業数
						2	適正な土地利用と住環境の整備	都市整備部都市計画課	20
;	水辺をよみがえ		1	良好な住環境と都市 機能が調和したまちを つくるために		3	住民参加のまちづくり	都市整備部 まちづくり推進課	2
						4	都市機能の充実	都市整備部 拠点整備担当課	2
	らせみどりのまち をつくろう				都市整備部 都市計画課	5	道路交通体系の整備	都市整備部建設課	30
	~〈らしと環境が	山本委員				6	交通安全の推進	都市整備部交通対策課	23
1	調和するまち	山平安興				7	自転車問題の解決	都市整備部交通対策課	10
						8	住宅施策の推進	都市整備部住宅課	17
	安全·安心分野			安全で災害に強いまち をつくるために		9	災害に強い都市の形成	都市整備部 まちづくり推進課	10
			2		都市整備部 まちづくり推進課	10	水害対策の推進	都市整備部建設課	6
					いコン(八正座脈	11	防災力の向上	政策経営部 危機管理室防災課	24
						12	水辺とみどりの保全創出	都市整備部公園緑地課	21
				うるおいのある美しいま	都市整備部	13	公園づくり	都市整備部公園緑地課	11
	水辺をよみがえ らせみどりのまち		3	ちをつくるために	公園緑地課	14	まちの景観づくり	都市整備部 まちづくり推進課	7
	をつくろう					15	環境美化の推進	環境清掃部環境課	5
2	~くらしと環境が 調和するまち	目加田委員		環境に負荷を与えない 持続的な成長が可能 なまちをつくるために 健康を支えるまちづくり のために 子育てを社会で支え、 子どもが健やかに育 つために	坦坎課 保健淖址部	16	環境施策の枠組みづくり	環境清掃部環境課	6
						17	ごみの発生抑制及びリサイクルの推 進	環境清掃部清掃管理課	11
	みどい環境分野	5	4			18	環境配慮行動の推進	環境清掃部環境課	9
						19	公害の防止	環境清掃部環境課	12
						20	ごみ排出の適正化及び収集サービス の向上	環境清掃部清掃管理課	13
			5			22	健康なまちづくりの推進	杉並保健所健康推進課	15
						23	生涯を通じた健康づくりの支援	杉並保健所健康推進課	23
						24	保育の充実	保健福祉部保育課	18
						26	地域子育で支援の充実	保健福祉部 児童青少年センター	22
						27	障害児の援護の充実	保健福祉部障害者施策課	14
						28	子どもの育成環境の整備	保健福祉部 児童青少年センター	14
	やさしさを忘れ ず共に生きるま					30	高齢者の社会参加と交流の拡大	保健福祉部高齢者施策課	15
	ちをつくろう					31	高齢者の地域社会での介護予防と自 立支援	保健福祉部 高齢者在宅サービス課	35
3	~安心して健や かに〈らせるまち	にくらせるまち (校歴安員)	7	共に生きるまちをつ〈る ために	保健福祉部管理課	32	介護保険サービスの基盤整備	保健福祉部高齢者施策課	31
						33	障害者の社会参加や就労機会の拡大	保健福祉部障害者施策課	36
fi	健康・福祉分野					34	障害者の地域社会での自立支援	保健福祉部障害者施策課	36
						35	地域福祉の基盤整備	保健福祉部管理課	28
						36	生活の安定と自立への支援	保健福祉部福祉事務所	8
						37	国民健康保険及び国民年金の運営	保健福祉部 国保年金課	14
					杉並保健所 健康推進課	39	地域医療体制の整備	杉並保健所健康推進課	6
						40	健康を支える仕組みづくり	杉並保健所生活衛生課	17
						41	安全で明るい地域社会づくり	区民生活部地域課	4

分野 番号	分 野	分野担当部	政策番号	政 策	政策評価表作成 課	施策番号	施策	施策担当課	事務事業数
	みどりの産業で 元気のでる都市 をつくろう ~活力とにぎわ いのあるまち 産業経済・ 区民生活分野		9	環境と共生する産業の 育成のために		43	産業振興の基盤整備	区民生活部産業振興課	9
						44	新しい産業の育成・支援	区民生活部産業振興課	4
			10	商店街の活性化のた めに	区民生活部 産業振興課 区民生活部 生活経済課	45	魅力ある商店街づくり	区民生活部産業振興課	6
4		町田委員		都市農業の育成のた めに		47	新しい都市農業の推進	区民生活部生活経済課	6
			12	多様な働き手、組織が 活躍する社会の形成 のために 区民生活部 産業振興課	区民生活部	48	働くひとびとの条件整備	区民生活部産業振興課	3
					産業振興課	51	NPO・ボランティアなどが活動しやすい 環境整備	区民生活部地域課	2
			23	区民生活を支える基盤 整備	区民生活部 区民課	81	区民生活の情報基盤整備	区民生活部管理課	9
				魅力ある学校教育の ために		52	教育施策の執行体制の確保	教育委員会事務局庶務課	6
						53	豊かな学校教育づくり	教育委員会事務局指導室	26
					教育委員会事務 周 指導室	54	児童・生徒の健康維持及び安全の確保	教育委員会事務局 学校運営課	4
			13			55	教育施設の整備・充実	教育委員会事務局施設課	6
						56	学校教育の環境整備	教育委員会事務局 学校運営課	13
						57	多様な教育機会の提供	教育委員会事務局学務課	7
	未来を拓〈人を					58	就学のための経済的支援	教育委員会事務局学務課	5
	つくろう			地域に開かれ、支えら れた教育のために	教育委員会事務 局 社会教育スポーツ 課	59	学校運営への参画	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課	6
5	〜生涯にわたって学びあう 日律・教育分野	吉川委員				60	地域への学校開放	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課	5
						61	家庭における教育力の向上	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課	1
			15 16 17	地域文化の創造のために	教育委員会事務 局 社会教育スポーツ課 区民生活部 文化・交流課 区民生活部 地域課	62	生涯学習環境の整備・充実	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課	29
						63	図書館サービスの充実	教育委員会中央図書館	13
						64	消費者行政の充実	区民生活部生活経済課	7
						65	文化・芸術活動の推進	区民生活部文化·交流課	12
						66	文化・芸術活動の基盤整備	教育委員会事務局 郷土博物館	3
						67	地域活動の推進	区民生活部地域課	15
						68	交流と平和の推進	区民生活部文化·交流課	4
						69	男女共同参画社会に向けた環境整備	区民生活部 男女共同参画推進担当課	5
	21世紀ビジョン の実現に向けて 区政経営分野	町田委員	18	区政を支える基盤整備			内部事務等の適正かつ効率的な執行	政策経営部区長室総務課	17
						72	行政財産の適切な取得·運営及び維 持管理	政策経営部経理課	9
						73	政治意識の高揚と政治参加の促進	選挙管理委員会事務局	8
						78	効率的で効果的な組織・体制づくり	政策経営部職員課	8
						83	危機管理体制の強化	危機管理室 危機管理対策課	2
6			19	区民と行政の協働	政策経営部 区政相談課	74	区民と行政の協働	政策経営部 区長室区政相談課	7
				創造的で開かれた自 治体経営	政策経営部 企画課	75	創造的な政策形成と行政改革の推進	政策経営部企画課	6
							財政の健全化と財政基盤の強化	政策経営部財政課	9
						77	区民に身近で開かれた行政運営	政策経営部区長室広報課	12
					政策経営部	82	区政相談等の充実	政策経営部区政相談課 政策経営部	1
			21	地域と行政の情報化	以東経呂部 情報システム課	79	地域と行政の情報化	情報システム課	2
				施策番号1、21、25	. 29, 38, 42, 46, 49	, 50,	71、80番は欠番	計	862

【資料2】外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
根建伸子	パイオニアHRD株式会社キャリア開発部部長
町 田 幸 蔵	日本公認会計士協会東京会常任幹事日本公認会計士協会東京会杉並地区会副会長
が お 説 子	中央大学総合政策学部教授
ゆま もと きょし 山 本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
吉川富夫	県立広島大学経営情報学部教授 (財)地方自治総合研究所特別研究員 (前財団法人東京市政調査会研究部次長)

は会長

【資料3】平成17年度外部評価委員会の活動

	日程	議事
第1回	平成 17 年 10 月 31 日	(1)平成 17 年度外部評価について (2)平成 17 年度財団等経営評価について (3)外部評価意見に対する所管課対処方針等について (4)平成 17 年度個別外部監査の結果に関する報告について
第2回	平成 17 年 12 月 16 日	(1)平成 17 年度行政評価に関する外部評価について
第3回	平成 18 年 1 月 23 日	(1)平成 16 年度入札及び契約に関する外部評価について (2)平成 18 年度個別外部監査のテーマ候補の推薦について

【資料4】

杉並区外部評価委員会設置要綱

平成 14 年 9月6日 杉政企発第 77号

(設置)

第1条 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、 政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保するため、杉並区外部評価 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
 - (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
 - (3) 個別外部監査のテーマの選定に関すること。
 - (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
 - (5) 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、委員5名をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験者及び区在住の専門家等のうちから区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長)

- 第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会は、会長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、政策経営部企画課・経理課において処理する。
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年9月11日から施行する。

平成17年度 杉並区外部評価委員会報告書

登録印刷物番号

17-0174

平成18年3月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 TEL 03-3312-2111 (代表) FAX 03-3312-9912 http://www.city.suginami.tokyo.jp

本文は古紙 100% (白色度 70%台)、表紙は古紙配合率 50%の再生紙を使用しています